

令和6年9月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和6年9月 2日 開会

令和6年9月13日 閉会

飯 島 町 議 会

令和6年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年9月2日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 第 2 号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 6 第 3 号議案 飯島町議会委員会条例及び飯島町行政組織条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4 号議案 飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5 号議案 令和5年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 第 6 号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第 7 号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第 8 号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第 9 号議案 令和5年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第13 第10号議案 令和5年度飯島町下水道事業会計決算認定について

日程第14 第11号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第3号）

日程第15 第12号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 第13号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第17 第14号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第18 第15号議案 令和6年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第19 第16号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第20 第17号議案 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第21 第18号議案 飯島町道路線の認定について

○出席議員（１２名）

１番	伊藤 秀明	２番	坂井 活広
３番	折山 誠	４番	坂本 紀子
５番	宮脇 寛行	６番	浜田 稔
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	星野 晃伸	１０番	片桐 剛
１１番	吉川 順平	１２番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 林 潤 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松澤 京子 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 斉藤 鈴彦
飯島町代表監査委員 本多 昇	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬

本会議開会

開 会	令和6年9月2日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 町当局並びに議員各位におかれましては大変お疲れさまでございます。 これから令和6年9月飯島町議会定例会を開会いたします。 本定例会におきましては本多代表監査委員さんに御出席をいただいております。本多さん、お忙しい中、大変ありがとうございます。御多忙中のところ、よろしくお願いをいたします。 9月定例会は令和5年度各会計の決算の認定など重要な議案審議が行われます。各議員におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じ慎重かつ精力的に御審議いただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 令和6年9月議会定例会招集に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。 令和6年8月9日付、飯島町告示第51号をもって令和6年9月飯島町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様に出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。 また、本多代表監査委員さんにおかれましては、大変お忙しい中ではありますけれども御出席を賜りまして、併せて感謝申し上げます。ありがとうございます。 昨年も暑い夏でしたが、今年も梅雨明け以降は猛暑が続き、飯島町でも毎日のように30度を超える暑い日が続きました。 これからは台風の季節に入ってまいります。先週は非常に強い台風10号が停滞、迷走し、日本列島を縦断いたしました。ようやく先日、熱帯低気圧になりましたけれども、鹿児島県、また宮崎県など、台風に近い地域では特別警報が発表されるなど、大雨や暴風雨への警戒を余儀なくされたところでございます。亡くなられた方が4名、行方不明者1人、またけがをされた方が100名以上ということで、お見舞いを申し上げるとともに、御冥福をお祈りしたいと思います。 また、台風から遠く離れた愛知県や静岡県、また関東でも線状降水帯で大きな被害がありました。今後の台風もこのような状態になるのではないかと予想されているところでございます。

9月に入りまして少し過ごしやすくなったとはいえ、残暑が続く日々でございます。これから厳しい残暑が続くと予想されています。この暑さで体調を崩された方もいらっしゃるかと思いますけれども、まだまだしばらくは暑さ対策を続けていただければと思うところでございます。

台風の影響で昨日実施を予定しておりました地震総合防災訓練につきましては中止とさせていただきます。

また、1月に能登半島地震、8月には宮崎県で震度6弱の地震が発生し、宮崎県の地震の際には、制度が施行されて初めてとなります南海トラフ臨時情報——巨大地震注意でございますけれども、が発表されました。日本各地で緊張感が走り、改めて備えについてそれぞれで見直していただいたことと思います。

今は政府による特別な注意の呼びかけは終了していますけれども、いつ大地震が発生してもおかしくないという状況は変わりありませんので、引き続き日頃からの地震への備えを実施していただきたいと思います。

町での全体の訓練はできませんでしたが、台風や大雨、地震などに対して、繰り返しになりますけれども、御家庭で、避難場所の確認や備蓄品の確認など、防災について話し合いをしていただきたいと思います。

防災・減災対策には地域の皆様のお力が必要でございます。地域の皆様には引き続き御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

話が変わりますけれども、秋といえば、各神社に奉納されます庭花火の時期を迎えます。

先日、NHKでも放送されましたけれども、第96回の大曲の花火大会、こちらの創作花火の部門で町内の業者が優勝いたしました。内閣総理大臣賞は取れませんでしたけれども、今後も内閣総理大臣賞を目指して頑張っていきたいということで、花火の町としての一つの飛躍の励みになったかなということを感じているところであります。大変うれしい限りでございます。

さて、9月を迎え、本年度も約半年が過ぎようとしています。

この間、施政方針に基づき取組を進めてまいりました。

幾つか例を挙げますと、生物多様性を育む取組としては、ミヤマシジミの保全などを進めるため、東京大学農学生命科学研究科、上伊那農業協同組合との相互連携協定を更新いたしました。

将来を見据えた都市づくりの取組としましては、都市計画マスタープラン計画更新や立地適正化計画策定のための住民ワークショップを開催いたしまして、多くの住民の皆様から貴重な御意見をいただいたところでございます。

そのほか、7月には、飯島町借り上げ型町営住宅くらしあ飯島の工事が民間事業者により着工されました。来年6月完成を目指しているところでございます。

下水道事業におきましては、移動脱水車の更新を中川村と共同購入により行いました。6トン車から8トン車へと大きくなりまして、処理能力が向上したところでございます。

また、昨年度から建設が進められておりましたウエルシア上伊那飯島店が8月8日に

オープンしまして、地元で買物ができるところが増えまして、住民にとっての利便性が増すことで滞留率が上がることに期待するものでございます。

今後におきましても第6次総合計画基本計画の実現に向けましてそれぞれの事業への取組を行ってまいり所存でございます。

さて、本議会定例会に御提案申し上げます案件は、人事案件2件、条例案件2件、決算案件6件、予算案件6件、一般案件2件の計18件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ、慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。議会招集の御挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第122条の規定により6番 浜田稔議員、7番 三浦寿美子議員を指名いたします。

議 長

日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議いただいております、議会運営委員長より会期は本日から9月13日までの12日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月13日までの12日間と決定いたしました。

会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長

会期日程説明

議 長

日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。

初めに令和6月定例会において議決されました意見書の処理について報告いたします。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めるとともに、速やかな国内法整備を求める旨の意見書外6件の意見書につきましては6月17日に衆議院議長をはじめ関係各機関へ送付いたしましたので、御報告いたします。

次に請願、陳情等の受理について報告いたします。

受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条第1項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託いたします。

次に例月出納検査について報告いたします。

	7月及び8月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。 次に、議会閉会中の議員派遣に関する報告につきましてはお手元に配付のとおりでございます。研修、視察等、大変御苦労さまでございました。 次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。 本定例会は決算議会でありますので企画政策課財政係長に出席を願うことといたしました。 以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第4 第1号議案 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。 事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	それでは議案を朗読いたします。 なお、記書き部分につきましては個人情報がございますので、お名前のみ朗読いたします。 議案朗読 以上でございます。
議 長	本案についての提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	第1号議案人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。 人権擁護委員は法務大臣が任命する委員で、任期は3年となっております。 町では4名の委員の皆さんにお務めいただいておりますが、現在の川村裕彦氏が本年12月31日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者として再度、川村裕彦氏を法務省に推薦するに当たり議会の意見を求めるものでございます。 任期は令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3か年となります。 なお、法務省の手続は任命までに3か月程度を要するため、今議会で御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。 〔唐澤町長降壇〕
議 長	提案理由の説明がありました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
2 番 坂井議員	すみません。今、再任ということだったんですけれども、ちょっとお聞きしたのが、これは、ほかの方を当たったけれども断られたので再任したのか、それとも、もともと再任が既定路線で再任をしたのかというのはどちらでしょうか、お答えください。
住民税務課長	お答えをします。 もともと川村さんのほうへ再度ということで御依頼を申し上げた経過がございます。
議 長	ほかに質疑ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 この議案は討論を省略し、これより第 1 号議案 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。 この採決は起立によって行います。 本案は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。(起立者着席) 起立全員です。したがって、第 1 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
議 長	日程第 5 第 2 号議案 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
事務局長	事務局長に議案を朗読させます。 それでは議案を朗読いたします。 こちら、第 1 号議案同様、記書き部分に個人情報がございますので、お名前のみ朗読いたします。 議案朗読 以上でございます。
議 長	提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	第 2 号議案 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。 人権擁護委員は法務大臣が任命する委員で、任期は 3 年であります。 現在お務めいただいております竹澤綾子氏が本年 12 月 31 日をもって任期満了となります。 任期満了後の後任の委員候補者として竹内俊子氏を法務省に推薦するに当たり議会の意見を求めるものでございます。 任期は令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 3 か年となります。 なお、法務省の手続は任命までに 3 か月程度を要するため、今議会での御審議いただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。 〔唐澤町長降壇〕
議 長	提案理由の説明がありました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 この議案は討論を省略し、これより第 2 号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

	を採決いたします。
	この採決は起立によって行います。
	本案は、これに同意することに賛成の方は着起立願います。
	〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。（起立者着席）
	起立全員です。したがって、第２号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
議 長	日程第６ 第３号議案 飯島町議会委員会条例及び飯島町行政組織条例の一部を改正する条例
	を議題といたします。
	本案について提案理由の説明を求めます。
	〔唐澤町長登壇〕
町 長	第３号議案 飯島町議会委員会条例及び飯島町行政組織条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。
	本条例案は、令和７年４月１日に組織機構改革を行うに当たり関係条例について所要の改正を行うものでございます。
	内容は、地域創造課の廃止と、それに伴います分掌事務の改正になります。
	細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
	〔唐澤町長降壇〕
総務課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
４番	
坂本議員	ちょっと職員人数のことでお尋ねしますが、これで機構改革をした場合に、職員の人数の総体的な人数変更とか、課長は減ると思いますけれども、そういうところはどうなんでしょうか。
副 町 長	組織を変えますけれども、来年度以降の課長たちの退職も見込んでおりますので、今のところ人数的にはそんなに変わらないというふうに見込んでいます。いずれは少なくなるというふうに考えております。
議 長	ほかに質疑ありませんか。——よろしいですか。
	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。
	討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。

		これで討論を終わります。
		これから第3号議案 飯島町議会委員会条例及び飯島町行政組織条例の一部を改正する条例を採決いたします。
		お諮りいたします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第7 第4号議案 飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。
		本案について提案理由の説明を求めます。
		〔唐澤町長登壇〕
町	長	第4号議案 飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。
		今回の改正は、下水道法に基づく下水道事業の技術的内容につきまして国が定めている標準下水道条例の改正により所要の改正を行うものでございます。
		細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
		〔唐澤町長降壇〕
建設水道課長		補足説明
議	長	これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
7 番		
三浦議員		1つ質問をしたいと思います。
		六価クロムを0.2ミリグラムに改めるということなんですけれども、このために装置を取り替えるとか、何かそんなことが必要になってくるのか、今のままで大丈夫なのかをお聞きします。
建設水道課長		現在の当町の下水道処理場の放流水につきましてですが、六価クロムの項目につきましては、現在0.02ミリグラム未満という検査結果でございますので、現状の施設で十分行けるものでございます。
議	長	ほかに……。
4 番		
坂本議員		国が標準下水道条例の改正ということですが、国の改正はいつ行われたんですか。
建設水道課長		国の改正は、この年度当初といいますか、前年度末に改正を行っておりまして、それを受けまして改正を行うものでございます。
議	長	ほかに質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。

議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。	
	これで討論を終わります。 これから第４号議案 飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	
	異議なしと認めます。したがって、第４号議案は原案のとおり可決されました。	
	議 長	日程第 8 第 5 号議案 令和５年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
		日程第 9 第 6 号議案 令和５年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 10 第 7 号議案 令和５年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について		
日程第 11 第 8 号議案 令和５年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について		
日程第 12 第 9 号議案 令和５年度飯島町水道事業会計決算認定について 日程第 13 第 10 号議案 令和５年度飯島町下水道事業会計決算認定について 以上６議案を一括議題といたします。		
それでは本６議案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕	町 長	
それでは、第５号議案から第１０号議案までの令和５年度各会計決算認定議案６議案につきまして一括して提案説明を申し上げます。		
令和５年度一般会計をはじめ６会計の決算につきましては、過日、監査委員の審査を経ましたので、ここに監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。		
また、決算書類といたしまして行政報告書等を提出いたしますので、併せて御覧いただきたいと思います。		
なお、私からは決算の大綱を申し上げ、後ほど会計管理者及び下水道事業会計につきましては所管課長から細部の説明をいたします。 最初に、日本経済は、コロナ禍の３年間を乗り越え、改善しつつあります。３０年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られています。 デフレから脱却し、成長と配分の好循環を実現するチャンスが訪れている一方、財政状況は、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策への対応、また類似の補正予算の編成等により、一層の厳しさを増しております。		

国は、引き続き経済財政運営と改革の基本方針 2024——骨太の方針 2024 でございます。などに基つきプライマリーバランス黒字化の目標達成に向けて歳出構造のさらなる平準化進め、歳出、歳入、両面の改革を着実に推進するとしており、今後の地方財政への影響が心配されているところでございます。

一方、令和 5 年度の当町におきましては、引き続き物価高騰対策等にも取り組みながら、第 6 次総合計画 3 年目の年として 8 つの基本構想と 2 つの重点プロジェクトの実現に向け、一般会計、特別会計等を含め、おおむね計画どおりの行財政運営を行うことができました。これもひとえに町議会をはじめ住民の皆様の御理解と御協力のたまものであり、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、当町の全ての会計を合わせました歳出決算規模につきましては、総額でおよそ 94 億 4,500 万円となり、前年度からおよそ 4 億 4,000 万円減少いたしました。これは、介護保険特別会計がおよそ 2,800 万円、後期高齢者医療特別会計がおよそ 600 万円増加した一方、一般会計がおよそ 3 億 7,500 万円、国民健康保険特別会計がおよそ 5,100 万円、水道事業会計がおよそ 4,300 万円減少したことが主な要因でございます。

それでは、まず第 5 号議案の一般会計について申し上げます。

歳入総額はおよそ 61 億 4,800 万円、歳出総額はおよそ 59 億 500 万円となり、前年度に比べ歳入歳出ともそれぞれ 6 %減額になりました。

歳入歳出の差引きから翌年度への繰越しを除いた実質収支はおよそ 1 億 4,300 万円の黒字決算となりました。

また、単年度収支はおよそ 1,800 万円の赤字となりましたけれども、基金への積立金、起債の繰上償還、積立金の取崩しを勘案した実質単年度収支につきましては、およそ 2,300 万円の黒字決算となりました。

令和 5 年度も引き続き第 6 次総合計画に掲げられた事業を推進するとともに、物価高騰対策等にも取り組むなど、難しい行政運営が求められましたが、事務の効率化や経常経費の削減に注意を払いつつ、住民の皆様にも御協力をいただきながら各事業に取り組んでまいりました。

次に令和 5 年度の主な取組と財政指標について申し上げます。

まず令和 4 年度からの繰越事業としましては、社会資本整備総合交付金事業の町道南田切線をはじめとします町道改良工事や舗装補修工事、定住施策関連補助金など 9 事業、およそ 2 億 6,000 万円の事業を実施いたしました。

また、国の交付金等を活用した物価高騰対策事業関連につきましては、総額でおよそ 1 億 6,200 万円の事業を実施いたしました。内容としましては、物価高騰の影響を受けた低所得者世帯への給付金、事業者への燃料費や電気料の負担軽減を目的とした事業継続の支援交付金など、幅広い分野への支援策を講じてきたところでございます。

次に、第 6 次総合計画の基本構想実現のために実施した主な事業につきまして説明を申し上げます。

最初に「住民と行政の創合力による安全で安心なまちづくり」の防災関連では、老朽化した役場防災無線の操作卓の改修に合わせ放送の聞き直しができる電話応答機能や聞

き取りづらさを解消する音声合成放送を追加するなど機能強化を図ったほか、消防団関連では第2分団第2部の駐車場の整備等の実施や有事の際に限り出動する機能別消防団員制度を導入することで団組織の充実を図りました。

また、防犯関連では、電話でお金詐欺の被害を防止するため自動通話録音機の購入や特殊詐欺対策サービスの加入に対する助成を行うことで被害の軽減と防犯意識の向上を図ったほか、自治会管理の防犯灯について従来は対象外であった移設経費も補助対象とするなど、制度を充実することで自治会の負担軽減を図りました。

次に「美しく快適な暮らしの環境を将来へつなぐ」の環境施策関連では、農業委員会を対象としたソーラーシェアリング、これは営農型の太陽光発電でございますけれども、に関する勉強会の実施や地球温暖化対策設備設置事業補助金を創設し、家庭への太陽光発電システムや蓄電システムの補助制度を拡充することで導入件数が昨年に比べ大幅に伸びたほか、2050年に温室効果ガスの排出をゼロとする目標達成に向け、指針となる飯島町カーボンニュートラル実行計画を検討開始段階から約3年をかけて策定いたしました。今後はこの計画に基づき各種事業を積極的に展開してまいります。

「誰もが健康でいい場所と出番があり共に支え合える地域づくり」の母子保健関係では、新たな不妊不育相談員の配置により検査や治療の情報提供や悩み事相談を受ける体制を強化したほか、子育て世帯の経済的な支援を行うため出産育児一時金の増額や新たに出産・子育て応援給付金の給付を実施したところでございます。

また、生涯を通じて安心して生活ができるよう、保健、医療、福祉、介護の関係機関が密に連携し適切な対応ができるネットワークの構築を推進するため重層的支援体制整備事業への移行準備を継続して進めたほか、新たな取組として手話通訳が必要な方が災害時などで通訳者が同行できない場合に備え、離れた場所から通話ができる遠隔手話通訳サービスを導入することで安心して暮らせる地域づくりに努めてまいりました。

次に「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」の農業関連では、生産システムと運営を最適化するためスマート農業機械等の導入補助を創設し認定農業者等の効率的な経営への支援を実施したほか、女性農業者が働きやすい環境づくりに必要な更衣室等の現場環境への整備補助を行い、多様な担い手の確保に努めてきたところでございます。

また、地産地消対策として学校給食センターへの地元農産物を納入する農家の皆さんへの助成を行い野菜等の出荷しやすい環境を整えるとともに、児童生徒の食育推進を図ったほか、荒廃した竹林の有効活用を図るため竹林整備を実施する個人または地区の皆さんに対してその経費を助成する竹林整備利活用推進事業補助金を新たに創設し、飯島町の良好な里山景観の保全に取り組みしました。

また、企業誘致関連では、役場西側の広域農道沿いに商業施設用地を確保し、ドラッグストアの誘致を行うことで住民の買物環境の充実により地元滞留率の向上を図ったところでございます。

次に「暮らしを支える強靱で快適なライフラインの創造」の町道河川関連では、継続事業であります南田切線のほか、地元要望の丸山線の整備着手、高尾本線の道路改良工

事、北町の北田川の改修工事等を実施いたしました。

また、住宅・空き家対策では、豊岡舟久保住宅の除却に向け既存の入居者の移転に必要な北梅戸住宅等の改修工事等を実施したほか、懸案事項であった南街道の特定空家の除却を実施することで安全・安心な生活の確保と町の景観保全に取り組んだところでございます。

なお、与田切川・中田切川砂防事業による流域整備や百間ナギのクラックの観測や崩落対策につきましては、引き続き国、県への働きかけを行い、継続して事業を推進していただいている状況でございます。

次に「魅力向上で住みたい・住み続けたい地域づくり」の観光関連では、千人塚マレットゴルフ場の屋外トイレの建築工事や櫻山浄化槽の改修工事など、観光施設の長寿命化対策を実施することで観光地としての魅力強化を図りました。

また、人口増プロジェクトの主要事業としまして令和4年から取組を開始しました住宅取得や住宅リフォーム、民間住宅開発に対する各補助金につきましては、制度の浸透が図られ人口減少の課題に対応して一定の成果が得られたものと考えております。

次に「子どもの元気」と「学びの力」でいきいき豊かな暮らし」の保育園、子育て支援関係では、紙おむつの園内処分に取り組み保護者負担を軽減したほか、ファミリーサポート事業では利用会員の負担軽減と協力会員の報酬増を目的として、経費等の一部を町が支援することで利用しやすい制度の充実を図りました。

小学校関連では、飯島小学校のスクールバスの運行を2台体制とすることで下校時間等を短縮し子どもたちがより安全に通学できる体制を整えたほか、学童クラブ教材費を町が負担することで保護者負担の軽減を図ったところでございます。

生涯学習関係では、建物の長寿命化対策として飯島陣屋記念館の改修工事を実施したほか、田切公民館の改修工事を行い指定避難所としての機能強化を図りました。

また、文化館30周年といいじま文化サロン発足25周年を記念して飯島文化サロンの皆様に例年より充実した企画を行っていただき、様々な年齢層の皆さんに喜んでいただける映画やコンサートなどを開催することで文化振興の充実を図ったところでございます。

以上、第6次総合計画に掲げました基本構想に関連する主な事業について申し上げます。

なお、令和6年度の繰越事業につきましては、継続事業の町道南田切線道路改良工事や町民税非課税世帯に対する臨時特別給付金など全16事業、およそ3億9,700万円を次年度への繰越事業といたしました。

こうした多くの事業を実施する中で、財政指標の改善策として起債の繰上償還を一般会計におきましておよそ8,600万円実施いたしました。

また、基金におきましては、定住施策関連補助金の財源として財政調整基金から4,000万円、起債の繰上償還の財源として減債基金からおよそ8,600万円の繰入れを行う一方、年度途中の普通交付税の再算定で措置された後年度の臨時財政対策債の元利償還金相当分およそ1,500万円を積み立てたところでございます。

また、高度情報化基金は、今後のDX推進に関する財政需要の財源として5,500万円の積立てを行ったほか、公共施設等整備基金は町道丸山線の新設工事や千人塚マレットゴルフ場トイレ建築工事等の財源として4,800万円の繰入れを行う一方、決算状況や今後の財政需要を見込み1億円の積立てを行ったところでございます。

今後も、物価高騰など経済対策や近年の異常気象などによる豪雨災害などの突発的な災害等への対応、さらに町の公共施設整備や老朽化に伴う維持管理費の増加、人口減少対策など、新たな施策に対応するため、財政状況を見ながら財源を確保しつつ、有効な活用を図ってまいります。

次に町の財政状況についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標は、令和5年度におきましても国の示す一定の基準は超過しておりません。

また、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましても、黒字決算であったため前年度と同様、数字には表れておりません。

実質公債費比率は前年度より0.4ポイント減少し8%、将来負担比率も12.7ポイント減少し29.4%に改善されました。

そのほかの主な財政指標につきましては、財政力指数が0.37と前年度に比べ0.01ポイント減少しております。

また、経常収支比率につきましては、主に経常一般財源であります臨時財政対策債の減の影響により、前年度に比べ1ポイント増加し78.5%となりました。

次に第6号議案の国民健康保険特別会計について申し上げます。

歳入歳出の差引額はおよそ2,600万円の黒字となりました。

歳入総額は前年度に比べおよそ4,700万円、4.8%の減となりました。

歳出総額は前年度に比べおよそ5,100万円、5.4%の減となっております。

なお、被保険者数につきましては、令和5年度末では前年度より減少しております。

また、保健事業につきましては、特定健診の受診率が年々上がっており、将来の保険給付費の抑制につながるものと感じております。

今後の被保険者の皆様の健康を守る医療保険者として保健予防活動に努め、国保会計の健全運営に努めてまいります。

次に第7号議案の後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入歳出の差引額はおよそ300万円の黒字となりました。

歳入総額は前年に比べおよそ600万円、3.8%の増となりました。

歳出総額も前年に比べおよそ600万円、3.9%の増となっております。

なお、被保険者数につきましては、令和5年度末は前年より増加しております。

また、保険料の収納率につきましては高い収納率を維持しており、皆様の御理解、御協力に感謝を申し上げます。

医療費の給付は県下で62位と低く、今後も介護予防事業と連携した保険事業を着実に進めてまいります。

次に第8号議案の介護保険特別会計について申し上げます。

歳入歳出の差引額はおよそ 400 万円の黒字となりました。

歳入総額は前年度に比べおよそ 300 万円、0.2%の増、歳出総額は保険給付費の増により前年度に比べおよそ 2,800 万円、2.5%の増となりました。

今後も高齢者数の増加とともに保険給付費の増加が見込まれます。介護予防事業を推進するとともに、介護給付費準備基金への積立てを計画的に行うなど、引き続き適正な会計運営に努めてまいります。

次に第 9 号議案の水道事業会計について申し上げます。

水道事業における給水人口は 108 人減少、使用料収入は前年度に比べおよそ 600 万円の減少となりました。

費用につきましては前年度より 890 万円増加したものの、単年度収支はおよそ 830 万円の黒字決算となりました。

引き続き安全でおいしい水の供給を行うため、安定給水と健全運営に努めてまいります。

次に第 10 号議案の下水道事業会計について申し上げます。

下水道事業における水洗化人口は 84 人の減少となりましたが、使用料収入は前年度とほぼ同額となりました。

費用につきましては前年度より 2,670 万円減少し、単年度収支はおよそ 2,060 万円の黒字決算となりました。

下水道事業は維持管理事業が中心となりますが、引き続き下水道の普及に努め、安定した料金収入を確保するとともに、健全経営を目指してまいります。

以上、第 5 号議案から第 10 号議案まで令和 5 年度の各会計決算につきまして概要説明を申し上げます。

今後も地方行政を取り巻く情勢は人口減少や少子高齢化の進行、不安定な海外情勢による物価の高騰、グローバル化やデジタル化の進展、カーボンニュートラルの実現など大きな変革期の中にあります。これらの様々な課題への対応を行いつつ、第 6 次総合計画に掲げました町の将来像であります「新しい発想で考える アルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし」の実現に向けまして、機を逸することなく必要な施策を実施できますよう、適切な財政運営に努めてまいります。

今後とも議員各位の一層の御理解と御協力をお願いし、適切な御審議の上、認定いただきますよう重ねてお願い申し上げまして、提案説明といたします。

よろしくお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

会計管理者 補足説明

建設水道課長 補足説明

議 長 休憩といたします。再開時刻を 10 時 55 分といたします。休憩。

休 憩 午前 10 時 37 分

再 開 午前 11 時 55 分

議 長

会議を再開します。

ここで監査委員の決算審査報告を求めます。

本多代表監査委員さん、お願いします。

〔本多代表監査委員登壇〕

代表監査委員

令和５年度飯島町一般会計及び特別会計の決算審査を令和６年７月２９日～８月２日の５日間にわたり実施しました。その結果を意見書としてまとめましたので、御報告をいたします。

審査意見書を御覧ください。

１ページには審査の概要が、５ページからは決算の概要が記載されております。後日お目通しをお願いします。

２ページから御覧ください。

審査の結果です。

審査に付された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況報告書等については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものと認めます。

予算の執行及び財政運営状況は、ともに適正であると認めます。

また、各基金の運用については、それぞれ設置の目的に沿って適正に運用されていると認めます。

総括的意見です。

令和５年５月から新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行され、以前のような医療や社会経済へ与えた大きな影響は収まりつつある一方、原油価格、物価の高騰が収まる兆しが見られず、住民生活や地域経済へ与える影響は大きく厳しい一年でした。

また、１月１日には能登半島地震が発生し、人命や施設等に甚大な被害を及ぼしました。伊那谷も例外ではなく、今後、遭遇するであろう南海トラフ地震に対し、改めて防災への意識を考えさせられる災害でした。

こうした状況の中、当町では、当初予算、前年度繰越予算に従った事業に加え、前年度に引き続き新型コロナウイルス対策事業のほか、物価高騰対策事業としてエネルギー、食品価格等の物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等や農業経営者、社会福祉施設等に対し生活支援、事業者支援に取り組んできました。

今回の決算審査を通じ、各課とも職員の皆さんが決められた予算目的に従い、より効率的に真剣に取り組んできた、その努力を評価します。

全体の事業内容については、令和５年度の会計決算書、行政報告書及び行政評価書に基づいて決算状況を審査しました。

行政評価書については、第６次総合計画や実施計画との関係が示されるようになっていきます。引き続き第６次総合計画に掲げた施策の推進に向けて、より効果的、効率的な行政運営のための有効活用をされることを期待します。

財政状況については、歳入において地方交付税が１．４％増額したものの、町税は厳し

い経済情勢の影響もあり前年度比 1.5%の減収、国庫支出金は新型コロナ関連の補助金等の減少により 26.7%、県支出金は農業耕作条件改善事業等の完了等により 18.6%の減少となりました。

歳出においては、商工費がくらし復興券事業等の修了により 2.5%の減少、教育費が前年度の小中学校空調設備整備事業の大型事業完了により 37.4%の減少となり、決算規模は縮小となりました。

公共団体の財政力を示す財政力指数は 0.37 と前年度より 0.01 ポイント減少となりました。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 78.5%と前年より 1.0 ポイント増加しましたが、昨年度と同様、良好な状況となっています。

実質的な公債費が財政に及ぼす負担を示す指標である実質公債費比率は、8.0%と前年度より 0.4 ポイント減少となり、安定した状況となっています。

以上のとおり、これらの財政指標は財政状況が健全であることを示しています。

それぞれの会計の収支状況について、一般会計においては、各種補助金等を積極的にかつ適切に活用し予算に沿った運営がなされています。特別会計においては、各会計ともに黒字決算であることを確認しました。

財政調整基金などの基金の状況は、前年度に比べ全体で約 3,600 万円、1.7%増加となり、年度末残額は 21 億 7,700 万円余となりました。

財政調整基金や減債基金は一般財源不足分への充当や繰上償還のため取崩しを行ったが、今後の備え等も考慮し、積立てを行っています。町の財政規模からすると、いずれも財政環境の変化への対応は確保されていると考えます。

行財政運営に当たって、歳入に関しては、収納率が町税 98.8%、国民健康保険税 94.9%と、いずれも前年と同様、高い水準を維持しており、収入未済額の解消に向けた努力の結果が認められます。今後も現状を維持しつつ効率的な収納確保に努めてください。

歳出に関しては、外部委託の推進、指定管理者制度の活用等、積極的に取り組んでいると認められます。さらに経費の削減を図るとともに、効果的、効率的な予算の執行に努めてください。

次に、一般会計の当初予算は 54 億 2,600 万円、決算額は歳入 61 億 4,800 万円、歳出 59 億 500 万円となり、当初予算と比較した歳出決算額は 4 億 7,900 万円、8.8%増加した。

主な事業は、社会資本整備総合交付金事業による道路改良 1 億 9,165 万円、飯島町に光をそそぐマイホーム取得補助金等住宅関連補助事業 1 億 4,748 万円、商業施設用地造成工事等 8,951 万円、同報系防災行政無線操作卓等改修業務 4,290 万円などがあります。

コロナ対策、物価高騰対策や大型事業に取り組む中、上記事業のほかにも観光や歴史・教育事業として千人塚屋外公衆トイレ整備工事 2,970 万円、陣屋記念館改修工事 1,890 万円も行っています。

実質不用額が 1 億 2,600 万円となりました。入札などにより生じる不用額の把握をし、必要に応じて補正を行い、ほか事業の財源としていることを確認しました。今後も限ら

れた予算の中で住民要望に応えるための財源を確保するため、不用額の把握に努めてください。

庁舎管理のうち太陽光発電の売電収入が前年度に比べ減額となったことを確認しました。原因は設備の維持管理不足です。他事業に比べ少額ではありますが、貴重な自主財源であり、歳入に影響があることから、今後は十分な維持管理に努めてください。

飯島町に光をそそぐマイホーム取得補助金等の住宅関連補助事業が2年目を迎えました。マイホーム取得補助金は移住者の増加につながり、今後も期待されますが、リフォーム支援補助金は移住者増加につながらず、年齢制限等があり、公平性にも問題があり、廃止を含め検討することを要望します。

福祉部門では、障がいのある方や高齢者、生活困窮者など支援を必要とする方へ様々な事業を通じてきめ細やかなケアがされていることを確認しました。誰一人取り残さない社会にしていくなめには寄り添う職員によるマンパワーが必要不可欠です。従事している職員が働きやすい職場環境になるように努めてください。

長年の懸案であった新田工業団地の売却、久根平工業団地拡張分の売却がともに完了したことを高く評価します。

また、新たに商業施設用地の取得、造成工事が完了し、売却されました。今後、開業する商業施設が住民の利便性向上につながることを期待する。

高尾本線道路改良工事により、幅員拡張のほか、水路敷設がされました。道路沿線は眺望もよく、さらなる宅地化に伴う人口増が期待されます。今後も計画的な道路改良工事等に取り組んでください。

ふるさといいじま応援寄附金は過去最高件数、企業版ふるさと納税は過去最高金額となりました。頂いた貴重な寄附金を財源に、今後、さらなる活力ある町づくりのため、職員総参加で様々な事業に取り組むことを期待します。

最後に、令和5年度になり新型コロナウイルスが5類に移行し、各種イベントへの参加者や施設の利用者の数が増え、徐々にではあるがコロナ前に戻り始めました。常に町民の皆さんが笑顔で過ごせる行政運営に努めてください。

コロナ関連の事業がなく、国県等の補助金減少に伴い財政規模の縮小が予想されますが、今後も第6次総合計画に掲げた施策の推進に向けて限られた財源が有効活用されることを期待します。

次に令和5年度飯島町水道会計並びに下水道事業会計決算審査を令和6年6月26日に実施しました。その結果を意見書としてまとめましたので、御報告いたします。

決算審査意見書を御覧ください。

3ページから決算の概要が記載されております。後日お目通しいたきますようお願いいたします。

1ページを御覧ください。

審査の対象、審査の方法は記載のとおりです。

審査の結果です。

損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他附属書類につ

いては、いずれの会計も計数に誤りなく、適正に記帳されており、当会計年度における経営成績及び財政状態を正確に表示しているものと認めます。

また、現金預金、基金の管理についても適正に行われていることを確認しました。
総括的意見です。

上水道では、局地的集中豪雨や落雷により機器故障対応を行いました。6月30日～7月1日には高濁度の影響による取水停止により24時間態勢での手動操作や機器の調整対応に迫られ、断水が発生しましたが、飯田市、松川町へ給水車を応援要請し給水活動を行いました。また住民各位の節水等の協力もあり、断水被害を最小限に抑えることができました。改めて安全な水道水の供給に努めることが再認識されました。

下水道では、老朽化による移動脱水車の不具合による修繕や汚泥棟脱臭剤交換工事、非常用通報装置の更新、本郷東部処理施設の破砕機オーバーホールを行いました。これら、年間を通じ積極的に水道水の安定供給、下水道の維持管理に努めた担当職員の取組を評価します。

水道事業においては、配水量は増加したものの、有収水量は減少しています。これは、老朽管の布設替え工事を行っているものの、昨年度より地下での漏水が増えたことによるものと考えられ、有収率は76.3%と前年度比3.4%の減少でした。

また、令和4年度から開始した中川村への用水供給事業は、中川村の配水管布設替え工事に合わせて行われており、用水供給エリア拡大に伴い用水供給量は増加傾向にあります。

下水道事業では、つなぎ込み率87.4%と前年度比0.9%増加し、下水道の普及状況は処理区域内人口に対する水洗化人口比率が83.6%でした。

今後も水道水の漏水減少、安定供給のため、老朽化した水道管の布設替えに取り組むとともに、中川村への用水供給をさらに推進することに取り組んでください。

また、下水道に関しても引き続き適切な施設の管理に取り組んでください。

当年度の純利益については記載のとおりです。上水道、下水道とも安定した経営状況にあります。

今後、給水人口の減少による料金収入の減少や浄水場の建て替え、移動脱水車の更新等の上水道や下水道に関する施設、設備等への投資、企業債の元利償還等に多額の資金が必要となることを見込まれることから、これらを含めた計画的な経営が求められます。

最後に、引き続き良質な水道水の安定供給、良好な下水道施設の維持管理が行われるとともに、先を見据えた計画の下、安定的な経営ができることを期待します。

次に令和5年度飯島町財政健全化審査意見書及び上下水道事業会計健全化審査を令和6年8月2日に実施しました。その結果を意見書としてまとめましたので、御報告いたします。

1ページの財政健全化審査意見書を御覧ください。

審査の対象、審査の方法は意見書に記載したとおりです。

審査の結果です。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、い

		ずれも関連法令に準拠し適正に作成されているものと認めます。 個別意見です。 実質赤字比率と連結実施赤字比率は良好な状態にあります。 実質公債費比率 8.0 は早期健全化基準 25% を下回る水準、将来負担比率 29.4% は早期健全化基準の 350% と比較すると健全状態にあります。 したがって、指摘すべき事項はありません。 次に 3 ページの上水道事業会計健全化審査意見書を御覧ください。 審査の対象、審査の方法は意見書に記載したとおりです。 審査の結果です。 審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認めます。 各事業会計とも資金不足になっていないことを認めます。 指摘するべき事項はありません。 以上で決算審査の報告を終わります。
議	長	本多代表監査委員は自席にお戻りください。
議	長	[本多代表監査委員降壇] これから、ただいまの決算審査報告について質疑を行います。 なお、質疑事項は監査委員の職務の範囲を超えることのないよう御留意をお願いいたします。 それでは質疑に入ります。 質疑はありませんか。——ありませんか。 質疑なしと認めます。 これで決算審査報告に対する質疑を終わります。 本多代表監査委員さん、大変御苦労さまでございました。 暫時休憩といたします。
休	憩	午前 11 時 14 分
再	開	午前 11 時 15 分
議	長	会議を再開いたします。 これから令和 5 年度決算 6 議案について一括して質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的事項につき質疑されるようお願いいたします。 質疑はありませんか。なし。 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 ここでお諮らいたします。 第 5 号議案～第 10 号議案は調査に時間を要するため、9 月 13 日の定例会最終日にこれを採決したいと思います。

議 長	御異議ございませんか。		
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕		
議 長	異議なしと認めます。したがって、本 6 議案については 9 月 13 日——本定例会最終日に採決することに決定いたしました。		
議 長	日程第 14	第 11 号議案	令和 6 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）
	日程第 15	第 12 号議案	令和 6 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
	日程第 16	第 13 号議案	令和 6 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
	日程第 17	第 14 号議案	令和 6 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
	日程第 18	第 15 号議案	令和 6 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）
	日程第 19	第 16 号議案	令和 6 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
	以上 6 議案を一括議題といたします。		
町 長	それでは本 6 議案について提案理由の説明を求めます。		
	〔唐澤町長登壇〕		
	第 11 号議案～第 16 号議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。		
	まず第 11 号議案 令和 6 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）について説明申し上げます。		
	予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 9,348 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 61 億 2,329 万 7,000 円とするものであります。		
	今回の補正につきましては、令和 5 年度の決算がまとまり、繰越金や令和 6 年度の普通地方交付税が確定したことのほか、物価高騰の影響による低所得者世帯等に対する経済対策や住民要望の高いマイホーム取得及び住宅リフォーム補助金、また町道の修繕経費など地元要望等に対応する予算措置を行うものでございます。		
	主な歳入の内容としましては、普通地方交付税と特別交付税が合わせておよそ 1 億 8,200 万円、国庫支出金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金がおおよそ 2,200 万円、寄附金が企業版ふるさと納税に 3,000 万円、前年度繰越金がおおよそ 8,300 万円の増額を計上いたしました。		
	また、歳入の状況を見ながら財政調整基金繰入金 1 億 2,000 万円の減額を計上したところでございます。		
	次に主な歳出の内容としましては、光をそそぐマイホーム取得等の住宅関連補助金に合わせて 4,000 万円、総務省の外部人材派遣制度を活用した地域力創造推進プロジェクト事業におおよそ 2,700 万円、定額減税調整給付金追加分に 1,700 万円、本郷ため池の改修工事に 2,200 万円のほか、町道の構造物補修工事や舗装補修工事に 1,900 万円、老朽化による七久保小学校校庭倉庫の建て替え工事におおよそ 580 万円の増額補正を計上したところでございます。		
	そのほか、各種事務事業に対応する必要な経費を計上するものでございます。		
なお、3 年間の実施としております光をそそぐマイホーム取得補助金や住宅リフォー			

ム支援補助金等の住宅関連補助金につきましては、現在までの申請状況から3月までの見込額を計上しており、今回の補正をもって最後と考えております。

続きまして第12号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,005万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億6,605万9,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、令和5年度決算額が確定したことによります繰越金と人件費、過年度保険給付費等の返還金の確定等による補正を行うものでございます。

歳入では繰入金を20万7,000円、繰越金を2,603万1,000円、諸収入を381万5,000円増額するものでございます。

歳出では、総務費を39万円、保健事業費を105万円、諸支出金を35万円、予備費を2,826万3,000円増額するものでございます。

続きまして第13号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ238万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億8,933万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、令和5年度決算及び保険料徴収分の翌年度繰越金確定による後期高齢者広域連合納付金の補正と人件費等の補正を行うものでございます。

歳入では、後期高齢者保険料を3万円、繰入金を5万5,000円、繰越金を230万2,000円増額するものでございます。

歳出では、総務費を5万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金を230万2,000円、諸支出金を3万円増額するものでございます。

続きまして第14号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ959万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億4,002万3,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、主に令和5年度決算額が確定したことによる繰越金と人件費、また過年度保険給付費等返還金の補正を行うものでございます。

歳入では、支払基金交付金を137万1,000円、県支出金を762万9,000円、繰越金を320万7,000円増額し、国庫支出金を186万8,000円、繰入金を74万円減額するものであります。

歳出では、主に諸支出金を790万6,000円増額し、地域支援事業費を485万1,000円減額し、差額を予備費により調整するものでございます。

続きまして第15号議案 令和6年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正につきましては収益的収支に関する補正を行うものでございます。

支出につきまして、営業費用のうち衛星を活用した漏水調査に基づく詳細調査費150万円と人事異動等による人件費の調整として30万8,000円を増額し、支出総額を2億

	3,557 万 9,000 円とするものでございます。
	続きまして第 16 号議案 令和 6 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。
	今回の補正につきましては収益的収支に関する補正を行うものでございます。
	支出につきまして、営業費用のうち人事異動等による人件費の調整として 963 万円を減額し、支出総額を 4 億 1,763 万 4,000 円とするものでございます。
	そのほか細部につきまして、第 11 号議案の一般会計につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第 12 号議案～16 号議案の特別会計及び公営企業会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
企画政策課長	補足説明
総務課長	補足説明
住民税務課長	補足説明
健康福祉課長	補足説明
産業振興課長	補足説明
建設水道課長	補足説明
地域創造課長	補足説明
教育次長	補足説明
議 長	説明を終わりました。 ちょっとここで暫時休憩いたします。
休 憩	午後 0 時 1 0 分
再 開	午後 0 時 1 0 分
議 長	再開します。 それでは、昼食のためここで休憩いたします。再開時刻は 1 時 3 0 分でよろしいですか。1 時 3 0 分いたします。休憩。
休 憩	午後 0 時 1 2 分
再 開	午後 1 時 3 0 分
議 長	休憩を解き会議を再開いたします。 休憩前に提案理由の説明がありました令和 6 年度補正予算 6 議案について一括して質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項につき質疑されるようお願いをいたします。質疑はありませんか。
4 番 坂本議員	では質問いたします。

18 ページの 1167 の情報機器管理費なんですけれども、決算でいきますと、令和 4 年で 4,900 万円余り、令和 5 年で 7,333 万円、それで今年度の今の段階で 8,127 万円ということで、ここのところインターネットとかライセンスのお金とか高額な金額がかかっているわけなんですけれども、これは国の補助金も入っていると思うんですけれども、今後これがどの程度かかって整備していかれるのかということと、過去からの国の補助金がどの程度入っているのかをお尋ねしたいと思います。

それと、31 ページの 3742 の花の里いいじまの管理費の中で E V なんですけれども、充電器が最初は町でということだったのが指定管理者のほうで整備するということで、使用料がそちらに入るわけなんですけれども、田切の里と同じような形態なのか、田切の里はどうなっているのか、それで、どういう経過で町ではなく指定管理者になったのかという点を取りあえずお願いいたします。

総務課長

D X 関係のことだと思うんですが、今後の予定ということなんですけれども、こちらは D X の推進に基づきまして、今後のようなものが入ってくるかっていうところは相談をしながら決めていくので、ちょっと全体的な今後の計画というところは、今はちょっと分からないところです。

それから国の補助金がどのくらい当たっているかというところは、すみません、手元に今資料がございませんので、ちょっとお答えできないところです。

議 長

花の里いいじまの件は……。

産業振興課長

道の駅花の里いいじまの管理費の関係でございますけど、E V 充電器を設置するのは指定管理者ではなくて民間でございます。そのため町としては、18 節にありますように負担金でお支払いしていくと、そういった予算の組立てになっております。

なお、田切の里についても設置者は民間でございます。

議 長

ほかに……。

4 番

坂本議員

もう一つは、20 ページの地域力創造推進プロジェクト、1179 なんですけれども、説明でいきますと、委託料の中でアドバイザーが 1 人と地域おこし協力隊受入れ団体業務が 4 人分、それから負担金が 2 人ということなんですけど、これは総体的に何人ぐらいのチームで、これはそれぞれ別人という言い方はないですけど、1 人 4 人の 2 人で 7 人っていうふうに、そうではなく、重複していて、大体何人のチームでやっていくということになっているんでしょうか。

企画政策課長

お答えします。

3 つの制度を使って事業を展開してまいるっていうことなんですけれども、アドバイザーをトップにしまして、あとは地域活性化起業人と地域おこし協力隊がセットになるという形を考えております。地域活性化起業人が 1、地域おこし協力隊が 2 っていう形のチームを組んでいくっていうことで、それが 2 班編成になると、それをまとめるのがアドバイザーという形になろうかというふうに考えております。

議 長

ほかに……。——よろしいですか。——ありませんか。

質疑なしと認めます。

	これで質疑を終わります。 ここでお諮らいたします。 第 11 号議案～第 16 号議案は調査に時間を要するため、9 月 13 日の定例会最終日にこれを採決いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、本 6 議案については、9 月 13 日——本定例会最終日に採決することに決定いたしました。
議 長	日程第 20 第 17 号議案 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改により令和 6 年 12 月 2 日に現行の被保険者証の発行が終了となることに伴い、長野県後期高齢者医療広域連合が処理する事務を規定した規約の一部を変更する必要性が生じました。 この規約の変更につきましては、地方自治法の規定により議会議決が必要であるため、これを提案するものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
健康福祉課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
7 番 三浦議員	国の法律ということであればなんですけれども、医療機関などでマイナンバーカード保険証の利用ということもあって 12 月 2 日以降は保険証が発行されなくなると言っていますけれども、保険証の利用のほうが効率的でよいというような医療機関の声ややめてほしくないという住民の皆さんの声もかなり聞こえています。 そういう中で、マイナンバーカードを保険証として利用することについて私はとても疑問に思うんですけど、その辺はどのように捉えておられるのかお聞きをしたいと思います。
健康福祉課長	国のほうの動きですので、町村でこれを止めるとか、それを変えるということとはできないという中で、町といたしましたは、今回、その代わりになる資格確認書、こちらのほうの発行をしっかりとやっていきまして、一番は、医療機関へ行って適切な医療が受けられないですとか、今までとやり方が変わってしまって支払いに戸惑ってしまうとか、こういったことのないようにだけはやっていきたいと、このように考えております。

議 長 9 番 星野議員	ほかに……。
健康福祉課長	マイナンバーカードを保険証代わりに使うということになりますと、やっぱり一番困るのはお年寄りで、いわゆる暗証番号とかを入れるっていう操作についてきちんと説明をしていただくようお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。
議 長	その辺につきましても戸惑うことがないよう、こちらのほうでも、もしその説明ですとか、そういったものをする機会等がございましたら、そういった中で周知をしていきたいというふうに考えております。
6 番 浜田議員	ほかに……。よろしいですか。 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。
議 長	この条例に反対する立場から討論いたします。 マイナンバー制度の普及に関しては、これまでも様々な混乱が報告されておりますし、とりわけ国家公務員の利用率が極めて低いという問題も指摘されております。したがって、法律を決めたとしても、現実には、12 月 2 日以降、大混乱が起こることが予想されています。 それで、この条例は国の命令だという側面がある一方、もう一方で議会の承認を得なきゃいけないという意味では、我々には反対の権限が与えられているということは、まさに地方自治法の定めるところであります。よって、この条例の制定には反対するものであります。
議 長	ほかに討論ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 この採決は起立によって行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の議員はお立ちください。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。（起立者着席） 起立多数です。したがって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 21 第 18 号議案 飯島町道路線の認定について を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔宮下副町長登壇〕
副 町 長	第 18 号議案 飯島町道路線の認定について提案理由の説明を申し上げます。 本件につきましては、町道認定の申請があったもので、申請に基づき調査したところ、

	当該道路沿線には新たに宅地が造成されることなど生活道路として公共性が高いと認められるため、道路法第8条第2項の規定により町道北上ノ原支8号線ほか1路線の認定をお願いするものでございます。 細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 〔宮下副町長降壇〕
議 長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
4 番 坂本議員	針ヶ平横1号支1号線なんですけれども、これは、現在この地点は畑かなんかだと思うんですけれども、ここが宅地になるという話でこれを町道とするということなんでしょうか。
建設水道課長	こちらの針ヶ平横1号支1号線でございますけれども、既に不動産業者が入りまして宅地4区画の造成が終わっております。その進入路として、今回、新規認定をお願いするものでございます。
議 長 1 番 伊藤議員	ほかに質疑ありますか。 北上ノ原支8号線ですが、延長が70.7メートルは分かるんですが、これは今度住宅ができる場所ですね。幅員を教えてください。針ヶ平も分かったら教えてください。
建設水道課長	初めに北の上ノ原支8号線でございますが、延長は記載のとおりでございます。幅員が4.5メートルでございます。 続きまして針ヶ平ですけれども、延長は記載のとおりでございます。幅員は5.0メートルでございます。 以上です。
議 長	ほかに……。——よろしいですか。 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第18号議案 飯島町道路線の認定についてを採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第18号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

事務局長	以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日の会議を閉じ、これにて散会といたします。 お疲れさまでした。 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
散 会	午後 1 時 4 7 分

令和6年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年9月4日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
吉 川 順 平	1 園地の継承と今後の果樹振興について問う 2 農作物加工施設建設の提案について
宮 脇 寛 行	1 基幹産業の農業支援について 2 防災について 3 飯島流ワーケーション事業について 4 歩道除雪について
星 野 晃 伸	1 飯島町のイベントについて 2 高齢者肺炎球菌ワクチンについて 3 飯島町の防災について
伊 藤 秀 明	1 住民満足度調査について 2 带状疱疹ワクチン接種補助について 3 草刈り、水路維持作業を委託事業について 4 中学生の外国派遣国際交流事業について
折 山 誠	1 七久保診療所再開 2 県道千人塚公園線の改良 3 町道昭和通り線（郵便局交差点）の町有地活用 4 循環型社会構築
坂 本 紀 子	1 中学生の駒ヶ岳登山がなぜ傘山になったのか。 2 いいちゃんバスとタクシー券の抜本的見直しをしては。 3 10月1日から接種可能になるレプリコンワクチンについて尋ねる。

○出席議員（１２名）

１番	伊藤 秀明	２番	坂井 活広
３番	折山 誠	４番	坂本 紀子
５番	宮脇 寛行	６番	浜田 稔
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	星野 晃伸	１０番	片桐 剛
１１番	吉川 順平	１２番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 林 潤 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松澤 京子
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 斉藤 鈴彦

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和6年9月4日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いします。 11番 吉川順平議員。 〔吉川議員質問席へ移動〕
11番 吉川議員	おはようございます。(一同「おはようございます」) 通告による始めさせていただきます。 今回は2項目の質問事項について通告いたしました。「園地の継承と今後の果樹振興について問う」、2つ目「農産物加工施設建設の提案について」、この2つを取り上げたいと思っております。 質問事項の1「園地の継承と今後の果樹振興について問う」。 質問に入る前に今回取り上げた理由を少し述べさせていただきたいと思っております。 私も1町歩程度、リンゴを中心にシャインマスカット・桃栽培をしております。私の近所でもリンゴ栽培農家の御主人がお亡くなりになり、私に、一昨年度、御相談があり、今までの経営プラスこのリンゴ園をお借りして現在の経営面積になっております。今までもかなりの面積でありましたのでお断りをしようと思いましたが、非常にすばらしい園であり、まだ植えたばかりといった形でありまして、引き受けることにしました。 今回の質問は、木を切る前の御相談場所の明確化が重要であります。園地継承問題であります。 また、JA時代は果樹技術員として果樹指導に携わってきた経過があり、飯島町内でチェーンソーの音が聞こえて1本ずつ切られるのは自分の体が切られるくらい悲しく、耐え忍ばざるを得ません。 これから行う質問の背景として、ポイントの1つ目、果樹の伐採の歯止めの方法は、2つ目、伐採希望者の把握はできているのか、3、果樹は1年では収穫できないわけで

あります。機械化ができず、人手を要し、繊細な作業なので大変であります。

4つ目、果樹栽培者へのアンケートの実施はできているのでしょうか。今回の地域計画の中で果樹栽培者の把握ができるのかという形であります。やはりJAを通じて今後の果樹栽培の意向アンケートの実施の必要性があるかというふうに思っております。飯島町の果樹産業の維持発展のためにどうすればよいか、今から警鐘を鳴らして対策をしておかないと、もう目の前には果樹の町飯島の存在がないと考えます。

以上、前置きが長くなりましたが、今回は私の主観も入れての質問になろうかと思えます。よろしくお願いします。

1—1、果樹農業に関する現状と課題をどう捉えているかということであります。

資料とパネルに同じ資料が出ておりますので、よろしくお願いします。

最初にそちらのほうの現状だけ話をしておきたいと思えます。

飯島町の果樹栽培面積、経営体、年齢構成であります。

飯島町果樹栽培面積、いろいろ資料が出ておりますので、ちょっと面積が食い違っているかと思えます。これは農林業センサス2020年——4年前に出たものであります。

農地っていうのは果樹、水稲、野菜、花卉のほかのその他の作目という形でありまして、7万7,158アール、果樹は6,704アール、水稲、野菜、花卉というふうにあります。

果樹の場合につきましては全体の8%という形であります。

飯島町の経営体数であります。

飯島、田切、本郷と七久保地区に分かれておりますけども、162という経営体です。本当は四百幾つあるわけです。御承知のとおり、名寄せということで、法人が個人のものを名寄せして集めておるということで、これは法人がやっておるということで162という形になっておるわけであります。

次に、「果樹」って書いてありますが、全経営体の年齢構成です。果樹も似たようなものであります。

先ほどありましたように467経営体であります。名寄せをした場合については162ということでありまして、467経営体。これも農林業センサス2020年の4年前でありますので、若干変わっておると思えます。

年齢構成、65歳以上350人、75%。これも4年前ですから、もう4年たちますから、もう70歳近い、70歳以上が75%というふうに思っていただければよいと思えます。若い方、25～39歳は2%弱という形であります。

これは農家台帳ということで、これは令和2年4月の調査であります。飯島町の樹園地の面積、経営者数、平均年齢。

先ほどと若干違ってきておりますが、令和2年の農家台帳では、樹園地面積は104ヘクタールございました。やはり農地面積の8%、1,302ヘクタールという形であります。

平均年齢は68歳。これも、令和2年ですから、大分たっておりますので、70歳ぐらいになっちゃっているということでございます。

これは令和5年度のJAの果樹部会の面積調査、一番直近のものであります。果樹部会ですから、果樹部会に入っていない方もおりますけど、果樹部会の関係の品目別です。

栗が、やはり 20 町歩ということで増えてまいりました。その次にリンゴという形で、梨、ブドウも増えてきております。柿も若干あるということで、4,879 アール——49 町歩。

先ほどありましたように、前段の令和 2 年の農家台帳の 104 町歩から一気に 49 町歩、半減ですか、面積が。そういうふうに見えるかなというふうに考えておるわけでありませう。

一応そういう現状の面積と年齢という形であります。

この質問については、飯島町農業経営者会議——私も入っておりますけれども——の町長へ答申する内容でございます。

令和 3 年 12 月の一般質問でも提案いたしました、果樹栽培の高齢化により今後の果樹産業維持発展のために町は力を入れるべきだと。当時の産業振興課長の答弁としては、JA を中心に果樹で就農したいという人の情報収集で園地の継承の一定の成果を得ている、県外での就農相談などの機会を通じて意欲ある経営者を確保して産地の維持に努めると答弁しております。

この園地継承に一定の成果を得ている内容は何なのか、あまり成果が表れていないと感じております。まずこの内容からお聞きし、現状と課題を述べていただきたいと思います。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 最初の質問でございますけれども、営農センター長として、また実際の農家として御活躍されていることに敬意を表します。

果樹農家に関する現状と課題をどう捉えているかであります。

今、農地あるいは経営体の話をさせていただきましたけど、やはり先人のたゆまぬ努力によって今の園地が継承されてきていると思います。ちょっと時間をいただいて果樹栽培の歴史を振り返りながら、これからの課題等について触れていきたいと思います。

まず、果樹は梨を中心に栽培が広がってきたということで聞いております。桃澤匡行さんの「飯田線と伊那谷の梨」という本、平成 19 年に刊行されたんですけども、これを頂きまして読ませていただきましたけれども、その中にも書かれてあります。

古くは、「日本書紀」——今から 1300 年前の「日本書紀」に梨が出てきます。これはヤマナシだと思いますけれども、イワテヤマナシが宮沢賢治の「やまなし」という童話の中にも出てきます。東北地方は非常に飢饉が多くて、食べる物がなかったんで庭先にヤマナシを植えて食べる物がなくなるときにはそれを食べていたと言われておりますけれども、それが品種改良されて今この梨になってきたと思います。

伊那谷に梨が入ってきたのが明治 19 年頃だと言われております。これは、新潟県の丸山三吉さんという方が飯田に来て栽培を始めましたけれども、やはり果樹の栽培方法が確立されていなかったこと、また農薬等が開発されていなかったこと、また販路がなかったというようなことで、「梨を作るとなしになる」——財産がなしになるっていうのがこの地方で言われていた当時の格言だったようでございます。

それから、ワインで有名な林五一さん、この方が明治の終わりの頃に桔梗ヶ原を開拓して果樹栽培を始めて、それが伊那谷にも入ってきて、昭和の初め頃、伊那谷、特に松

川、飯島で栽培が広がってきたということが言われています。

それで、二十世紀梨もその頃開発されまして、栽培が盛んになってきたんですけれども、御存じのとおり、桃澤さんのお父さんの桃澤匡勝さんが——梨は、それまで密植栽培のような、75本くらい植えていたんですね。戦争のときに穀物量産で梨は切れと言われてたようで、それを間引いて園地を残したんですけれども、その間引いたのが功を奏して、今の二十世紀梨の栽培、1反歩12本～18本くらいですかね、それが定着してきたということです。

それから、栽培技術としては、盃状仕立て——それまでは平棚ということで平らでブドウ栽培のような棚だったんですけれども、それを盃状仕立てにしたこと、それから深堀って言って、うんと、身長以上の深堀りをして植えたってということで、それと、もう一つは袋かけですね、それが普及したということで、これを普及したのが桃澤さんということですよ。

当時、大正7年に伊那電が開通しまして、高遠原まで開通したんですけれども——それ以降に南進しましたけれども、伊那電が東京に出荷するというので、非常に販路を開拓した、ちょうど伊那電の開通と栽培が合致して、今の松川——今100年になりますけれども——松川の果樹栽培、それから飯島の果樹栽培につながってきたというふうに言われているところであります。

いろいろ先人の皆さんが苦勞されて今の栽培形態や販路を開拓してきたところでありましてけれども、時代の流れで、昭和に入りまして基盤整備も行われたり、あるいは第1次農業構造改善事業、それから第2次農業改善事業で機械化も進んで、果樹栽培もようやく省力化の波に乗って栽培が進んできて、先ほど言われたような面積になってきていると思います。

それで、当時、一番最盛期の頃には160ヘクタールくらいの果樹園があったと言われています。また後ほど課長から説明申し上げますけれども、そんなところで、非常に果樹の町として100年の歴史があります。

松川は、当時は開拓したり、あるいは田んぼではないところに植えたんで今でも残っていますけれども、飯島の場合には本当に一等地と言われる田んぼを潰して果樹を栽培してきたということがありまして、今は田んぼに戻ったり、あるいは団地化されていますけれどもなかなか事業承継者がいないということで、現状になっています。

一番栽培されていた頃には、当時、私も関わりましたがけれども、東洋一と言われる果樹統合選果場が上の原に建ちまして、光センサーによる選別で、あのすばらしい出荷体制の中で最盛期を迎えていたと思います。

そんなような中で、あれから30年たちました。現状はどうかということで、ちょっと課題等をお話申し上げたいと思います。

果樹農業全般の現状につきましては、生産者の高齢化と後継者不足が深刻化しており、栽培面積、生産量ともに減少しているのが実態でございます。

また、果物は嗜好品目のため、過去の大量生産から、現在では生産過剰とならないよう手間をかけて高品質な生産へシフトしてきており、そのことが結果的に労働時間の長

時間化や経営面積の頭打ちにつながっているものと考えております。

その一方で、高品質な国産果物に対する消費者ニーズや輸出品目としての注目度は高いことから、今後、新技術や省力化等も含め、生産力増強や労働生産性の改善、需要を見据えた有利な販売をいかに進めていくかといった課題があると考えます。

特に、先日の新聞にも載りましたが、県内の農産物の外国への出荷額が 24 億 8,000 万円になったということで、その半分以上がブドウ——12 億 8,000 万円ですけれども——ブドウで、市田柿も結構、2 億円以上ということで、特に台湾の富裕層を中心に販売をしているということで、こういった新たな有利な展開も出てきているところであります。

先ほど、チェーンソーの音が聞こえて伐採が進んでいるということでもありますけれども、私もまきストーブをやっている関係で中川や松川の樹園地へ行行って伐採をさせていただきました。本当に忍びない思いで伐採をしたところでもありますけれども、やはり、今申し上げた高齢化や担い手不足、これが本当に深刻化しているなというのを感じているところであります。

先ほど園地等の詳細も資料で説明していただきましたけれども、それらの関係につきまして担当課町から申し上げますので、よろしくお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

産業振興課長

当町の果樹栽培は、飯島町営農センターが進める地域複合営農においても、この間、米を中心に花とキノコと果物の里づくりを目指して栽培振興に取り組んでまいりました。

1990 年に実施した農林業センサスによりますと、販売目的で栽培している果樹栽培の農家数と栽培面積は、梨やリンゴを中心に町全体で 609 戸、約 120 ヘクタール以上の栽培面積がありました。そのうち梨は 69 ヘクタール、リンゴ 45 ヘクタールでございました。

直近の 2020 年に実施した農林業センサスによりますと、208 経営体、果樹面積は約 65 ヘクタールに減少しております。特に、梨は 69 ヘクタールあったのが 8.4 ヘクタールに、またリンゴは 45 ヘクタールあったのが 29.8 ヘクタールとなっており、そのほか桃、梅なども減少となっている状況であります。その一方で栗が増加し、リンゴに次ぐ栽培面積の 21 ヘクタールとなっている状況でございます。

吉川議員

そういうわけで、現状と、分析していただいた町長のお言葉、歴史もあるということでもありますので、そういったことで次の質問に入ります。

1—2、樹園地の継承と団地化をどのように進めていくかということでもあります。

別紙参考資料の 7 ページは農林省が出しています「産地・担い手対策の課題と今後の方向」ということで、現状の全国的な課題、これも、先ほど言ったとおり、高齢化、60 歳以上の方がほとんど、5 割以上と、それから 1 町歩以下の全果樹農家の 85% が小規模農家という形になっておりますし、単一経営という形の中で農家の減少、栽培面積の減少ということが全国的にも言われております。

やはり、今後の方向としては、園地の流動化、園地の基盤整備、あるいは労働調整シ

システムの確立が重要というふうに考えております。

それから、P 8は、これはもう古い資料で、平成 23 年・24 年度に県の園芸畜産課が出しております。

下のほうです。果樹園地継承円滑化モデル事業っていうのがあります。今はちょっと調べてありませんけども、当時、経営廃止の継承意向調査をし——70 歳以上の方に意向調査をし、どういう方向づけをするかということが言われておりました。

結局、平成 24 年度につきましては、県下全域で仕組み・組織づくりを支援し、あるいは農業法人農場型、あるいは地域協力農場型、この 2 つの方法がどうだろうか——うちでも法人になるわけですけど、もうほとんど米と麦の土地利用型の法人、一部、栗やらありますけども、そういった法人が果樹を受け入れるかどうか、もう一つは地域協力農場っていうことで、地域内組織が受皿となって元園主を雇用する形で引き継ぐと、この 2 つの方法しかないということで当時は言われておりました。これが県のほうから言われたものであります。

そういうことで、参考資料でありますけども、今言った樹園地の継承、団地化をどのように進めていくかということで、これも 1—3 にもあります、法人化とありますけど、園地の継承、団地化、どのように進めていくか、お答えください。

産業振興課長

次の御質問でございますが、樹園地の継承につきましては、現在、営農センターでは、果樹農業を辞める意向のある方の情報収集を継続して行くとともに、J A や県の農業農村支援センターの技術員を中心に果樹で就農したいという方や栽培面積を拡大したいという農家に対して樹園地と栽培技術の継承を目指したマッチングを行っております。

一般的に果樹は植えてから収穫できるまでに相当の年数がかかるため、既存樹園地の継承は経営の早期安定と長年大切に育ててきた樹園地の継続による栽培面積の維持に一定の成果を得ております。

しかし、樹園地が山つきや元耕作者の宅地あたりにあるケースでは継承とならないケースも散見され、その結果、樹園地の伐採となってしまうケースもございます。

こうした状況を踏まえ、現在、各地区営農組合を中心に地域計画の策定を進めておりますが、その中では新たな果樹栽培の団地化についてもテーマとしており、候補地となり得る場所や品目を検討する中で、一部の地区では将来地図の作成にも反映されるよう検討が進められておるところでございます。

いずれにしても、樹園地の継承や団地化には、そこの携わる農業者の確保や生産法人等の体制整備も含めて検討、調整してまいりたいと考えております。

吉川議員

先ほども申し上げましたように、一定の成果は得ているということですが、なかなかそれば見えてこない、木を切る方はどこに相談するかっていうこともよく見えてこない、ここら辺が問題じゃないかというふうに思っておりますので、ぜひとも、そこら辺のシステムがしっかり構築ができるかどうか、私も含めてやりますけども、そういうことでお願いしたいということと、地域計画の中で団地化をテーマに今考えておるといふ答弁でありましたので、ぜひとも各地区の地域計画の中で、果樹園というものの団地化といいますか、団地じゃなくても、果樹という重点作物、これをどういうふうに考え

ていくか、ぜひともお願いしたいと思っております。

法人化に関する質問であります。1―3、果樹産業の法人化の考え、取組のほうの研究はという形であります。

これも令和3年12月に一般質問の答弁の中で答えられておりますけども、資料のナンバー9、これも農林省から出されております、果樹農業による法人化ということで。

今言ったように、果樹の現状は全国的な問題になっておりまして、規模拡大、下にあります「経営体あたりの規模は拡大する必要がある、そのために、省力樹形や機械化など、作業を省力化・効率化し規模拡大を可能とする技術を導入が必要」、これは先ほど町長が述べた内容です。

それから、労働力の確保、常勤雇用を安定的に確保するためには加工等の経営の多角化に取り組むということであります。後からもまた「加工」の字が出てまいりますけど、そういうこと。

それから、後継者の確保、農家の子弟に限らない第三者も含めた経営継承が法人化には必要と、ですから法人化が必要という形が来ております。

日本農業新聞の7月17日付に果樹の集落法人化、産地維持への結束ということで、これはかんきつのほうであります、愛媛県伊方町の中浦地区にかんきつ栽培をやっているところがあります。やはりここも20町歩くらいのかんきつでありますけど、傾斜地でありますからスプリンクラーでやって、非常に大変な作業ということで、これがまた伐採されますと樹園地が林になっちゃうという形の中で、8名の方がやはり手を挙げて法人を立ち上げるという形であります。全国的にはちょっと珍しいわけではありますが、そういうことでやっておるところもあります。

それから、資料の10には「安曇野の果樹園地 次代へ」ということで、これは信濃毎日新聞です。

安曇野三郷の小倉地区っていうのは、行った方があるかと思います。かなり果樹園の多いところでありまして、ここもやはり高齢化で大変だという内容の記事が出ております。

園地を購入せずに借り受けて、理事を務める農家5人のほか法人社員、研修生、アルバイトらが作業に当たる。現在管理しているのは梨3ヘクタール、リンゴ1ヘクタール、桃30アール。2～3年間の研修を終えて独り立ちする研修生に農地の一部を任せるため経営面積は年ごとに変動してまいります。

下のほうにあります。塚田さんの長男の耕一さんは、家業の梨栽培を始めた14年頃、地域で果樹園だった畑がソバ畑になってしまう様子に寂しさを感じていたと、産地を維持することが自分たちのプラスになることとし、2年前から理事となり運営に携わっておるということで、そんな方法もあるという形も事例紹介をしていただきたい。

P11には、これは我が七久保果樹研究会、私も入っておりますけど、大分前に出た記事であります、今もやっております。請負剪定、果樹は剪定が一番重要な作業ということで、これがなかなかできないということで、もう72年——もっとたっております、80年ぐらいたっておりますけども、果樹の選定作業をやっております。そういうことで、

こういったことも一つの手段かなというふうに思っておるわけであります。御紹介をしてきました。

また、町内では栗の法人も設立しているということで、法人化の考え、取組の方法の研究をぜひともお願いしたいと思います。お答えをお願いします。

町 長

今後の果樹産業の法人化の取組の考え方ということでございます。

先ほど来、やっぱり担い手不足ということの中で、法人化というのはこれから進むべき方向ではないかと思えます。

もう一つは、やっぱり民間の力も借りていく必要があるかと思えます。後ほど、また課長のほうからワイナリーの話も出るかと思えますけれども、民間が参入して大規模の農業に取り組んでいることもありますので、そういった法人化と民間の力、その両方でこれからの果樹産業の振興を図っていければということで考えています。

特に団地化については、過去の第2次農業構造改善事業の中でも七久保を中心に団地化が図られたところでありますけれども、そのときの団地化は果樹の機会利用の協業組合が母体となった団地造成でしたので、なかなか、それぞれ個々に経営が異なりますので一体化した産地形成になっていかなかったということで、今ではちょっと荒れ果てた状態になってしまっていますけれども、やはり、法人化して、しっかりと事業承継ができるような、そういう形態をつくっていく必要があると思えます。

もう一つは、栗栽培もそうですけれども、今は、法人がありますけれども、その法人も庭先の廃園となったような栗畑を借りて、そこを担っているということで、法人自体の高齢化に伴って、そういった散在した庭先園地を管理していくっていうのも非常に困難になってきていますので、法人化とともに団地化も進めながら農業振興を図っていく必要があるかなということで考えます。

今後の法人化の現状と詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

産業振興課長

町内では、これまで、栗の振興を図る過程において田切地区の一般社団法人月誉平栗の里や、今、議員からもお話があったように七久保地区の株式会社七久保栗の杜を設立して信州伊那栗の生産拡大を進めてきているほか、過去にはリンゴの協業組合が果樹産地の一翼を担った歴史もありました。

また、直近では、今日の長野日報の1面にございましたけれど、民間事業者による本郷のワイナリーの経営や、日曾利地区で検討されている基盤整備事業の中でも果樹栽培を含めた地区農業の法人化の検討、さらには栗の事業承継を担う新たな法人の検討が行われてきているところでございます。

いずれにしても、今後も法人化を目指す人材の発掘や既存の経営体が法人化へ移行することを含め、町としましても検討、調整、支援をしてまいりたいと考えております。

吉川議員

ぜひともお願いをしますが、園地が散らばっておりますので、法人化については、先ほどの園地継承じゃありませんけど、誰がやるかはあれですけど、各地区、あるいは各集落、そういったところで法人化をするのが大事かなというふうに、大きい単位じゃなくて。そういうことが大事かと思っております。

町 長

この質問の最後、今後の飯島の果樹振興についての考えはということですが、今まで申してきましたが、新植も大事なんですけども、現存する果樹園をどうするかが課題であると思っております。先ほどの園地継承も含めお答えください。

現存の果樹園の承継が非常に重要だということでありますけれども、それだけでは法人化した場合にはなかなか事業が難しくなりますので、法人化した場合には、新たな品目を取り入れたり、また集約的、また規模拡大が可能な品目も取り入れながら法人の経営を図っていかねばならないです。例えばカシューナッツですとか、あるいはカシス、そういった少し面積的に規模拡大が可能なものも取り入れながら既存の樹園地を維持していく必要があるのかなと思います。

飯島町における果樹の振興方針につきましては、飯島町農業農村振興計画であります地域複合営農への道パートⅤにもまとめてありますけれども、方向性としましては、果実の成熟期における気温の大きな日較差やこれまでに培われてきた優れた栽培技術等、当町の果樹生産の強みを最大限に生かしつつ、適地適作を基本に消費者ニーズに応じた品目、品種を選択栽培する中でさらなる栽培技術の向上を進め、販売戦略と連動させた生産体制の構築を目指すということを定めているところであります。これに従いまして進めていきたいと考えております。

また、町内でも栽培されています品目は、リンゴ、梨、栗、桃、ブドウ、ブルーベリー、梅、柿等、多岐にわたりますけれども、それぞれの品目で県オリジナル品種などの優位性のある品種や、近年、地球温暖化が問題になっておりますけれども、そういった課題に対応するため暑さに強い品種と地帯別の栽培を組み合わせるなど、地域競争力の強化をはじめ、高密度栽培など新技術の普及による収益性が高くなる省力的な果樹栽培の推進、それにより消費者の求めるおいしい果物を生産できる産地づくりを目指してまいりたいと考えています。

あわせて、先ほどもお話ししましたがけれども、法人化、あるいは民間の力、そういったものも含めた担い手となる経営体への樹園地の承継、集積、施設化への対応や品目の複合、収入保険等への加入支援によるリスク分散、そういったことも含めまして、果樹経営基盤の安定対策を進めていきたいと考えております。

先日、内閣総理大臣賞を受賞しました松川町のなかひら農場の社長さんが新聞でもお話しされていましたがけれども、なかひら農場では、そういった事業承継をできるようりんご大学院っていうのも自社の中につくって次代の農業の担い手を育成しているということであります。非常に農業にける思いが強くて、あの松川の100年続いてきた樹園地を未来にわたって残していきたいという強い願いの下に経営されています。

飯島町におきましても、稼げる持続可能な農業、こういったものを目指しながら、50年後、100年後、飯島町のすばらしい農地と景色が守られていきますように全力を挙げていきたいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

吉川議員

私の思いもありますので、今後は果樹につきましても、やはり重点作物という形、米も重点ですけども、いろいろの作物が重点ですけども、ぜひとも永年作物という形の中で、やはり重要視していただきたいというふうに考えております。

次の質問項目に入ります。

「農産物加工施設建設の提案について」ということで、2—1、町内の農産物加工施設の現状をどう見るかということでもあります。

1つの例として「ゆきわもち」の加工所ということでもあります。パネルの一番左上ですね。これは写真で、「ゆきわもち」の加工所です。

平成2年に——平成2年ですから1990年に建設をした建物と、本年度で築34年が経過しているということ、餅つき機や餅加工に関する機械は、そのときに購入して今でも使用しておるということでもあります。かなり建物も老朽化しておりまして、後から述べる新規の総合的な農産加工所の建設を求めるものであります。

ぜひとも、町内農産物加工施設の現状をどう見るか、お答えください。

町 長

果樹栽培を振興する上に語っては、農産物加工、果樹だけではありませんけれども、やはり6次産業化、これがもう必須かなと思います。ただ単に農産物を売るだけでなく、それに付加価値を加えてしっかりと販売していく、これが稼げる農業をしっかりと構築していく上では必要かなと思います。

町内には、農業法人や農産加工グループ等が運営する餅加工施設——今御紹介がありました。それから、みそ・漬物加工施設、七久保にはジュース・ジャム加工施設等がありますけれども、各施設とも築後20年～30年以上が経過して、施設や附帯設備の老朽化が課題となっているということは、私も現場を見させていただきまして認識しているところであります。

あわせて、近年は食品衛生法の厳格化やHACCPなどの衛生管理の徹底が求められる中であって、運営者による衛生の徹底だけでは対処できないような状況下にあります。早急に施設や附帯設備の抜本的な改善が必要であると考えております。

農産物加工グループや加工施設の現状につきましては担当課長から説明申し上げますので、お願いします。

産業振興課長

それでは、私のほうから加工施設の現状の補足のお答えをさせていただきます。

町内には現在6つの農産加工グループが精力的に活動しております。

主な加工施設の状況につきましては、まず、JAから継承した加工施設では餅、おこわ、炊き込み御飯のもとなどを製造しています。平成2年度に建設された施設は傷みが激しく、加工の作業着等も修繕しながら使用しているのが実態でございます。これは議員が今画面に出していただいた施設であります。

次に、平成7年度に設置された信濃路道の駅本郷では五平餅やおやきなどを製造していますが、増改築を重ねた建物が老朽化しているほか、敷地が手狭であり、効率的な作業にも支障をきたしている状況となっております。

また、平成9年度に完成した農業農村環境改善センターの農産物加工室ではみそや漬物を製造していますが、建物や設備の一部に傷みが出ているほか、加工品の醸造スペースにも限りがあり、伊那保健福祉事務所から抜本的な改善が求められている状況にあります。

最後に、平成14年度にオープンした道の駅花の里いいじまに併設された加工施設では

ジュースやジャムの製造を行っていますが、小ロットの加工にも対応しており、近年、近隣市町村や県外からも委託加工や試作品の依頼があるものの、機械や設備の経年劣化や新たな加工ニーズに対応できる機材の不足といった課題を抱えております。

このように各施設において施設や附帯設備に課題を抱えており、それぞれにおいて何らかの対応が必要となっているのが実態でございます。

吉川議員

現状ということで把握をしていただいておりますということでありますので、今後どうするかということが大事になってまいります。

2―2、6次産業への挑戦についてどう考えるかと、これは事例提案ですので、提案質問をしていきます。①から④まであります。まとめて行います。

1つ目、参考事例として有限会社水緑里七久保の本格麦焼酎の製造事業であります。

実は、本年の六条大麦、水緑里七久保でも作っておりますが、ファイバースノウ 350 キロ、それからこうじの米――越百黄金、これも作っておりますが、150 キロを合わせまして、原料搬入時期は、既に入っておりますと思いますが9月中旬、製品内容は720 ミリリットルのアルコール度数 25 度、製造本数は 1,000 本を作るということで、10 月より醸造、それから瓶詰、6 か月寝かすということで、ちょうど式典があるということで、3 月 16 日にお披露目、原酒試飲をするということで聞いております。

いずれにしても、そういったことで、自分たちで作ったものを加工のほうに回す、醸造するところがないので飯田のほうへ持って行ってやっておるわけでありまして、そういった事例もあります。要は、自分で作ったものをやはり加工という形の中でやっておる事例であります。

2つ目、飯島南部カントリーエレベーター2施設の有効活用、これも米粉の話の前にしておりますが、米粉の学校給食への提供と麺類の開発、あるいは煎餅、和洋菓子の開発等、それで米粉施設の整備が必要じゃないかというふうに考えております。これも前に一般質問で質問しております。

3つ目、キノコ、ナメコの加工品開発の研究ということで、先ほどあった餅加工所の経営者は越百農産であります。

米が飯島は管内1位だと思っておりますけど、実はキノコがJA扱いでは販売実績1位ということで、JA扱いでは全部で16億円ぐらい飯島支所管内は売上高があるわけですが、そのうちの40%、6億円がナメコ栽培、全国でも1位～3位の中に入る施設であります。米は2億5,000万円、もうちょっとあるかと思っておりますけども。そういうことで御認識をいただくということで、それじゃキノコのナメコは生食だけでいいのかっていうと、そうでもないなというふうに考えておる、その内容。

それから、先ほど町長からありました餅加工、みそ加工、漬物、ジュース、ジャム、こういったものの見直しと、やはり新商品の開発が必要ではないかということであります。総合的な加工施設の建設を求めるものであります。よろしくお願いします。

産業振興課長

6次産業化は、農業振興の一つの手法として全国各地で取組が進められております。

1次産業としての農林水産業と2次産業としての製造業、3次産業としての小売業との総合的かつ一体的な推進により、農山漁村の地域資源を活用した新たな付加価値を生み

出す取組でございます。

先ほど4点ほど参考事例の提案をいただきました。

まず、有限会社水緑里七久保が自主生産した六条大麦を原料に製造を委託して造る本格麦焼酎を販売する取組となりますが、町としても、焼酎の商品名公募周知への協力、また販売に向けた施設改修の補助等、こういった面でまた支援を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、2点目の米の商品開発、米粉施設の整備につきまして御提案いただきましたが、現在、JA上伊那管内での米粉用米の生産はごく一部で、町内での生産もなく、現状で米粉施設の整備はなかなか難しいというふうに考えております。

あわせて、米粉用米は転作の加工用米の扱いにならないことや、今後、世界情勢の変化により輸入小麦の価格が安定した場合、国産小麦や米粉が価格的に折り合わないといった、そんな課題もあるかなというふうに思っております。

3点目のキノコの加工品の開発につきましては、現在、漬物の生産を行う若葉の会から町内で生産されたキノコを使ったナメコのしょうゆ漬けなどの商品が販売されておりますが、新たな商品開発の研究は、原材料の調達や販売、消費といった出口対策も含め、今後の状況次第であると考えております。

最後に4点目の既存の加工の見直しと新商品の開発につきましては、既存の加工品は、長年、農産加工グループの皆さんを中心に育まれてきた町の特産品であり、今後も飯島町ならではの安心・安全で地域の風土を生かした農産加工品として継承してまいりたいというふうに思っております。

今後も、各商品の販売はもとより、まめっ子ふるさと便としてギフト販売、ふるさと納税の返礼品として活用してまいりたいと思っております。

あわせて、昨年度から農産加工品の手作り教室まめっ子ワークショップを開催しておりますが、今後は、この取組を通じて新規参加者の確保や技術の継承、新商品開発、既存商品のブラッシュアップにもつなげていきたいと考えております。

吉川議員

最後に、やはり総合加工施設の建設を求めるものでありますけれども、飯島町単独事業ではなくJAとの取組が必要じゃないかと、そのために国庫補助事業もあるわけであり

ます。

そういったことで、唐澤町長、米粉を含めた総合加工施設の建設をJAとぜひとも協議をしていただいて要望するものであります。いかがでしょうか。

また、提案2にありますように、その画面にもありますように、南部カントリーエレベーター周辺、ここへの建設を求めるものであります。よろしくお願いします。

町 長

加工施設の建設を御質問いただきましたけれども、私も機会あるごとに他市町村の加工施設の見学をさせていただいております。また、担当課でも加工施設について今勉強をしながら研修、研さんを重ねているところであります。

新たな農産加工施設の建設につきましては、前段の答弁でも触れましたけれども、農産加工施設や附帯設備の老朽化の問題、また今後の6次産業化の推進を一体的に考えて、できるだけ早い段階で、新たな農産加工施設の統合整備につきまして、町としても国の

	補助事業等を活用する中で検討してまいりたいと考えております。
	なお、施設の規模や場所、それからＪＡとの共同事業、こちらについては今後の具体的な検討の中で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
議 長	時間です。
吉川議員	終わります。
	〔吉川議員復席〕
議 長	ここでトイレ休憩のため暫時休憩といたします。
休 憩	午前１０時０２分
再 開	午前１０時０６分
議 長	大変失礼いたしました。
	休憩を解き一般質問を続けます。
	５番 宮脇寛行議員。
	〔宮脇議員質問席へ移動〕
５番	
宮脇議員	ここで、ちょっと一般質問の変更をお願いしたいんで、説明してよろしいでしょうか。
議 長	はい。
宮脇議員	議長の承諾を得ました。
	一般質問通告書の内容でございますけれども、一部修正をお願いしたいので、ここで説明させていただきます。
	一般質問通告書の２「防災について」の１番、９月１日の防災訓練の実施と有効性の評価について確認することとなっておりますが、台風１０号の接近によりまして防災訓練が中止となりましたので、今年の２回の震災から得られた教訓や課題が本防災訓練の計画にどのように生かされたのか、そんなことについて確認するように変更したいわけですが、それでよろしいでしょうか。
議 長	はい。
宮脇議員	承諾をいただきましたので、そんな形で進めさせていただきます。
	それでは通告に従いまして一般質問を行います。
	今回は４項目について確認しますので、よろしくお願いします。
	初めに基幹産業である農業支援について確認します。
	前段の議員からも農業についていろいろと確認されたわけですが、どうも行政側の考え方が私の考え方と少しずれている感じがします。これは、法人化だとか、または民間を含めた大型化っていう方向に随分流れていく、そんな気がしますけれども、私は以前から小規模農家や兼業農家の支援についてずっと訴えてきました。今後も私はこれについて訴えていきたいなと、そんなふうに思っております。
	それで、基幹産業であります農業支援について私は何度も要請してきたわけですが、

ども、小規模農家や兼業農家への応援事業、小規模農家応援事業補助金、これの予算化が本年度はされまして、また補正予算で上積みということについては大変大きく評価しております。

それで、最初の1—1になりますけれども、本応援事業で小規模農家とはどのような農家なのか、どんな基準としているのかについて具体的に確認をいたします。お答えください。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

小規模農家応援事業の小規模農家とはどのような農家かということでございます。

先ほど来、前段の議員の御質問にありましたように、飯島町の1,000ヘクタールの農地を維持していくには、やはり集団化、あるいは法人化、団地化っていうのは重要であります。

ですけれども、決して兼業農家や小規模農家をないがしろにしているわけではなくて、自分の思いは、もう役場に就職したときから、今の飯島町の農業はそういった小規模農家の皆さんがしっかりと支えているというのは肝に銘じていろいろ対応してきているところでありますので、御承知おきいただきたいと思います。

未来へつなぐ小規模農家応援事業は、飯島町の農業の全体の底上げと活性化を図るため、認定農業者や農業生産法人だけでなく、町内の販売農家が行う農業機械や技術の導入に対し、町の農業振興総合対策事業の一環として実施しているものでございます。

議員の申されましたように、今回も希望者が多いために補正予算を計上させていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

補助対象者につきましては、飯島町に住所を有する農家、農業経営体で、町税等の滞納がなく、また自ら農産物販売のための生産活動を行っている方を対象としておりますので、よろしく願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

宮脇議員

今、説明していただきました。

私の思いは、何か作付面積で見ているとか、または収入っていうので何か枠があるのかなと、そんなふうに思ったわけですがけれども、決してそういうわけではないというお答えでございまして、これで気になるのは、今回の補助金が、それこそ法人または大規模な農家、そんなところでたくさん使われて、小規模な農家のところへ届いていないということがあっちゃまずいと、そういうふうに思ったものですから、そのことについて確認させていただきました。

小規模農家応援事業ということですので、ぜひ、優先度として、やっぱり大きな法人だとか、それこそ数百万円、それから1,000万円を超えるような農家のところじゃなくて、もっと小さいところの農家に何か優先的に行くような仕組みがあってほしいなと思っておりまして、今後、またこれを、もし来年度も予算計上していただくのであれば、そんなことも考えていただきたいなということを要望して、2つ目の質問に移ります。

それで、2つ目として、小規模農家運営補助金っていうのについて要望が多かったた

産業振興課長

めに上乗せをしたということですが、何件の申請があり、具体的にはどのような施設の要望があったのかを確認いたします。

未来へつなぐ小規模農家応援事業、これは、町長のほうでもお答えしましたが、大規模農家というのは、やはり国や県での支援が手厚い部分もあるんですが、町としては、こういった小規模農家の皆様にも支援をしていきたいということで、今年度4月から創設した補助金であります。

件数としましては50件の申請を受け付けておるところであります。それで、先ほどのお話の中で大きいところへ流れていないかというような話もあったんですが、50件の内訳としましては、法人が2件、それと、大規模っていうのはちょっと概念が難しいんですが、認定農業者に15件、それで、そのほか個人小規模農家に33件というような内訳になっております。

主な申請内容につきましては、自走式の草刈り機や仮払い機等が36件、全体の72%と最も多く、次いで管理機が4件、8%となっております。そのほかには、いろいろございますけれど、給水ポンプ、またくい打ち機、あとは電動剪定ばさみ等々がございました。

宮協議員

ちょっと心配しておったことが的を射ていたところが一部あるなっていう感じがします。そういう感じがしますので、もし来年もこういう事業をやるようであれば、先ほども言ったとおり、何とか小規模農家に優先的に行くように何か考えていただきたいなということを希望しておきます。

次に3番でございますけれども、ずっとこれは言っておりまして、耳にタコができたかなと思うんですけど、メンテナンスや修繕も補助対象にするということを要望しました。これについては、完全に修繕に至らず早い段階で再度修繕が必要になるケースや、農機具の修繕費用については確定申告で経費として計上でき、税額控除を受けることも可能で、修繕を対象としないということでありました。

その後、議会の調査委員会でも——先ほども町単独の補助事業ということでありましたが——町の事業の目玉としての事業であり、改めて補修を補助対象とできないかと要請しましたがけれども、農機具の修理は国、県の要項を見てもなく、経費で修理でき、修繕は補助制度を複雑化するため補助対象としないという回答でありました。

地元の農家に確認をしましたがけれども、やはり高額な機械——トラクターだとか、それからSS——スピードスプレーヤー、そんなようなものは、やっぱりメンテナンスや修繕での延命処置が大きな負担となり農業が継承できなくなるというようなことを心配しておりまして、何とかメンテナンスや修繕も補助対象とすることはできないのかということをお願いしたので、再度、行政の考え方をお聞きします。

産業振興課長

御質問のありました本補助金におけるメンテナンスや修理費用に対する補助につきましては、さきの6月議会でも同様の質問をいただいたところではありますが、農業機械や設備の修繕等は、状況によっては完全な修繕に至らず、早い段階で再度修繕が必要となるケースも見受けられるほか、農機具の修繕費用については確定申告で経費として計上し税額控除を受けることが可能であります。

直近の9月3日の日本農業新聞の1面には7月の農業物価指数に関する記事が掲載されておりました。2020年を100とした指数に対し、農機具は109.4と、前月から1.7%上昇し、過去最高値となっておりました。

このように農業用機械は高額化の一途をたどっておりますが、本補助事業は農業者の初期投資に関わる負担軽減を図ることで安定的な農業経営につなげていただくための事業として位置づけております。そのため、本補助事業においてメンテナンスや修理費用を補助対象とする考えはございません。

宮協議員

分かりました。

今回の補助事業の中で、申請として修理をしたいんだけどというような申請はありませんでしたか、もし資料等でそれがあればお答えいただきたいと思います。

産業振興課長

そういった修理、メンテナンスでの補助申請はございませんでした。

宮協議員

それでは、そう思ったのは私だけだったということだと思います。

分かりました。行政側の固い考え方につきまして理解ができました。このことについては以上といたします。

次に、2つ目として「防災について」確認をします。

先ほどちょっと前段で承諾をいただきましたので、2—1としまして、能登半島地震や8月の宮崎県の地震と、大きな震災がここへ来て発生しております。

特に能登半島地震については、町の職員も派遣し、災害に実態、それから教訓、課題などを確認してきたと思います。このことが今回の9月1日の防災訓練の計画にどのようなに生かされているかについて確認をします。

町長

前段の質問で、こちらの回答で税額控除と言いましたけど、税控除の誤りですので訂正いたします。

それでは2番目の質問でありますけれども、防災についてということで、今年に入りますと2つの大きな地震がありましたけれども、その教訓から防災訓練で取り組む予定だった事項についてということであります。

1月1日の能登半島地震でございますけれども、これらについていろいろな課題が出てきております。

その中で、国としては、いろんな本部での連携体制、これらに課題があるということ、やはり組織としての連携の難しさ、こういったところが課題として国としては挙げられているところであります。

一方、こういった組織の連携というのは、警察とか自治体、あるいは消防、こういったものは縦割りになっていることから連携がうまくいかなかったということでございます。

もう一つは情報伝達ですね。こちらの情報伝達がなかなかうまくいかなかったということで、民間のボランティアは衛星インターネット回線を用いて地元の皆さんに情報を伝達したということがありますけれども、そういった課題も見受けられましたので、今回の訓練に生かしていきたいということです。

それから、もう一つは、今回のいろいろな震災で特徴だったのは民間の力ですね。特

に長野県の、有名な方なんですけれどもOPEN JAPANっていう組織をつくっている北信の吉村さんっていう方、この方は日頃は林業に携わっておりまして、重機とかいろいろ持っていて、新聞報道でありましたように、現場に四駆の3トントラックに重機を載せていって、その重機でいろいろな障害物をどけながら被災地に向かったという、また被災地では消防団員に重機の扱い方を教えたというような、そういったことで、民間の力が今回は発揮されたということでもあります。

民間の力につきましては、海外では、もう今は普通に行われておりまして、民間団体や、そういったプロの災害ボランティア、こういった方たちが活躍されているということでもございました。

こういったことを踏まえながら、能登半島地震や8月の宮崎県で起きた震度6弱の地震などからの教訓につきましては、町としても今後防災対策に生かしていくように取り組んでまいりたいと思っておりますが、9月1日に計画しておりました防災訓練につきましては、台風10号の影響で、近隣市町村の動向を注視しておりましたけれども、飯島町としても中止ということに決定をいたしましたところであります。

その中で新たに計画していた訓練等についてお話をさせていただきます。

まず教訓の1つ目、これは行政間の連携強化ということでもあります。先ほどお話ししましたが、これが非常に有効だということでもあります。

縦割りから横の連携をしていくということでもありますけれども、大規模な震災では、町単独ではなく、県や国などの関連機関と連携を強化した防災体制の強化が必要ということでありまして、このことについては、災害発生時におきまして自治体やライフライン事業者から発表される情報、これらの収集と共有を行いながら、集約した災害関連情報をメディアに対して迅速に一斉発信できる、これはマルチメディア振興センターというところが運行しているんですけれども、Lアラートシステム、こういったものの積極的な活用が有効となりますので、今回の訓練計画の中でも訓練本部の運営訓練の中でシステムを活用した県との情報の共有など、積極的な活用を盛り込んだ計画としたところでございます。

2つ目の教訓でありますけれども、今回はそれぞれの機関が災害救助に向かいましたが、最初の24時間で救助された方が180名、それから生命が危険だと言われる72時間で救助された方が560名くらいということで、非常に少なかったんですね。そういう救助に向かう困難さの中で、やはり一番問われたのは、地域の助け合い、この重要性が教訓だと思います。

各地で様々な被害が同時多発する大規模震災では、各地域が行政の支援を受けられるまでにはどうしても多くの時間を要してしまいます。行政の支援を受けられるまでの間は地域住民同士が協力し合い、助け合いながら乗り切っていただくことの有効性が改めて確認されているところであります。この点につきましては、各区や自治会に行っているだけであります安否の確認訓練、避難所開設訓練、またハザードマップなどの危険箇所の確認行動など、これらは非常に有効となりますので、今後の訓練の中でも区や自治会の中でお願いしてきたいということをお願いをしていたところでございます。

このほかに教訓を踏まえまして取り組んだ新規の内容につきましては、緊急速報エリアメールの活用訓練、また飯島区本部と連携した現場対応訓練、庁内ネットワークシステムを有効活用した町対策本部訓練などが予定されておりました。

残念ながら今回は中止させていただきましたけれども、過去の南海トラフ地震、これは何回か起こっておりますけれども、不思議なことに12月に起こっているんですね。ですので、静岡県ではこの集中して発生している時期、11月から12月にかけて地震防災訓練を実施しているところであります。こういった防災先進地域や類似団体等の状況を参考にしながら、町防災対策本部の独自の訓練も行ったり、あるいは、先ほど申し上げましたけれども、民間との連携ということもありますので、災害協定を結んでいる事業所や団体、そういったところとの合同訓練等も研究して実施していきたいと考えております。

また、各訓練の際には反省等を伺った中で次回以降の訓練や防災対策に反映させていきたいと考えているところでございます。

宮協議員

分かりました。行政がいろいろやろうとしているということは十分に分かったわけですが、やはり住民個々が訓練の重要性っていうのをあまり捉えていないんじゃないかなっていう感覚が強いんですね。

先ほど行政間の連携強化だとか地域での助け合いというようなことをおっしゃっていたわけですが、今回の訓練の前段に自主防災会の打合せがあったわけですが、中身とすると今までと全く変わらないような連絡で終わった感が強いんですね。

それぞれの地域の助け合いっていうものの最小っていうのは各組だと思うんですね。それで、自治会の中を見ても、組で集まって避難するっていう組と、それぞれ時間が来たら集会所へ各戸1名行くようにっていうような指示のところで、いろいろあるなっていう感じがするんで、どうも、やっぱり趣旨がうまく伝わっていないっていう感じがあります。

特に地震の場合は、予兆っていうのがなかなか把握できないと思うんで、発生したら、まず自分の命を守る、それから家族の命を守る、それから次にはこの地震で自分のところがどんな様子なのかっていうことがあって、それから後にこれはちょっと生活できねえなっていうことになったら避難するっていうような手順じゃないかっていうことを私は個人的に思っているわけで、そんなことも含めて、今後、訓練の中で研究していただければいいかなということを希望しまして、これについては終わりにします。

次に2-2でございます。

このところ町内で幾件かの火災が発生しておりますが、特に2件の大きな火災がありました。その大きな火災では住宅が全焼ということで大きな記事になったわけですが、また台風や大雨、ゲリラ豪雨などによりましての災害も多く地域で発生しております。これらの災害に対する消防団の活動に地域住民の大きな期待が寄せられていることは言うまでもないわけですが、消防団の活動について少し確認をさせていただきます。

初めに消火活動について確認をしますが、近年は上伊那地域でも消火訓練を行わない

消防団が何件かあります。そんな中で、飯島は訓練を行い、また、今回はたしか雨降りだったと思うんですけども、非常に頼もしく思っております。

一方で、消化現場、火災の発生現場へ行きますと、少し消防団の活動に違和感を覚えております。

2件の住宅火災の現場に、防災無線で確認をして、私は5分後ぐらいには現場に着いておったと思うんですけども、1件目の現場では、消防署の消防車1台が300メートルか400メートル離れた消火栓から消火活動をしていました。近くの用水路には水がなくて、消火活動が遅れておるなっていう感覚が強くありました。近くの消防団員の方に水の確保を確認しましたが、分からないという回答で、その後も消火活動がどうも遅れているんじゃないかなという感じがしたわけです。

その現場の50メートルほど西には水路がありまして、堰板もあったわけですけども、そこから水を確保して消火活動っていうのはされませんでした。もう一か所のところも消火栓から引っ張って、そのうち少し水が回ってきたのかな、そんな様子でした。

それから、もう一か所では、やはり5分後ぐらいには私は行ったわけですけども、消防署の車が1台、堤から水を確保して放水をしていたわけですけども、やはり周りの水路にも水がなくて、最後には堤の水門を開けて水を確保して、水路をせき止めて放水をしたわけですけども、それまでにどうも15分くらいかかったというように記憶しております。

それで、古い話になりますけれども、私も50年ほど前に消防団に入ったわけですけども、入団後、先輩の団員からは、一に人命救助だと、二に水利の確保だと、それで3番目には交通誘導というようなことを指導された記憶があります。

そんな中で、現在もこのことは同じだと思うわけですけども、現状はどのような手順で消防団の皆さんに教育しているのか、確認をいたします。

町 長

2件の火災に伴い消防団の消火活動についての御質問でございますけれども、飯島町の消防団につきましては、唐澤消防団長を中心に年間を通じて様々な訓練を重ねており、火災の消火はもとより、地震、風水害などの災害時の対応など、地域に密着した住民の安心・安全を守るという重要な役割を担っているところでございます。

これらにつきましては、議員の申されたように、火災ですけれども、火災現場の基本、これは、一に人命救助、二に水利の確保、そして三に交通誘導など現場の安全確保、これが消防団の使命だと感じております。基本的には現在も変わっておりません。

また、日常訓練はもとより、先ほど議員の申されましたように、6月には従来のポンプ操法大会をより実践的に発展させた放水訓練——ファイヤーエキシビジョンを実施するなど、活発な訓練が行われております。

御質問にありましたように、昨今の火災現場において水利の確保や放水に戸惑う団員がいることは承知しております。今後も訓練を重ねる中で成長していくものと考えているところであります。

なお、水利につきましては、担当の地域内の水利については団員も把握していると思われましても、実際に火災現場に行ったときに町全体の水利っていうことになりま

すと、なかなか把握ができておりません。伊那市ではスマホのアプリで水利を表示できるような仕組みも導入しておりますので、そういった現代の若者に合ったような、そういった水利情報などを研究してまいりたいと思います。

また、消防団員の確保が本当に難しい昨今におきまして、火災現場に駆けつけた貴重な団員でありますので、それぞれ、地元の皆さんですとか、あるいは先輩の皆さんに御指導いただく中で、温かい目で見守っていただくようお願いしたいと思います。

宮脇議員

本当に消防団員の方は、特に飯島は、先ほどの放水訓練、これなんかは、たしか雨が降っておった、この中でやるっていうのはすごいなと思って感心したわけです。

一方で、なかなか消防団に入ってもらえないっていうのは十分理解しております。私も自治会長のときに地元の若者のところに分団長と一緒に何とか消防団に入ってもらえないかっていうことをお願いに行ったことがありますけれども、今は、もう、あれですね、親が断りますね。本人じゃなくて親が断る時代っていうことで、私の時代は、そうか、お前も消防団に入れるようになったかと、そう言われた記憶がありますけれども、ぜひ温かい目で消防団の方々の活動を見守っていききたいなと、そんなふうに思っております。

次に、やはり消防団の活動の中で水防についての確認をします。

近年は、河川の護岸も整備されまして、水防での出動っていうのは多分少ないんじゃないかなと、そんなふうに思いますが、他の府県では台風、大雨等により河川の氾濫や崩壊が頻繁に発生して、大きな災害っていう報道を見聞きしております。

やはり古い話ですけども、以前は、毎年、水防訓練っていうのが行われておりました。そんな中で、言葉として死語かな、牛っていうもの、流れの勢いを止めるような、それから木流し、それから土のうなんかの訓練を毎年やっておった気がします。

それで、実際に私も、地元で昭和 50 年代に大雨で郷沢の沢が氾濫したことがあって、田んぼが何枚か流され、橋も流されるかなというような状況の中で、この訓練をしたことが大変役立ったという経緯があります。

それで、やはり水防に関する訓練について、現状ではどのような手順で行っているのかについて確認をいたします。

町 長

消防団員の水防訓練についての御質問でございます。

近年は、やはり線状降水帯等でいつ大きな災害があってもおかしくないような状況の中で、団員も日々備えて訓練をしているところでございます。

今お話のありましたように、牛につきましては、もう資材が防災倉庫にありません。現在は牛を組み立てられる方もいらっしやいませんで、牛の工法については、もう現在は採用していないところであります。

飯島町消防団では水防についても訓練を重ねております。大きな訓練では、今年 5 月に伊南 4 か市町村の消防団が協力して水防訓練を行っております。今年の訓練では、台風等による天竜川の氾濫を想定しまして——今は伝統的な木流し工法というのは行っておりません。それに代わりまして、ブルーシートや土のうを使って堤防の決壊を防ぐ改良積み土のう工法というのを訓練しております。

宮協議員

また、先日の防災訓練の中でも、消防団では宅地への浸水を想定した訓練等も行われたところでございます。

なお、近年、水防における大きな出動はございませんけれども、大雨の際の水路のオーバーフローや宅地浸水など、消防団も出動、対応しているところでございます。

分かりました。

本当に水防っていうのは危険です。ですので、なかなかこれを消防団員が出てやるっていうのは難しいのかなと思いますけれども、やっぱり訓練をしておかないと実施できないっていうこともありますので、ぜひ訓練については今後も続けていっていただきたいなと思っております。

それでは次に移ります。

3番目の飯島流ワーケーション事業について確認します。

過日、所管課との懇談会で本事業の目的を豊かな自然、多様な食文化、田舎暮らしの達人がいる飯島町で癒やしを提供する施設としておりましたけれども、今後は関係人口を創出施設へ転換して滞在型観光の拠点施設に変更するとしておりました。

議会でも多くの意見や要望をしてきている施設であります。

また、住民からも有効活用の意見が寄せられております。

この転換がどのようにされるのかっていうことが非常に注目されておりますので、それらにつきまして確認をします。

3-1ですけれども、今回の関係人口創出拠点施設っていうのが単なる宿泊施設とにならない対策っていうのをどのように考えているのかを確認いたします。

町 長

飯島流ワーケーション事業の今後ということでございますけれども、コロナ禍で脚光を浴びました観光地やリゾート地でテレワークを活用して働きながら休暇を取る過ごし方でありますワーケーション、これは働き方や休み方が多様化する中で生まれた言葉であります。

ワーケーションにつきましては、ある調査機関が——これは2022年ですけれども——企業に調査したところ、ワーケーションという言葉の認知度、これは86.3%と非常に高かったんです。高い数字になったにもかかわらず、導入している事業所、企業は5.3%でした。テレワークを導入している企業、事業所が38%だったにもかかわらず、こういう低い結果にとどまっているところであります。

それで、導入しない理由というのが3つほどありまして、「業種としてワーケーションが向いていない」、これが6割を占めております。それで、「ワーク」——労働「と休暇の区別が難しい」というのが2割、「運用できる部署や従業員が限定的になるため社内での不公平感が生じる」というのが1割程度挙げたところであります。

こういった状況の中で、ワーケーションという言葉に込められましたいろんな意味、これがちょっと詰め込み過ぎているんじゃないか、幅広く多義的につくられた言葉であったということもありまして、なかなか導入されることが少なかったということでもあります。

それで、ワーケーションにつきましては、アフターコロナとなりまして観光需要やイ

ンバウンド需要も回復する中で、この取組自体が転換期を迎えていると考えているところでございます。

現在、関係人口創出拠点施設への転換を検討しているところでございますので、詳細につきましては担当課長より御説明申し上げます。

地域創造課長

ただいまの町長答弁にもございましたけれども、現状を踏まえた上で、i i ネイチャー春日平を活用しまして、まず飯島町の強みである農業や農村風景を生かしながら滞在型観光やにぎわいを創出していくこと、また町の認知度を高め、好きになってもらい、最終的には移住・定住へつなげていく事業、こんなように転換してまいりたいと考えております。

また、単なる宿泊施設ではなく、町の魅力を体感していただくために農業や食、観光資源を活用した宿泊のパッケージプラン化、例えて申し上げますと、稲刈り体験付宿泊プランですとか、傘山トレッキング付宿泊プランとか、また町内飲食店提供の焼き肉セット付宿泊プラン等々、こういったものを進めてきております。

現在計画している新たな取組としましては、株式会社日本旅行と提携しまして首都圏、中京圏のバス事業者をお迎えするツアー、それから国内最大級の農園リゾートを運営しております株式会社和郷と連携した新規就農希望者の研修の受入れ、こういったものを現在予定しているところでございます。

来年度からの受入れ母体につきましても現在募集中としておりますけれども、今後も人と人とのつながりが生まれる施設として事業展開をしてまいりたいと考えております。

宮協議員

歯止めとしての考え方、やはり今あるものを有効に活用していくってということで、単なる宿泊施設じゃないという形での取組、これについては理解できます。

時間が迫っていますので次へ行きます。

本事業の目標を数値で、以前は何泊だとかってというような数値があったわけですがけれども、今回も数値で示すことはできるのでしょうか、確認します。

地域創造課長

まず、今年度のワーケーション事業の目標値としましては、年間宿泊を 250 泊としたところでございます。

今までの実績、それと今後の予約、これを合計して、現時点で申し上げますと、宿泊が 201 泊 701 名という数字になっております。今年度の先ほど申し上げました目標値 250 泊に対して比較しますと、進捗率が 80.4%という現状でございます。

なお、関係人口創出拠点施設への転換後の目標値として示すことができるかというふうに考えてみたところ、非常にちょっと難しい部分もございますけれども、今年度より先ほど申し上げました宿泊のパッケージプラン化を進めております。したがって、このプランが定着し、素泊まり需要、素泊まりだけというような人、利用を上回るまでには、少し、3年～5年、時間がかかるかなというふうに思っております。

最終的には宿泊者における半分以上ぐらいがこういった地域資源や地域の食材を利用したパッケージプランを選択していただけるような事業につながるように取り組んでまいりたいと思っております。

宮協議員

それでは最後の質問です。「歩道の除雪について」、ちょっと確認します。

建設水道課長

本年は何回も積雪があつて、除雪を行った経緯があります。

それで、生活道路っていうのは各自治会が除雪して住民の足を確保しているということでありまして、生活道路の歩道っていうもの、これにつきましては除雪をどんな基準でやっているのかについて確認をいたします。

歩道の除雪についての御質問でございます。

町道の除雪は、町民の皆様の御協力の下、幹線道路は町で、支線となる生活道路は自治会で取り組んでいただいております。

町の行う除雪は、幹線道路と地域間を結ぶ重要路線の約 55 キロにつきまして、除雪作業と融雪剤散布を実施しております。

幹線道路につながります生活道路につきましては、自治会において態勢を取っていただいている現状でございます。

御質問の歩道の除雪につきましてどのような基準かという質問でございますが、明確な基準は設けておりませんが、町で除雪を行う区間につきましては、おおむね車道と同じ 5 センチメートル以上の降雪を基準に除雪を行っておるところでございます。

続きまして誰が除雪をしているのかについてでございますが、広域農道の柏木信号交差点から役場入り口の交差点までの間は町で除雪を行っております。そのほかの路線、歩道につきましては、地元の皆様、また地先の皆様に対応いただいているのが現状でございます。

特に歩道の除雪につきましては、協働のまちづくりを推進していくためにも、地元自治会や保護者の皆様、地先の皆様に引き続き御協力をお願いしていきたいと考えているところでございます。

宮協議員

分かりました。

ちょっと時間を取りますので、関係しますので、4—2 と 4—3、これを合わせて質問します。

初めに、通学路っていうのが昔はありましたけれども、今も間違いなくあるのか、それはどのように決められているのかということと、通学路を子どもが学校へ通うということに対して、積雪があると大変厳しいかと思うわけですが、通学路の除雪っていうのは誰が行っているのか、このことについて確認をします。

教育次長

それではお答えいたします。

通学路につきましては、小中学校では入学時に各家庭から学校に児童生徒のおのの通学の経路を提出していただいております、それを基に通学路としております。

また、通学路の除雪につきましても先ほどの町道の除雪と一緒にございます。地域の皆さんに除雪態勢を整えて一体的に対応していただいているところでございます。

誰がということですが、現状としては地域住民の皆さんに御協力をいただいている、対応いただいているのが実態でございます。

宮協議員

分かりました。

いずれにしても私どもと一緒に町を盛り上げていくということが大事なかと、そんなふうに理解をいたしました。

		以上で終わります。 〔宮協議員復席〕
議 長		ここで休憩を取ります。再開時刻を 11 時 15 分といたします。休憩。
休 憩		午前 10 時 57 分
再 開		午前 11 時 15 分
議 長		会議を再開します。 一般質問を続けます。 9 番 星野晃伸議員。 〔星野議員質問席へ移動〕
9 番 星野議員		それでは、一般質問を始める前に訂正をお願いします。 質問の 3—4 の「ボランティア」を「派遣」に変えていただくようお願いいたします。 それでは一般質問に入ります。 最初に「飯島町のイベントについて」ということですが、大きなイベントとして今定着しつつあるラブリー♡フェスタ、りんりん祭は、多くの方が町外からも見えるようになり、すばらしいイベントだなと思います。 しかし、町民の皆さんにちょっと内情っていうかを聞きますと、子育て中のお母さんたちにしてみると、同じ時期に 2 つのイベントがあると、やっぱり出費が大変だっていうことと、それから企業の皆さんから聞きますと、1 つになれば要するに協賛金のほうも楽だなということをお聞きします。 そんな中で、やっぱり役場としても、継続できるイベントとして 2 つのイベントがコラボできるような格好に調整役を町でしていただけないかなと思ひまして提案いたしますが、いかがでしょうか。 〔唐澤町長登壇〕
町 長		先頃行われました 2 つの大きなイベントを持続できるイベントということで調整をしたらどうかという御質問でございます。 ラブリー♡フェスタは、子どもを中心にみんなが楽しめるイベントとして町内各種団体の連携といろいろな発想によりまして出店やアトラクションが行われています。時間は 13 時～21 時ということで、8 時間の長丁場でした。大変暑い中でしたので、来られる皆さんは大体浴衣で、4 時頃からですかね、だんだん増えてきたということで、運営している皆さん、それからボランティアで参加していただいた小中学生の皆さん、大変暑い中でしたけども、イベントを盛り上げていただいて、大変うれしい状況でした。 一方、りんりん祭ですけども、町の活性化や知名度の向上等を目的に、年代に関係なく多くの方が楽しめるイベントとしてアルプスの風に揺れる風鈴観賞と特設ステージ等にぎわいを集めてきたところであります。こちらは 15 時～21 時 30 分までということで、約 6 時間のイベントでした。夕方、夕涼みを兼ねて、本当にこれだけの若者が飯

島町にいたんだというようなことで、本当にうれしく思ったところであります。

いずれのイベントも、ラブリー♡フェスタは約3,000人、それからりんりん祭は約1万人ということで、本当に天候に恵まれて大盛況でございました。今年で4年目を迎えますけれども、開催時期も夏休みや帰省の時期に合わせて8月上旬とお盆の時期での開催となっているところであります。

御質問の町で調整したらどうかということでもありますけれども、町はこの事業に補助金交付や後援として支援をしておりますけれども、開催当初の頃に、2つのイベントの在り方など、それぞれの実行委員会との懇談の中でお話をした経過がございます。いずれもイベントも志のある若い町民の皆さんが有志で実行委員会を立ち上げて主催しておりまして、趣向や対象が異なる中で、それぞれの思いも強く、難しい面もあったところでもあります。

以前、飯島町では、お陣屋あんどん市、それから、その前にはお陣屋まつり等がありました。両方とも25年という四半世紀で幕を閉じています。これは、やはり中心となっている実行委員の皆さんが25年間で年を取られて、次に継承していく皆様がいらっしやらなかったということで、いずれのイベントも消えておりますけれども、そういったようにならないように、町のやっぱり特色あるイベントとして長く続いていただくように、双方に調整をしたところであります。

今のところ改めて調整役を置きながら調整していくという予定はありませんけれども、このイベントだけではなくて、様々な町民の皆さんのやりたいということを支援していくように、補助金交付や担う部署が調整役を担う形で取り組んでまいりたいと考えております。

〔唐澤町長降壇〕

星野議員

ありがとうございます。

内情を聞いてみますと、やっぱりスタッフも足りていないということで、行政からも地域創造課の皆さんがお手伝いをさせていただいて一生懸命やられているんですが、やはり、やっている側としますと、スタッフの考えでいきますと、ボランティアの皆さんも保険に入ってもらおうと非常に楽だということを言われるんです。

それで、町としてイベント保険のようなものに加入して、スタッフで来ていただけるボランティアの方も入れるような形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長

1—2でいいですか。

星野議員

すみません。1—2です。すみません。

地域創造課長

町では、現在、町民の皆さんが主体となつて行う事業に対しまして20万円を上限とした協働のまちづくり補助金、また今ありましたまちなか活性化経済循環イベント補助金、こういったものを交付しております。これらの補助金交付の対象項目にはイベントのスタッフや参加者の方々の保険加入の経費も補助対象として認めておりますので、その中で対応していただければというふうに考えております。

星野議員

ありがとうございます。ということは、町のほうからいただいている支援金の中から各イベントをやっている主催者が分けて保険とかに使うということで理解をしました。

	大きなイベントですので人が足りないっていうことも確かです。なので、何とか、本当に、町民の皆さんからの意見もありますので、テレビを見ていただいている主催者の方もいると思いますので、できればラブリンりんという名前で両方がコラボできることを私も祈っております。 次に2に入ります。 高齢者の肺炎球菌ワクチンについてお聞きします。 今の肺炎球菌ワクチンの補助の現状、状況を教えてください。
健康福祉課長	高齢者肺炎球菌ワクチンの接種補助につきましては、平成21年度より75歳以上の方を対象に3,000円の補助を行ってまいりましたが、平成26年10月1日からワクチンが定期接種化されたことに伴い、補助自体は終了しております。 定期接種化は65歳の方を対象としたものですが、多くの方に接種機会を設けるため、経過措置としまして、65歳以上の方を70歳75歳80歳というように5歳刻みで対象として、該当となる方に5,000円の自己負担で接種を実施してまいりました。 経過措置につきましては、これら65歳を超えた方の接種状況が65歳の方の接種率と同等になってきたことから令和5年度末をもって終了しておりまして、今年度より65歳の方を対象に自己負担額2,000円での接種を実施しておる状況でございます。
星野議員	死因の第3位が肺炎になっております。自己防衛にもなるんですが、65歳で接種して、大体7年ほどでワクチンの効力が弱まるそうです。なので、10年後、できたら接種補助をしていただければよいかなと思います。まだ全国どこでもやっていないので、飯島が初になるかと思いますが、ぜひその点も考えて、町民の健康を考えて、していただければなと思いますが、いかがでしょうか。
健康福祉課長	高齢者肺炎球菌ワクチンは、予防接種法に基づく定期接種としまして対象となる方に1回のみ接種することとなっております。 再接種につきましては任意接種でありまして、本人の希望と接種する医師の判断によって行うものとなります。そのため、費用は原則自己負担となっております。 日本感染症学会の報告によりますと、「初回接種から5年以上経過していればほぼ問題なく再接種できるということが明らかとなっている。」、その一方で「再接種における臨床的有効性に関する報告は現在までなされていない。」というふうに報告されております。 町といたしましては、再接種の有効性が示されるとともに、再接種に伴う5年という接種間隔の確認方法が確立されていないこと、また接種医療機関の確保など、これらの課題を解決しながら、また今後判断してまいりたいというふうに考えております。
星野議員	現在は65歳で接種を受けられるんですが、まだまだ飯島町でも接種率が低いということをお聞きしておりますので、町民の皆さんも、自己防衛ですので、ぜひ接種をしていただくようお願いしたいと思います。 それでは3に入ります。「飯島町の防災について」ですが、飯島町の防災についてお聞きします。 その前に、この間、社会文教委員会の研修で7月26日27日と、福井県小浜市に学校給食の視察、それから石川県穴水町のほうでは元旦に起きた地震の復興状況を見て

まいりました。そこで、今回は、穴水町で議長の佐藤さん、副議長の小谷さんからお聞きしたことを踏まえて、飯島町で災害に備えることができるかという点でお聞きしたいと思います。

先ほど前議員の質問にもありましたが、町長のお話にもありましたが、穴水町でもまず通信網が途絶えたということをお聞きしました。通信網が途絶えるということになりますと、個人で、自力で情報収集をしなければなりません。しかし、道自体も非常に悪路になってしまって、交通網も寸断されるので非常に困ったということでした。

その中で、駒ヶ根と伊那市にはあるんですが、飯島町で悪路でも走れるバイク隊というものの設立をしたらどうかと思ひまして提案をするわけです。駒ヶ根のバイク隊ですが、消防団員に対しての補助ですが、免許取得の際にもこのような補助がありまして、非常にバイク隊は役に立っていると思うんですが、その点、情報収集するのにもこういうバイク隊というのは必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

町 長

駒ヶ根のバイク隊については、今日の新聞にも半面近くを使って市の総合防災訓練の様子が載っておりましたけれども、災害時、特に停電が発生した際の情報収集、連絡方法は非常に重要と考えているところでございます。

まず停電の際は、その状況と復旧の見込みについて電力会社と緊急連絡を取り合った中で、防災無線によって周知をいたしたいと思います。

また、停電時においても携帯電話は使える可能性が高いので、携帯電話を活用した情報収集や連絡も有効と考えております。

さらに、現場で必要に応じて公用車を活用した情報収集や普及作業も行っていますが、今後も、ドローン、町内にも専門業者がいらっしゃいますけれども、最新技術の活用も視野に入れながら、より安全な情報収集も考えていきたいと思っています。

冒頭でも触れましたけれども、電気は生活を支える上で欠かせない重要なインフラとなっています。災害時の停電に備え、電力会社とは災害時における相互協力に関する協定を結び、万一の停電の際には極力早く復旧できるよう、協力を確認しているところであります。

なお、先ほどのバイク隊でありますけれども、消防団の各分団等々の連携、そういったところでは活躍しているようですけれども、停電時等、そういったときに特別な役割があるわけではないということをお聞きしているところであります。

星野議員

取りあえず、飯島の消防団の中にもバイクの好きな方もいらっしゃるし、そういう点で有効だと思うので、ぜひ考えていただければと思います。

次に3に入ります。

穴水町では、たまたま幸いと言っではいけませんが、正月のために各家庭にお正月用の食料の備蓄があったそうで、避難所に行きましたら、例えばすき焼きをやっている、鍋物をやっているというような状況で、非常に条件がそろっていて、しのげたということでした。そこへ行くと、職員の皆さんはカップヌードルばかり食べていたっていうようなこともお聞きしました。

飯島町として、大きな災害の際、例えばですが、日曽利の橋が落ちてしまった場合、

議 長 星野議員 町 長	日曾利地区の備蓄量とか、どの程度持つのかっていうようなことをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。 星野議員、3—2ですね。 はい。すみません。3—2です。 災害時の自治会等での備蓄の関係の御質問であります。 災害時の備蓄につきましては、災害発生から数日間は行政や他の地域からの援助が期待できないため、非常備蓄品につきましては最低3日分、できれば7日分を備蓄、準備いただくように提案をさせていただいているところでございます。 ただし、備蓄につきましては、まず各家庭等をお願いしているものでありまして、各自治会におかれましては、それらを持ち寄っていただくなども想定した中で、自治会が補う分の備蓄を提案しているところであります。 こういった事情もありますので、各自治会の食料備蓄につきましては一概には言えませんが、御質問にありました日曾利自治会でありますけれども、こちらは町が100食分を提供しております。33名の3日分相当の備蓄する量ということで支援をしているところであります。 なお、町が提供しているのは4区と日曾利自治会のみとなっております、日曾利自治会へは特に孤立に備えて提供しているものでございます。
星野議員	それでは3に入ります。 穴水町では防災士を各自治会に配置しているようですが、飯島町で防災士の資格を取るのに、支援は各自治会宛てにあるのでしょうか。 現在は令和5年度の実績として6名が防災士として登録があるようですが、これから先、各自治会、また区会などに防災士というものを配置するお気持ちはないのか、お聞きします。
町 長	防災士の設置についての御質問でありますけれども、防災士には地域防災の担い手として地域に密着しながら各区や自治会を支えていただくことを期待しておりますので、町としまして防災士の資格取得の支援を行ってきているところでございます。 具体的には、防災士の資格の取得にかかる受講料、教材費、受験料、登録料に対しまして4万円を上限に交付しているものでございます。必要な費用のほぼ全てをカバーできる内容と思っております。 なお、上限の4万円につきましては、昨今の費用の増額に対応するため、従前——去年までは3万5,000円でしたけれども、今年から4万円に増額させていただいております。 防災士につきましては、御提案のとおり、各自治会における共助のリーダーとしての活躍を担っていただけると期待しておりますので、今後も積極的に防災士の育成を支援していきたいと考えております。
星野議員	では4番に入ります。 先ほど訂正しました。「ボランティア」が「派遣」になっておりますが、町からいわゆる町外へ職員の皆さんが行く、要するに支援に行く際にはどのような装備があつて何人

	分あるのかということをお聞きします。
副 町 長	町で支援に行く、この間の能登半島地震もそうでしたけども、町外の大規模な災害という場合になりますと、この間の場合は、県と市町村、長野県が主体になりまして、広域連合ごとに依頼がございまして、その中で各市町村が対応したということになっております。 その場合の必要な装備につきましては、被災先の状況によりますが、ヘルメット、長靴、防災服の一般的なものについては、常時、職員に貸与しております。不具合がなければそのまま活用していただく、この間の1月もそうございました。 必要な事務用品や備蓄の食料につきましても、役場の備蓄で対応しながら実情に合わせて、備蓄がないものについては早急に対応するという事で、依頼があった段階で予算がなくても柔軟に予備費から充用ですとか流用をかけまして確保して、寒い時期には寒い時期なりの装備をそろえていくということで、柔軟に対応させていただきますので、今のところ数を全部そろえてあるということではございませんけども、それなりに早急に対応するという事で今までやっておりますので、よろしくお願いいたします。
星野議員	最後になりましたが、5に入ります。 穴水町でもお聞きしましたら自治会加盟者が100%に近い状況でした。そういうことがあって、各避難所の自治会等の集まりの場所に行ったときに人命や安否把握などが速やかにできたそうです。 この点、やはり防災と自治会というものの大切さをもっとPRして、自治会に入ってください一つの要素にもなりますので、そこら辺をしっかりとPRしていただいて自治会の大切さを入っていない人に周知することも大事かと思っておりますので、その点はいかがでしょうか。
町 長	自治会未加入者に対する働きかけということでございますけれども、やはり災害時、それから、一番大きな課題であります家庭ごみの問題、この2つについては、やっぱり自治会に入ってください一番大きな要因かと思っております。 自治会未加入者の方へ災害時の自治会の大切さを広報することは非常に重要だと考えております。 災害時や防災訓練でも近所での助け合いや集会施設の活用などを前提としている面もあります。 災害の際は、自治会に対しましても加入、未加入に関係なく協力することを呼びかけておりますけれども、日頃から自治会に加入していただくことの有効性については改めて言うまでもございません。 町も一貫して自治会への加入をお願いしているところでありまして、転入されてきた方には、自治会イコール自主防災会ということから、冊子を用いて直接説明をしているところでございます。 また、広く未加入の方に対しましても、防災の観点からも今後も積極的に加入促進に努めてまいりたいと考えております。
星野議員	それでは、より一層の飯島町の防災——町長もこれからもう一度考え直してみたいと

		というようなことをお聞きしましたので、ぜひ防災に強い町飯島町になるよう期待して、私の一般質問を終わります。 ありがとうございました。 〔星野議員復席〕
議 長		ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。休憩。
休 憩		午前 1 1 時 4 0 分
再 開		午後 1 時 3 0 分
議 長		会議を再開します。 休憩前に引き続き一般質問を行います。 1 番 伊藤秀明議員。 〔伊藤議員質問席へ移動〕
1 番 伊藤議員		それでは通告に従いまして 4 点ほどただしていきます。 まず 1 番として「住民満足度調査について」を伺います。 近年、住民の幸福度または満足度を政策推進の一つの視点として取り入れる自治体が増えております。箕輪町では平成 28 年から、駒ヶ根は平成 28 年から調査をしております。日頃の生活で感じていることや町政に対する意見、要望のアンケートを幅広い年代に定期的実施し、総合計画の政策の取組や意見、評価を把握することを目的として実施しております。 主なアンケートの概要は、町に対する思い、町の広報活動、政策の取組、また町への愛着度、生活満足度調査、何が不足で何が満足かとか、これからも町に住みたいか、子どもに住んでほしいか、町に戻ってきてほしいかなど細かな質問もあります。 箕輪町では 84 ページにも及ぶ膨大なアンケートとなっております。 話は変わりますが、私は ISO 9001 というものに以前いた会社で立ち会いました。聞いたことがある方もいると思いますが、ISO 9001 とは品質マネジメントシステムに関する国際規格のことであります。概要を言いますと、目的は顧客満足度の向上、良質な製品やサービスを提供できるよう継続的な改善を図るためにつくられたマネジメントシステムです。 そのシステムの中の要求事項 9.1.2 に顧客満足という項目があります。それは、お客様——町にとっては町民に当たります。に提供した製品——町にとっては政策とか住民サービスに当たります。のことにについて住民がどのように感じているかの情報を集めて分析し、その後、改善につなげることを要求する事項です。 町民が今の生活に満足しているのか、もし満足していなければ何が足りないのかを明らかにして政策につなげていくことが大切だと思います。 当町も第 6 次総合計画の進捗率や政策実効性のデータ、町民の満足度を考える重要なアンケートになると思いますが、所見を伺います。

町 長

〔唐澤町長登壇〕

住民満足度調査についての御質問でございます。

ただいまお話しになりました顧客満足度調査——C S調査ですけど、これは、もう今は企業の大半が取り入れて、それぞれの顧客、お客様の要望に応じた商品開発や事業展開をしているところであります。

そのほか、いろいろな幸福度調査、3月20日っていうのが国際幸福デーということになっておりまして、それに基づいて世界中の幸福度調査も行われています。大体、北欧の諸国が上位を占めておりまして、日本は50位前後になっているところでありますけれども、そのほかに都道府県のランキングもありまして、先日発表された中では、1位は沖縄、これはもう4年連続ですけども、長野県は残念ながら31位ということでした。

その中に要素が幾つかありまして、やっぱり一番は家庭、家族と一緒に過ごす時間、これが一番幸福度の中で重要ではないかと言われてしています。コロナ禍ではそういった時間が増えた関係で幸福度が増しているんですけども、コロナ禍が明けてからはなぜか幸福度が落ちているということでございまして、そういった家庭で暮らすっていうことが非常に、家族と一緒に過ごすというのが非常に重要な要素かなというのは感じているところであります。

議員の申されたとおり、住民の皆さんの声を聞くということは非常に重要なことだというふうに考えています。

この7月に実施しました飯島町第6次総合計画の中間見直しに関する住民アンケート調査、この中では、まちづくりに関する将来指標として幸福度、定住意向、また政策満足度として基本計画の項目ごとに重要度と満足度について調査項目として設定して、住民の皆さんにアンケートに御協力いただいたところでございます。

また、今、ワークショップを行っております都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定に関しましても昨年10月にアンケートを実施しましたけれども、その中でもまちづくりの満足度と重要度についてお聞きしているところであります。

そのほか、住民の皆様には、声を聞く機会として、6月からは各自治会、区ごとに懇談会を実施しておりますし、また、ちょっと今はあまりできておりませんが、町長懇談室での懇談、あるいは町民と町長のほっと懇談会、町長への手紙、各種アンケート調査、パブリックコメントなどで住民の皆さんのいろいろなお声を聞く機会を設けているところであります。

それで、私は以前から町は住民の皆さんの幸せ創造研究所だということですからずっと言っ
てまいりました。やはり住民の皆さんの幸せを考えていくことが役場職員にとって非常に重要な指標であるというふうに考えています。

そんな中で、やはり職員自体も幸せでないといい行政ができないということで、常日頃から職員には自分の幸せ度、幸福度を上げていただくように話をしているところであります。そんな中で、そういった職員の幸せ度も常日頃から把握していかなきゃいけないということで、今指示はしてありますけれども、パルスサーベイということで、定期的にそういった調査を実施しながら職員の幸福度も調べてきたいというふうに考えてい

るところであります。

〔唐澤町長降壇〕

伊藤議員

幸せ度・満足度調査で、町長は幸せなんでしょうね。

私のアンケートを求めているものは、もう総合的なものを求めているわけです。教育行政、福祉関係、ありとあらゆる課に関係することです。

それで、これを一括でもう項目の中に取り込んで、一度にもう全部アンケートをしちゃうと、そうすると、個別に取る必要もなくて、1回で町民の意向というものが分野ごとに分かります。建設関係なら建設、農林なら農林、そういう質問の仕方をすれば——箕輪町はそういうふうにやっています、政策ごと、課ごと、それを住民がどういうふうに受けているか。個別も大事ですけども、もう一度に全部の課を含めて、当然、箕輪みたいに84ページの膨大なものになりますが、それが一度に調査できるし、そこら辺はどう思っているか、ちょっと回答をお願いします。

副町長

先ほど町長も申しましたが、第6次総合計画の見直しの中で、一回、全政策について、今取ってまとめているところでございますので、今回はそれを使おうかなというふうに思っております。

それで、今回見直しをかけて総合計画をやっていく予定でございますので、そういうの——幸福度とか満足度のアンケートを取るのは重要なことだと思いますので、その中でまた、じゃあ何年に一遍とか、そういうことを検討してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

伊藤議員

前向きな答弁、評価いたします。

1年に1回は大変なので、駒ヶ根みたいに2年に1度で、それを毎年取っていてもそんなに意見は変わらないかと思うので、せめて2年に1度くらいの頻度で、町民も分かるし、行政も分かるし、ぜひ取組を希望いたします。

2番に移ってまいります。

以前にもこの質問をしました。2回目です。

痛みを伴う水ぶくれが帯状に現れる帯状疱疹のワクチンについて、今年6月20日に厚労省の専門家委員会は、高齢者を対象とするワクチンについて、科学的に問題もなく、定期接種が妥当と判断し、今後、対象年齢などについての議論をした上で最終決定するとのニュースがありました。

国民はこの答申を待つわけですが、最短でも国の実施年度は来年の4月になる予定になっております。ですが、9月か10月に委員会開催の予定があるわけですが、厚労省からは開催するという返答がありません。したがって、来年の4月実施は無理かなと思っております。

国内で実施されるワクチンは1回接種の生ワクチンと2回接種の不活化ワクチンの2種類がありますが、1年後の発生予防率は4～9割で、神経痛などの合併症による重症化を防ぐ効果も確認されております。

現在の任意接種は、生ワクチンが1万円、不活化ワクチンは1回2万円を2回で4万円かかります。

高齢者の中には、ワクチンを接種したいのだけれども、自己負担額が年金生活者にとっては4万円の高額になり、負担になってためらうという高齢者もおると聞いております。

带状疱疹の症状には個人差があります。皮膚に神経痛のような痛みが起こります。痛みは、針で刺されたような痛みから焼けるような痛み、眠れないほどの痛みが三、四週間続きます。带状疱疹発症の長い間、神経痛が続く患者は50歳以上の2割に起こると言われております。

長野県の助成している自治体は、6月議会で議決したばかりの宮田村を含めて21の市町村で実施しております。これは長野県全体の27%に当たります。全国では721自治体で、全国の42%が実施しております。長野県は全国に比べてまだ実施率が低いというデータが出ております。

助成額は自治体によって様々ですが、多くは半額となっております。

前回の一般質問の答えでは国や近隣の市町村の動きを見て検討したいと回答がありました。

当町でも国や近隣市町村の動きを見てワクチン接種補助をする環境が整ってきたと思いますが、近いうちに国の公費でワクチン接種されるようになるとと思いますが、その間、1日でも、重症化を防ぐためにワクチン接種をすれば安心だと思います。町民の健康を守るためにも希望者に対し早めの接種補助を強く求めています、考えを伺います。

健康福祉課長

带状疱疹ワクチンにつきましては、現在、任意接種となっておりますが、伊藤議員もおっしゃりましたとおり、今年の6月に厚生労働省のほうは、ワクチンの安全性及び有効性が認められたということで、接種費用を公費で補助する定期接種、こちらのほうへ含める方針を決定したということでございます。現在、接種に対象年齢などについて議論されており、その正式な決定を待っているといったところでございます。

町といたしましては、定期接種化、こちらのほうが整い次第、定期接種化、そちらのほうへ対応してまいりたいというふうに考えております。

伊藤議員

国では来年4月以降に実施という予定でありますので、できましたら、高齢者とかは重症化が嫌なのでワクチンを打って安心したいという町民もいるかも分かりませんので、4万円で2万円の補助ですんで、ぜひ予備費あたりを使って何とか補正予算を組んでいただいて、前向きに考えていただきたいと思います。

次に移ります。

3番、草刈り、水路維持、関係の委託事業についてということで質問をいたします。

何でこの質問をするかというと、この前、総務産業委員会と商工会で懇談会がありました。その中で建設部会から水路にたまっている堆積土砂はどうしているのかという質問があり、これは要望があればやっていますということで回答しておきました。それで、その建設業者は、ちょうど懇談会をしたときは夏場で、どこの建設業者も同じですが、仕事が少ない。毎年のことですよね、御存じだと思います。そういうことからこの質問が出たと考えました。

この問題は今どこでも問題を抱えている自治会の在り方にも関わることです。地元の定期的実施している河川愛護作業、道路水路周辺の草刈り、水路の堆積土砂さらい、

生活道路の雪かきなど、高齢者の作業が困難になってきております。

その解決策として、町が主体になり、建設業者や地元住民の有志が組織をつくり作業報酬を受け取るようにし、自治会の高齢者の作業負担を軽減することにしたらいいかと考えます。

また、年度末工期以降の仕事が少ない建設業者にもメリットがあるかと思います。

私は、以前、測量会社の測量してきた原図の平面図、横断図、縦断図の鉛筆の下書きを炭でトレースする仕事をして測量会社に納品しておりました。工事の設計をするための基となる現況に図面になるわけですが、その現況図面に計画線を入れて工事が行われるわけです。毎年度、工期末ということで3月までは目の回るように忙しさでありました。

工事会社も3月末工期が多いため同様に忙しいわけですが、比較的受注量の少ない夏場にそのような草刈りとか、道路、水路の維持作業、これを取り入れて、先ほど言ったように自治会の作業負担とか、今度は反対に建設会社の夏場対策にもなるかと思います。

予算は厳しいかも分かりませんが、これは町で全額とは言いません。町、区、自治会でそれぞれ負担しまして、その割合は町で考えていただいて、そういう仕組みづくりをぜひこれからの高齢者対策として検討したらどうでしょうかという質問です。

それで、8月17日の新聞にこういう記事がありました。「草刈り困難世帯を支援 「お助け隊」が活動開始」という記事がありました。記事内容は、高齢化が進み草刈りができなくなった家庭を支援するお助け隊で、作業の依頼方法は常会が連絡網として利用しているSNSグループか電話で行い、隊員には1時間1,000円を支払うことにしている、常会長はみんなで協力して住みよい地域づくりを進めていきたいと話したとありました。

また、8月16日の全員協議会で地域力創造アドバイザーの説明がありました。大変期待する事業であります。

それで、町でも、積極的にアドバイザーの知識、経験、実績などを生かして、この課題も一緒になって取り上げて何らかの対策等を考えていくべきだと思いますが、どのように考えているか伺います。

町 長 草刈りや水路の維持を委託事業でという御質問でございますけれども、現在、町道のり面や河川、また水路周辺の公共用地の草刈りにつきましては地元の皆様の御理解と御協力をいただいて実施していただいているところでございます。

議員から提案のありました町委託方式でございますと、制度上の仕組みですとか、作業を受けていただく方の組織化、また費用面など、多くの課題がございます。

まず、多面的機能支払交付金の農地維持支払いについては農家が共同で水路等の維持管理等を行う活動に交付されますので、制度上、現状では外部委託による草刈り費用に充てることができないということになっております。

また、費用面では、町全ての道路管理、約350キロあるんですけれども、これを年1回草刈りすると仮定しまして、県の草刈りの単価がありますので、これは1メートル140円ですけれども、これで換算しますと、委託した場合は約1億円の費用がかかるということでございます。現状の予算規模では対応がかなり厳しいのではないかと感じるとこ

ろであります。

ですけれども、自治会の懇談会等でも自治会から高齢化等により草刈り等の共同活動ができなくなったという相談も寄せられております。一部、町直営の草刈りを検討している箇所もありますけれども、今後も地域の皆様の御意見をお聞きしながら研究してまいりたいと考えております。

先ほど出ました地域力創造アドバイザーの関係ですけれども、あのアドバイザーの方が関係するグループも草刈り等を支援しているということも聞いております。またいろいろな角度から研究を重ねながら、一番困っているのは、草刈りですとか、あるいは山の管理ということになりますので、そういった点を研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

伊藤議員

ぜひ、今後の重要な高齢化対策にも結びつきますので、検討をお願いしたいと思います。

草刈りの県の単価は民間からすると高過ぎます、こんなことを言ったら語弊があるかも分かんないですが。1平米1,400円ですか、あれは非常に公立の、県の規格なんで、そうでしょうが、民間ならそんなに払う必要はないと思いますんで、民間レベルで単価を設定させてもらって、いろいろの方法はあるかと思いますが、ぜひ前向きに取り組んでいただくことを希望いたします。

最後に4番目の質問に移ってまいります。

「中学生の外国派遣国際交流事業について」伺います。

8月31日の新聞に宮田中学校2年生26人がソウル市に行く訪問団の任命式をしたという報道がありました。記事を読んで、26人の2学年の生徒、これは、2学年の生徒が81人だけいるんですが、その3割——31%が応募しているということに驚きました。多分、飯島では、今までに、過去、そんなにも申込者はいなかったと思っています。

それで、この交流事業は外国の自然、文化、社会に触れるなどの直接的な体験を通し国際理解、国際感覚の基礎やコミュニケーション能力を身につける大事な若い時代に経験する事業であります。

コロナ禍で一時ストップしておりますが、今年度は予算内容にはないので、令和5年度もなくて、ぜひ来年度あたりからまた子どものために実施を希望しますが、いかがでしょうか。

教 育 長

お答えします。

子どもたちが日本だけでなく海外に目を向けていろんなことに触れていくっていうことは非常に大事なことでっていうふうに思っております。

海外派遣国際交流事業につきましては、今年度予算に飯島町としては計上いたしました。駒ヶ根市と相談し、ネパールへの事業を予定していたところであります。

しかしながら、旅費、特に航空運賃の高騰が激しく、駒ヶ根市のほうで計画を断念することになりましたので、残念ながら飯島町でも中止したところであります。

ネパールへの交流事業は、継続して駒ヶ根市と相談をしながら、実施ができる状況になれば、また計画していきたいと考えているところであります。

伊藤議員

今年度は、依然として旅費の高騰の影響もあり、海外派遣が難しい状況ですので、国内で国際交流事業を行える方法がないか、特に近隣の J I C A でありますとか J O C A との交流を含めて検討をしているところでございます。

また、今後、世の中の状況を見極めながら、どのような形で子どもたちの海外派遣国際交流事業を進めていくことが望ましいか、引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

残念ですね、旅費が高いということで行けないということで。

近いところならどうかという考えが浮かびますけど、宮田はソウルですね、そこはそんなにも旅費は高くないし……。

私が言いたいのは、中学生の時代に国際交流をして国際的な文化、習慣とかを学ぶことは非常にいい機会なので、海外派遣にはこだわりません、J I C A でも、日本にも外国人はいっぱいおりますんで、あらゆる機会を利用して国際交流を深める政策を考えていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

〔伊藤議員復席〕

議長

3 番 折山誠議員。

〔折山議員質問席へ移動〕

3 番

折山議員

通告順に質問をしてまいります、ちょっと私の質問の目的に関連しますので、少し回り道をさせていただきます。

今日の地元紙なんですが、本当にうれしい話題が大きく取り上げられておりました。1 つは将来負担比率がここ数年改善してきている、一方で、産業としては飯島に初のワイナリーというちょっと明るい話題がつづられています。

これは、振り返ってみますと、今まで結構大型の事業をやっているにもかかわらず財政を健全な方向で運営してきた、これは、財政の所管部署、またそれに関わる事業を行ってきた所管の皆さんがかなり工夫をされ、努力してこられた結果なのかなということで、この点は、評価すべきところは、町民に向けても、また職員に向けても評価をさせていただきたいというふうに思います。

一方、町長就任からあと数か月ちょっとで1年を経ようとしています。失礼な言い方をすれば、派手さはないんだけど目の前の課題に真摯に向き合う、その姿勢っていう行政運営、ちょっと安定した行政運営がきちっと、足腰の強い運営がなされているなという町長に対しても、この過ごされてきた、4 分の 3 ・ 四半期を過ぎられたかな、そういった評価をさせていただきたいと思います。

質問項目へ入りますが、結局、先ほどの町長の言葉を借りると、職員は町民の満足度のために働く前に自らの幸福度を追求するということをいつも申されておるらしいんですが、町長も、幸福度の背景は家族と過ごす時間が多いとか、勤務を離れた時間を有意義に過ごすことがその度合いの背景だというふうに申されておりまして、一番心配になるのは町長で、町長自らがそうした日常を送られて、自らが幸福を感じられて、町民の

先頭に立ってこれからもいいまちづくりをしていくように、町長自らも自分自身の幸福を実感していただければなというふうに希望を申し上げるんです。

しかし、一方、職員も理事者も、我々議員もそうなんですが、何が生きがいになるか、何があってうれしかって言われると、我々議員は有権者からよく頑張ったねって褒められるときです。職員も町長も町民から同様の言葉をかけられたときに、多分、自分の幸福度ってうんと充実するのかなというふうにも思いますので、バランスのいい幸福度の追求をしていただくことを申し上げて、質問項目1「七久保診療所再開」、質問要旨1、医師確保の現状と取組を問うということについて伺います。

ちょっと厳しい言葉が並ぶかもしれませんが、これまでの運営の仕方については十分評価しております。それを認識した上で、また申し上げてまいりたいと思います。

七久保診療所再開に向けて、3月にも一般質問を行わせていただきました。医師確保政策の状況を伺いたいんですが、これまでに、今日まで、就任以来、どのような取組や対応をしてこられたか、町長に伺います。

〔唐澤町長登壇〕

町長 医師確保の現状と取組を問うということでもありますけれども、前段で申されたとおり、やっぱり住民の皆さんも職員もそうですけれども、自己肯定感、これが一番重要なと思いますので、その点をしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

医師確保の問題ですけれども、私の公約の大きな柱になっておりますけれども、3月の定例会でも質問いただきました。継続的に進めていますけれども、私の考えています地域に根差した医療の提供を継続していただけるような医師には巡り会っていないのが現状ですというお答えをさせていただきました。現在も同じような状況でございます。

この間、近隣の病院等の院長さんとも話合いを持つ機会がありましたし、また今週末も持つ予定でございます。いろいろな情報収集をしながら医師確保について検討しているところでもありますし、また町ではコンサルティング業務を委託しておりますので、そういったところからの情報はもちろんですけれども、医師会等、様々なところからの情報を得られるようにアンテナを高くして取り組んでまいりたいと考えているところであります。

3月の定例会でも申し上げましたけれども、開業後、この土地に十分根づいていただける人材を考えておりますので、その点も踏まえまして、時間はかかると思いますけれども、しっかりと腰を据えて精力的に取り組んでまいりたいと思います。

〔唐澤町長降壇〕

折山議員 3月の私が一般質問したときには体制について要望したんですが、理事者が先頭に立って情報を集めて努力していく、こんなようなお答えだったかと思います。

ところが、今お聞きすると、近隣の既に関業されておる皆さんから情報収集をした、また医師会から情報収集をしたということなんですが、それは今までもやってきていると思うんですね。同じことをやっているとなかなか結果は見えてこないんじゃないかなというふうに考えるものであります。

そこで伺います。過日、全員協議会のほうへ次年度からの組織機構改革が示されまし

た。新年度からの医師確保は新組織のどこの部署が所管するのでしょうか、その点をお尋ねします。

副 町 長

令和7年の4月1日から健康福祉課の保健医療係を担当部署というふうに考えております。保健関係、それから医師関係、その情報の一番出るところというふうに思っておりますので、私の経験からも私を含めまして一緒に取り組んでまいり所存でございます。

町長は近隣の医師との打合せ、会合というふうに申しましたが、今までそういう誘致をやられた方ですとか、そういう情報を持っている方と今は接触を持っておりますので、そういう関係も含めまして直にやりたいなと実は思っておりますので、その中で、七久保診療所の今までの医療体制、普通に週5日ぐらいの開業、そういう体制、その体制も含めて、いろいろのものを、今の医療体制、いろいろな機器を使った体制も含めまして検討しているところでございます。

折山議員

2017年11月30日、これが七久保診療所閉院の日です。廣瀬先生は、かなり長い間、地域の特に高齢者を中心に、何か問題があれば昭和伊南総合病院へ、そうでなければ薬の処方箋を出す、こういったような取組を長くされて、地域医療、七久保の住民はかなり安心して生きてこられたことから足掛け7年を経ようとしておるわけであります。

この間、予算では、毎年、診療所費が計上され、開業医があった場合の支援補助も制度に基づく予算が計上され、しかしながら具体的な動きはこの7年間ありませんでした。多分、今、理事者が申されたような取組はこれまでの間もなされてきたというふうに考えます。したがって、現状の体制で行くとずるずる時間が過ぎていってしまうだけではないかということです。

それで、これまでと状況が違うのは、昭和伊南総合病院が紹介受診重点医療機関に指定されて、この6月からでしたかね、地域の医療機関を経ずに直接昭和伊南総合病院へ行くと医科で7,000円の初診料を別途——保健医療とは別に負担をしなければならない、ますます地域の医療が重要になってきている、こういったようなことで、状況は刻々と……。

それで、七久保は、この地域は飯島の各地区に比べて人口減少がほぼない。逆に言うと、自然でいくとかなり高齢者が亡くなっていて減少しているにもかかわらず、移住者が多くて、トータルでは人口減少がゼロに近い、こういった特異な地域であります。ますます地域の医療のニーズは高まっている、こういった状況の中で、話を幸福度へ戻します。

今の保健医療係がどれほど重要な部署で、健康にも力を入れながら各制度で住民が安定して保健医療の適応を受けてやっていく、福祉医療は拡大の一途です。どれほどの業務が増加しているかどうか。こうした中で、兼務体制でどこまでこの事業に取り組んでいけるか。これは理事者についても同じことが言えます。

午前中の一般質問を聞いておれば、ワイナリーを含めて、新しい加工所、こういったものが一つは将来の町の農業に大きく影響してくるのではないかと、今地域の農地の保全を担ってくださっている小さな農家、これを守っていく政策が必要じゃないかと、目の前

に重要な課題が山積しているのを午前中の一般質問で受け止めることができました。

今日までの町のやり方を見ておきますと、いわゆる兼務体制の中で、かなりの職員に今の仕事を抱えながら新しい仕事を求めていくという、働き方としては極めて困難なものを求めてきている。この中で職員はどのようにして幸福度を追求しながら町民のために頑張れるのでしょうか。

やはり体制を整えて、あるいは、理事者のほうで、当面この仕事は棚上げしようよと、その分のエネルギーをこの仕事に向けようよと、そういう姿勢を持たない限り、言葉で職員の皆さん幸福度を云々と言ってみたところで、取れる時間がなければそんなことは無理です。

また、地域住民にしてみても、同じ体制でまた7年間過ごしていくのかという気持ちに受け止められます、3月に申し上げました。

町長の重要な政策の柱の1つです。七久保の住民にしてみたら、第一に挙げてくるのが町長の懇談会を通じて御承知いただけたでしょうか。どこの会場へ行っても診療所の再開を求める声が多かったんじゃないでしょうか。その声を受け止めながら、職員に対しても無理な体制での職務を求めるのではなくて、専任、簡単に言えば、全国を飛び歩くくらいの姿勢で医師招聘を主任務としながらほかの仕事も抱えていく、こういった専任的な体制を取ることで、初めて一歩前進できるんじゃないでしょうか。

何か私の言っておることで違うことがあったら反論してください。

町 長 第6次総合計画に基づく課題が山積しております。これを全て実施していくというのは、非常に職員にも負担をかけますし、実施できないこともあります。その中で、重要な課題については、今言われたように、プロジェクトであったり、専任を設けたり、やっていきたいと思います。また今後検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

折山議員 これ以上申し上げておね、町長も一生懸命頑張っておられるんで、ちょっと酷かと思いますが、町長自ら体を動かしてできることは限りがあるんです。町長の性格上、どうしても前面に出て、自分が全ての責任を負いながら動く、これはいいことでもあると同時に、限界が見えるんです。誰かにどこかの部分を任せる。

ちょっと提案すると、町内出身の医師って、私は知らなかったんですが、かなりの数がいらっしゃるんですね。それで、長野県ばかりじゃなくて、いるんですね。少なくとも縁故のある医師のところへ職員を派遣して、状況はどうだとか、その方の生活設計上、また田舎へ戻ってきて残った時間は地域貢献をされたらどうかとか、取り組むすべはあると思うんですね。

従来型の取組だと、ちょっと地域の住民の期待からいくと、ちょっとがっかり感が一番悲しいんですね。期待を持たせてなかなか動かないっていうのがっかり感が一番悲しいんで、これ以上は申し上げませんが、検討いただけるということが分かりましたので、新しい組織の中では、ぜひ、これまででない取組、また地域の状況が大分変わってきていることを含みおきいただきながら、専任の体制に向けて可能な限りの努力を求めて、質問項目2「県道千人塚公園線の改良」、これも6月の一般質問で行いました。

たった今、私はこれまでの財政運営を評価しました。大型の事業をこなしながら着実に将来負担比率を減らしてきた、将来に残す借金を計画的に減らしてきた、本当に立派だと思います。

そういった意味で、1つ提案を6月に申し上げました。御検討いただけるということだったので引き続き伺います。

6月に伺った大型観光バス乗り入れが可能なように千人塚公園線の交差点改良に伴う用地の1か所は、既に分譲地として不動産業者が売り出しております。それで、実は私のところへも、あそこはいい、どんなところかっていう照会も来ているんで、時間を空けると住宅が建ち始めることになろうかと思います。

それで、これは、もう誰が考えても、今なら何とでもなるが、建ってしまったら、補償費っていうのは、建ったばかりのうちって、これはどういう格好であれ高いものですよ。お聞きすると、都市計画道路の線引きの中に入っているから、確約で将来何か計画があったときには御協力くださいねということ是可以するらしいんですが、財源という観点からいくと大きな——今と違うのは、移転補償とか解体とか、そういうことになってくると補償費が増大します。そうすると、今度は、事業費が膨らめば県施工であっても事業の実施期間は延びます。町も、それに伴う負担、それから、やっぱり関連事業の町単独の事業も必要になってくるでしょう、そういったものも増えます。

財政の視点から言っても、今、先行取得する、もう遅いくらいじゃないでしょうかね、もう分譲が始まったってことは、もうそれなりの価値がその土地についていますから、6月にお答えいただいた先行取得も検討してみるといったことを期待、希望を持って今回の補正予算を眺めておりましたが、ありませんでした。それも含めて、どのようなお考えになっているのかお尋ねします。

建設水道課長

県道千人塚公園線の改良につきまして、土地の先行取得の御質問でございます。

現在、交差点付近の空き家を取り壊されまして、不動産会社より売却の動きがある状況でございます、議員から説明のあったとおりでございます。

関係者にお聞きしたところ、宅地として購入を検討されている方もいる状況とのことで、特に住宅地として転売後には道路用地としての買収が難しくなる可能性がある点が懸念されるところでございます。

このため、道路管理者である長野県と土地の先行取得も含めて道路改良の検討を進めているところで、県道拡幅による改良か、都市計画道路での改良か、地権者並びに地元の意向を確認しつつ進めていく考えでございます。

折山議員

6月の段階でも申し上げたと思うんですが、昭和50年代、オイルショックが終わって以降の高度経済成長期に日本中に求められた都市計画っていうのは、基幹道路は16メートル以上、集落間を結ぶような準基幹道路は12メートル以上、とても今日の時代に合わせられた都市計画ではないにもかかわらず、もうこれだけいろんなものが縮小していく中では、ちょっと都市計画道路っていうものについては厳しいのかなと思うんで、そこら辺は十分行政側も承知の上で言われていることかと思えます。

部分改良で十分だと思います。都市計画道路の一部をやってその線形がつながるとは

とても思えません。早急な道路の部分改良に手をつけるべきかと思います。そのためには、検討をしているというお答えがずっと続くわけなんです——ある企業の社長さんと話す機会がありました。その方は結構多額な寄附金を飯島町にしてきたのか、これからもしていくというふうに言われておりました。お聞きしていたらかなりの額でした。

それで、今の話をしていたら、そうか、それじゃ俺は、ちょっと今度は道路の買収の財源に限定して寄附するかなってその折には申しただいたんですが、そんな話は、どうも今までの経過、御答弁を聞いているとなかったようなことを思うんですが、いずれにしてもそういう話が、その方がその席上でのリップサービスで言っていたのかどうかはさておいて、そういったような地域の大きい期待もあります。

それで、財政的な感度、繰り返して申し上げれば、千人塚公園線へ大型バスが入れるようになるとあそこは活性化します。大型バスが入ってくれば両道の駅は潤いますし、そこへ物を出していく農家さんもかなり潤います。

また、大型バスが入ってきて観光客が増えることで、ここの地域にある、駒ヶ根から始めれば養命酒さん、それから内堀醸造さん、大成、若丸、それからひかり味噌に加えて、今度はワイナリー、こういったようなところの連携した観光戦略も打ち立てることが可能になってくると思います。

将来を見据えた本当にいいタイミングでの投資になろうかと思いますので、これまで同様、将来を見据えた財政運営上、いろんな観点から、お答えいただいたとおり県との協議の中も大事ですが、町独自としてあそこを改良するんだっていう意思表示としては、買ってから持っていますよという県との相談も成り立つと思いますので、ぜひ先行取得には気合を入れて取り組んでいただきたいと思います。もう一度伺います、町長のお言葉を伺いたい。

町 長 地元からも現道の隅切りの改修を提案いただいておりますけれども、やはり千人塚公園が将来にわたって観光地としてきちんと成立していくためには、ある程度の道路改良をしていかないといけないと思います。そのためにも、今、議員のおっしゃるとおり、また答弁でも申し上げましたけれども、現行で住宅建設が進んでおりますので、業者ともしっかりと話し合いながら、先行取得も含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

折山議員 先行取得も含めて検討していくっていうことは6月に聞きましたので、今は先行取得を急ぐように努力する、こういうことで受け取ってよろしいですか。

それじゃあ、そのように受け止めさせていただきます。

「町道昭和通り線(郵便局交差点)の町有地活用」、この点について伺ってまいります。

大きな事業が幾つもめじろ押しで、一般財源の伴う仕事はなかなか大変ということ承知しながら、できるだけお金をかけずに町民益の向上、こういったものもあるのかなと思ひながらちょっと申し上げますが、質問要旨へ入ります。

交差点の町有地を七久保郵便局利用者等の駐車場として活用することを問う、これについて伺うわけなんです。今はちょっと騒ぎな状態で空き地になっているところなんです。七久保地域では郵便局が重要な地域住民の金融機関となっております。こ

れは有人の金融機関であります。利用者も大変多いわけです。

しかしながら、御承知のとおり、郵便局の駐車場は、普通車が1台入ると、もう1台は遠慮しなきゃいけないか、よほど斜めに道路へはみ出しながら止めなきゃならない。ですから、結局、複数台の駐車場の折には近隣の道路への路上駐車、こういったことになっていくわけで、非常に利用者は不便を余儀なくされております。

本当は、これは郵政のほうで、民営会社ですんで、あそこの住民のことを考えながらやっていただくのが筋かと思うんですが、周辺を見まわしますと、七久保小学校や保育園、林業センターが近接しておりまして、それぞれの行事の折には小学校の駐車場も満車、保育園、林業センターの駐車場も満車っていうようなことが多く続いて、学校や保育園の駐車場、林業センターの駐車場がそれぞれ交互に補う形で利用されている面も多々あります。

ちょうど郵便局の今度の空き地はその中間に位置をしております、もしこれで何かの有効な活用があればこの提案は取り下げて結構なんです、それでなければ、今あのまま放置しておくよりも、ちょっと手を加えれば十分複数台の駐車場用地として利用できるのかな、かなり地域の町民益、利便の向上につながっていくんじゃないかっていつも郵便局へ行くたびに思いながら見てきたものでございます。お考えを伺いたいと思います。

建設水道課長

御質問の町有地につきましては、昨年、特定空家の解体に伴いまして町で取得をしたものでございまして、その活用につきましては、地元から要望いただいております交差点改良をまずは実施する予定でおります。

その上で、取得した土地の一部につきましては交差点改良の余地として残りますので、議員の御提案も含め、駐車場や、またはポケットパークなど、地元の意見などを聞きながら利用を検討してまいりたいと思います。

折山議員

あそこも商店街であったところが本当にだんだんになくなって、本当に寂しい地域ではあるものの、やっぱり公共施設が集積している七久保の中では重要な場所なのかな、ちょうどそこに折よくそんな町有地があったということで、今検討いただけるという回答をいただきましたので、あまりこれは事業費のかかる仕事ではないような気がしますんで、できるだけ目的が早期に達せられるように早期の事業化を求めて、質問項目4、「循環型社会構築」の項目へ入ってまいります。

質問要旨4-1、電気自動車充電ステーションの整備計画を問うについて伺います。

現在、町内の充電ステーションは道の駅田切の里の1か所というふうに理解しているんですが、この間の説明の中で補正予算の関係で御説明がありました。花の里へも設置ができるという見通しを示していただいて、大変うれしく思うものであります。

当町では地球温暖化対策としてカーボンニュートラルを目指しています。現在足踏みをしている化石燃料から電気自動車への移行は、充電ステーションの普及などとともに、いずれ温暖化にせっぱ詰まった時代のニーズとして加速していくんじゃないかなというようなことをちょっと素人ながらに思うところであります。

町民益の向上、観光戦略などなどの観点からも、町内に計画的な増設が必要かと思い

町 長

ます。ちょっと私の思うには、観光戦略としては千人塚へ1つ、それからまた飯島地区の中に1つという意味では役場の中へ1基くらいはあってもいいのかな。

ほかは、やはり今は数が少ないということで、急速充電器のあたりでもかなり、設置すると——町内の実態はまだ私は把握しておりませんが、結構、旅の車が行列をつくるような事態があつて、よく専門誌には、旅をするときには何か所も急速充電器の置いてあるところを把握しながら行かないと、あれは1台を満充電するのにどのくらいとかいって、かなり時間を要してしまうからそれに気をつけろよといったような注意書きが結構多く出ていることから、やはり、どうしてもカーボンニュートラルを進めていく、電気自動車を進めていく上では、自動車そのものの本体価格もさることながら、安心して充電ができる設備をやっぱり整備していくことが重要なのかな。

飯島町で全国に先駆けてそこへ取り組んでいくと、また一つの差別化が図られるんじゃないのかなということも含めて、この後の計画があればお伺いしたいと思います。整備計画があればお伺いしたいと思いますし、具体的にどんなところを考えておられるのか、その点を含めてお伺いいたします。

電気自動車の充電ステーションの整備計画ということでございます。

飯島町は2050年までに脱炭素社会の実現を目指す飯島町カーボンニュートラル宣言を表明しておりますけれども、そうした中で、電気自動車は走行時に二酸化炭素を排出しないことから、再生可能エネルギーの取組により脱炭素社会の実現に大きく貢献すると考えております。

昨年10月に策定しました飯島町カーボンニュートラル実行計画では、電気自動車を含めたエコカーの普及目標——エコカーというのは、電気自動車だけではなくて、充電もできるプラグインハイブリッド車ですとか、あるいはエンジンとモーターを使うハイブリッド車、それから、今、飯田でもステーションが研究されていますけれども、水素で発電しながら走行する燃料電池車等でございます。そういった普及率を2030年で20%、2050年には100%という目標を掲げておるところであります。

また、この実行計画の策定に向けて行った住民アンケートでは891名の皆さんに回答いただきましたけれども、電気自動車の所有率が3.1%、電気自動車を導入しない理由としては「費用が高いから」というのが約57%、次いで「充電できる設備が町内に普及していないから」というのが37%ということで、充電ステーションの充実が電気自動車の普及にとって極めて重要と言える結果でありました。

現在、町内の充電ステーションは、先ほど議員の申されたように、道の駅田切の里に設置されております。こちらは町での設置じゃなくて業者が設置したところでございますけれども、今年度の整備予定として、前回の補正予算の説明でも申し上げましたけれども道の駅花の里いいじまへの田切と同じ急速充電器の設置、それから、千人塚公園、こちらはキャンパーが増えていますけれども、そういったキャンパーに対応するために、普通充電器、夜間に充電できる、そういったものの設置を進めているところであります。

また、来年度になりますけれども、環境省の事業を活用した脱炭素政策を進めるために、今年度において事業計画の基となる地域脱炭素移行再生エネルギー事業計画を作成

折山議員

しているところでありますけれども、この中に役場周辺への再生エネルギーの取組と併せた急速充電器の設置、また役場の公用車としての電気自動車の導入、家庭用電気自動車の購入補助、こういったものを具体的に盛り込んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと予想していた以上に政策が進んでいるなということで、承知できました。その計画に従って、ぜひ着実に取り組んでいただきたいと思います。

質問要旨4-2、家屋設置型ソーラー発電を民間事業者と連携した普及施策を問うという部分へ入ります。

電気自動車そのものは排ガスを出さない、これはいいんですが、そこへ充電する電気をつくる段階では化石燃料が今もかなり主で、その段階では出しているっていうことを考えると、電気をつくる場所そのものにも力を入れていかなきゃいけないのかなっていうことで、ちょっと詳しいことを私は素人で分からないんですが、あんまりそういうものをやると今度は送電の問題でいろいろ弊害も出てくるらしいんですが、ちょっとそこら辺の私の知識のないところは全て棚上げをして質問を続けさせていただきます。

水力発電、本当によく頑張って、この間のワーケーション、何だったっけ、ワーク何とか、ポストイットでやるのは何だったっけ、町民と一緒に考えるの（「ワークショップ」と呼ぶ者あり）ワークショップか。ワークショップの中でも、本当に水力発電を一生懸命されている方が、本郷っていうところは災害の危険性があるっていうことの方で、あの段差を使うと水力発電に本当にいい場所なんだ、こういったようなことで、本当に水力のほうはいろんな熱意を持った方が着実にいろんなところで提案されながら進めていただいております、大変ありがたいと思います。

昨今、私も経験したんですが、事業者が直接来て、私が何にもしなくても初期投資ゼロで太陽光発電を入れてくださいました。それで、将来の返済計画みたいなものも全部作ってくれて、私が思ったのは、あまり今と変わらず大きな負担につながらなければそういうものに協力したいなということで、どのくらいかな、やっぱり今よりお金はかかるんですけど、目の前の投資が要らない——要らないっていうわけじゃないんですが、目の前に大金を持たなくても何とかそこへ協力できるのかなというような説明があったんで、あんまり迷いなくやりました。

それで、今テレビのコマーシャルを見ていると、そういったようなのを中部電力さんもやっているようですし、いろんなところがやっているわけなんです。

それで、町民にしてみると、やっぱりカーボンゼロにうんと協力したいっていう思いの方は強いと思うんですが、やっぱり初期投資、これがやっぱり何百万円っていう金額になっていくんで、そこら辺がクリアできると協力できる方は多いんじゃないかっていうことを私はちょっと自分自身で感じました。今よりも若干負担増になる程度であれば協力したい、こういった町民の方は多いんじゃないのか。

それで、先ほど言ったように、あまりそれが普及してくると、今度は送電の関係で容量がどうなのかなっていうような心配もあるようなんですが、そこら辺のことはちょっと私は分からないんで、あんまり考えないようにするんであれば、飯島中の屋根にソー

ラー発電施設がつけば——また将来の廃墟の心配まですると何も言えなくなってしまうんで、それまでに解決できるんだという前提の中で申し上げるとすると、政策として、町内の事業所を含めて、民間の皆さんと協力しながら、初期投資がなくて発電設備をつけられて、あるいは蓄電池、これも設置できて、災害のときにはそれが使えるよっていったような防災の面、カーボンニュートラルの面、いろんな多角的な面で、ちょっとひとつ積極的に取り組んでみる政策の一つとしていいんじゃないか。

というのは、カーボンニュートラル全般のことではなくて、民間事業者と連携した政策として位置づけてみるのも面白いんじゃないかというふうに思うんですが、お考えをお伺いいたします。

町 長

家庭設置型のソーラー発電を民間事業者との連携で普及拡大を図ったらどうかという御質問でございます。

脱炭素社会の実現のためには、太陽光発電による再生エネルギーの導入は必要不可欠と考えます。

先ほど水力発電の話もありましたけれども、飯島町の落差を考えますと、水力発電も大変魅力的でございます。特に昼夜を問わず発電できるというのが一番の魅力でありますけれども、水利権の問題等もありまして、今急速に進んでいる状況ではありませんけれども、だんだんに話が進んでいくところだと思います。

町では平成 22 年度から一般家庭への太陽光発電導入に関しまして補助金を交付しておりまして、その実績は令和 5 年度末までで 348 件でございます。これは町内の家屋全体の 1 割に相当します。先ほど申し上げました飯島町のカーボンニュートラル実行計画では 2050 年までに約 3 割の家屋への設置を目標に掲げているところでございまして、さらなる推進が必要ということでもあります。

先ほど初期投資がかからないということでありましたけれども、大体 5 キロワットのソーラー発電を屋根に載せると 140 万円ほどかかります。それで、県の補助金が 15 万円、町でも 8 万円出ます。それを差し引いたとしても 120 万円くらいの負担が要ということで、やはり初期投資がかなり負担になってきます。

それで、先ほどもお話がありましたように、中部電力ミライズでも始めましたけども、リース事業も出てきておりますので、リース事業になれば、ちょっと期間は長くかかりますけれども初期投資が要らないということで、普及拡大できるんじゃないかと考えているところであります。

こうした中で課題となるのが既存住宅への太陽光発電の導入でありますけれども、特に、今申し上げましたように、高齢者世帯につきましては初期投資の捻出がハードルとなりますし、今申し上げたリースプランがあれば、そういったものと連携することによって、設置者のニーズに合った、そういった提案ができていくんじゃないかと思っております。

こういった事業の紹介とともに、町でもカーボンニュートラル計画に基づきまして助成事業等を行っておりますので、そういった助成制度を周知しながら導入のハードルを下げていきたいと考えております。

また、事業所の関係では、いろいろな事業所に、そういった屋根設置型のリース事業、そういったものも提案する業者も出てきておりますので、家庭だけではなくて、事業所、そういったところにも普及拡大が図れるように、また今後研究したり、普及啓発をしていきたいと思っております。

それで、今の社屋等への太陽光発電の設置ですけれども、こういったところにつきましては、今、特別な支援は行っていないところでありますけれども、環境省が提唱する自治体排出量カルテによりますと、町内でも排出される二酸化炭素の割合が約4割と最も高いのが産業部門でございます。特に大きな会社につきましては排出量が多いわけですから、そういった企業向けの助成制度についても検討して、町全体でカーボンニュートラルについて進めてまいりたいと考えます。

折山議員 業者によってはちょっと危なっかしい業者もいると思うんですね。おいしいことだけ言って、売電をしたので差引けてただでできるくらいのお話をするとところもあると思うんですが、やはり町民が安心できるのは、民間事業者であつても飯島町とコラボしていますよっていうこと、きちっとした相手のやっぱり調査をしてもらって、これは確かだね。

それで、これだけ買取り価格が下がってくると、余剰電力を売電しても、今のいわゆる電気料で全部賄えるっていう、そこまでは行かないと思うんですね。温暖化に少しでも貢献する、このくらいだったら、毎月この程度の負担増なら協力できるよっていう人たちをどのくらい取り込めるか。もうけようと思ってやる人は、もういないと思うんです。

そうすると、そういった協力してくれる人たちが安心して、町がコラボしてくれておるならこの会社でいいよねっていうことでそこに乗られる。ぜひ町の補助政策と併せてそういった取組をしていただけることを求めまして、私の質問を閉じます。

ありがとうございました。

〔折山議員復席〕

議長 ここで休憩を取ります。再開時刻は3時5分といたします。休憩。

休憩 午後2時46分

再開 午後3時05分

議長 会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

4番 坂本紀子議員。

〔坂本議員質問席へ移動〕

4番

坂本議員 それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は3点、中学生の駒ヶ岳登山と、それからいいちゃんバスのことと、それからレプリコンワクチンについてと3点質問します。

それで、すみません、レプリコンワクチンですけど、3番目に質問するようになっておりましたが、2番目の質問に、ちょっと時間が足りない困ってしまうので、そっちを先にやりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に「中学生の駒ヶ岳登山がなぜ傘山になったのか。」をお尋ねします。

私が中学2年生のときは、登りは宮田高原の登山口まで町のバスで送ってもらい、総勢160人余りでしたが、それから木曽駒ヶ岳2,956メートルを目指しました。装備は、リュック、それからハードプラスチックの水筒、かっぱ、帽子、着替え、昼食などに、あとは履き慣れたスポーツシューズということで、そんなにお金がかかっていなかったと記憶しております。

頂上の山荘で1泊したときの夜のきらめく星の数は忘れられない思い出となっております。早朝、暗いうちに御来光を見るために山荘から頂上を目指し登って見た景色は格別でした。遠くに富士山、そして南アルプス、北アルプス、御嶽山、360度の開かれた視界の向こうに昇りくる太陽、そして冷たい空気、とても感動したことを覚えております。

しかし、帰りはとても大変でした。帰りは、私たちの当時はJRの宮田駅まで徒歩で下ってきましたので、登りよりも下りのほうが膝ががくがくしてしまい、もう、それはみんなでいろいろ慰め合いながら到着したものでした。

それで、これは、もう私の年齢からすると随分前、50年前の話ですけれども、長野県の集団登山というのが始まった歴史は120年余りの歴史があるというようなことをインターネットで調べました。

1-1に行きます。この10年間の参加生徒の登山状況と問題点、不参加者は全体の何%かをお尋ねします。

〔教育長登壇〕

教 育 長

西駒登山についての御質問であります。

私も坂本議員と同様、往復を歩いて登り歩いて下りてきたという経験を中学2年生のときにしておりますけれども、過去10年間のデータはちょっと残っていませんで、過去5年のデータについて中学校のほうから頂くことができましたので紹介します。

登山については原則全員参加という状態で、不参加率っていうものではお示ししませんけれども、おおよそ2名～9名の不参加があったと伺っています。この理由については、健康上の理由、あるいは突発的なけが等によるものとなっております。

登山状況につきましては、令和元年度は1泊登山で、帰りはロープウエー使用、令和2年度は中止、令和3年度は日帰りで往復ロープウエー使用、令和4年度・5年度は中止、今年度は御存じのとおり傘山登山のみの計画となっております。

登山実施に向けての問題点としましては、登山が天候に左右され、中止になったときの代替日を設定していくことが日程的に難しいこと、ガイドの皆さんの力をお借りしていますが、延期による引率職員のやりくりが困難となり、登山時の対応が十分にできず子どもたちの安全確保が難しくなっているということがあるというふうに伺っております。

〔教育長降壇〕

坂本議員

5年ですが、その5年前も実は本当は知りたいところで、過去5年っていうと、ちょうどコロナが発症し出したのもあるので、それも影響しているのかと今お話を伺いましたが、県内の状況を調べてみました。県内の状況、ちょっと古いんですけども、2004年～2013年の長野県中学校集団登山動向調査で、やっているところは長野県山岳総合センターが県下216校に行ったものです。

全体の約9割がやはり2,000メートル～3,000メートル級の山に登っております。1泊2日で実施し、8割が中学2年生でやっています。不参加の生徒は3.3%ということで、登山の時期なんですけれども、これが、先ほどの過去5年のデータの中で、やはり代替日に対しての設定が難しいというお話もありましたが、夏休み前か夏休み中というところが主で、休み明け、要するに夏休み明けなんで9月ですね。9月にやっているところも27校ほどあったということでございます。

飯島中学校の登山サポートをしている方からもお話を伺いました。2016年に女子が倒れて、ヘリを呼んで搬送されたことがありました。それで、そういうわけで、徐々に、やはりそれ以降、登山の見直しというか、職員間での話がいろいろな形になっていったんでしょうけれども、それで今は先ほど言われたみたいに片道はロープウエー、片道は歩くっていうことになって、過去2回中止しているし、日帰りで両方ともロープウエーということになっておりますね。

それで、サポーターの方のお話では、付添いの先生方以外に、現在は看護師、消防士、医師やサポーターもつけています。

それで、現在、子どもたちの体力は非常に低下傾向でありまして、先生方にも登山を知らない方、やったことがない、県外出身者もいらっしゃるということで、先生のほうでもやっぱり登山に対する考え方が変わってきているということが分かります。

そして、あとは親御さんたちのことも心配されておりましたけれども、行きも帰りもロープウエーだとすると片道ロープウエー使用よりもお金がかかるわけです。そういうところで親御さんたちの負担は大丈夫なのかなということをサポーターの人は言っておられました。

それと装備の点なんですけれども、私たちの50年前っていうか、そこまで行かなくても、30年くらい前は、そんなに装備を、今の要するに半プロみたいな感じに靴とかもがっちりしたのを買ってとか、そういう感じじゃなかったような記憶もあるんですね。

それで、もちろん子どもの数も、2人とか3人とかいると大体お兄ちゃんやお姉ちゃんのものを妹が使うとか弟が使うとか、そういう形で回していたので、その初期投資をしたとしても子どもが2人いればそれである程度収まっていたのかなということもあります。

それでは1―2に行きます。傘山に決定するに至った経過と話し合いは先生のみで決定されたのかを尋ねます。

教 育 長

お答えします。

上伊那の中学校では、新田次郎の「聖職の碑」に記されている、あの中学生の登山事

故について忘れまいという趣旨で長年大事にされてきた西駒ヶ岳登山であります。

しかしながら、近年、先ほど御指摘がありましたけれども子どもたちの体力的な課題、他の学校行事との兼ね合い、そしてこのところのコロナ禍による宿泊不可等により、郡内中学校では片道あるいは往復ロープウエーを利用した日帰り中心の登山となっているのが実情であります。

また、希望者による西駒ヶ岳登山を検討したが、参加者が3分の1であり、学校行事としては成立しないという判断により今までの学校登山としての形での西駒登山を断念した学校もあったということをお聞きしております。

飯島中学校においては、令和3年には西駒ヶ岳登山、傘山登山とともに本登山と位置づけ、西駒ヶ岳登山を実施しました。令和4年は、傘山登山は実施、西駒登山は悪天候のため当初の予定日が延期になり、やりくりして設定された代替日も悪天候により結果的に中止、令和5年には傘山登山と西駒登山を計画しましたが、悪天候により結果的に西駒登山はできなかったというのが実情でありました。

ここ数年、里山の会の方や保護者懇談会等でも御意見をお聞きしながら、職員会議において西駒ヶ岳登山について先生方の間で議論された結果、天候に左右され、延期の場合に他の行事日程のやりくりが難しい西駒登山ではなく、現在、学校の取組として大事にしている地域学習を鑑み、地元にある傘山を核にした地域学習の一環として取り組むことが望ましいという結論に至った状況であります。

里山の会の方々と山に関わる事前学習を重ねたり、登山道整備などにも協力していくなどの活動に広げながら、地元の山、傘山登山を大事にしていきたいとの意向であります。

坂本議員 今のお話ですと、ここのお話の中に生徒——子どもたちの意向は、保護者の方と懇談をして先生たちの中で検討したということで、子どもたちはここにいないというふうに聞いておりますけど、それでいいんでしょうか。

教 育 長 確認いたしました。生徒の意見は入っていないということでもあります。
ただ、先ほど他校の例を出しましたが、希望者にした場合、つまり、やりたいか、やりたくないかとした場合、結果的にはほぼ同じになるのではないかと私は思います。

坂本議員 同じ結果と、今、教育長が言いましたけれど、やはり体験したいという中学生には聞いてもらいたい内容でございました。

今の話だと、希望者が3分の1あり、学校登山には適さないという中で断念をした、それは飯島じゃなくて、ほかの学校の話ですが、それでも、私としては、やっぱり子どもたちにも聞いてもらいたいし、やっぱり日にちが、悪天候っていう7月がここ数年を見ていても天候的にはすごく難しい、7月の天気が安定しないっていうところがあると思うんですね。

だから、それを、例えば8月は夏休みになると思いますけど、それに入れたっていいと思うわけです。実際に県内では夏休みにやっているところもあるわけだし、8月じゃなくて9月の頭に持っていくっていう、夏休み明けについでということも、そうすると、も

う全体の行事の組立て方を考え直さなければいけないことですけれども、要するに保護者と先生方だけで決めたというのは、やはり、行きたいというか、体験したい中学生をちょっとこちらに置いておいて、そういう中で決められたというのは、非常に私は残念に思うわけです。

というのは、政策プランナー会議に、現在、中学生が何人も来ているんですね。それで、その子どもたちに聞いたら登山がなくなったことを知らなかったということで、それで、登りたいかというふうに聞いたら登りたいというふうに答えが返ってきたわけです。それで今回の一般質問をつくることになったわけですから、ぜひ子どもたちも話の中に参加して、やはりもんでもらいたいと思うわけです。

では1―3に行きますが、今のお話にありましたように、生徒の近年の体力低下、それから今言った7月だと非常に天候の不順があって先生方に負担がかかって大変だということもあります。理由はいろいろあるんでしょうけれども、長野県内でっていうか、これは全国でも珍しいんですよ、全体登山っていうのは。

でも、今、教育長が言われた、傘山を地域の山として捉えて、そこに生徒を連れて行って地元の人たちとともに体験するっていうのは、それはそれでいいと思うわけですが、高い山にも登る機会っていうか、チャンスを、やはり私は持っていたきたいと思うんです。

やはり北アルプス、中央アルプス、南アルプスという3つのアルプスがあるのは長野県だけなので、目の前にある今、中学生という今のそのときに、全員じゃなくても、ぜひ行きたい子どもたちには対応をするようなことをしていただきたいと思うんです。

それで、サポーターは、里山の会だけではなく、山の好きな方たちもいらっしゃいますし、そういう中で登りたいっていう生徒には機会をつくっていただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

教 育 長

本当に、おっしゃるとおり、本当に山に囲まれた飯島ですので、子どもたちにはそれぞれの山を大事にしてほしいなという思いは私も同じであります。

また、上伊那の中学生として西駒登山を体験することは大きな経験となってきたというふうに思っております。

しかし、前段の質問でお答えしたとおり、様々な理由から登山そのものを実施することが難しくなっている状況であります。

飯島町に住んでいれば、西駒ヶ岳はすぐそばにあり、登りたいと思う気持ちがあればぜひ挑戦してもらいたいと私も感じており、学校登山としてという形の実施ではなく、別の形で実施していくことが必要なんだろうと思っております。

また、希望者を募つての西駒ヶ岳への登山となりますと、それを学校登山としての行事の位置づけは、職員の引率体制を鑑みると学校登山として位置づけていくことは非常に難しいのだと思っております。

坂本議員

学校登山っていうのは基本的に全員で登るっていうことなんで、それは難しいとしても、そういうサポーターとか、里山のクラブとか、そういう登る人たちがいるので、その糸口というか、それをなしとするのではなく、夏休みなら夏休み、9月に入って天候

教 育 長

が安定したときの週末とかにそういうことを、もしかして、サポーター、里山クラブとか、そういうところから提案があったらつなげてくれるとか、そういうことの努力はしていただけないでしょうか。

先ほどもお話ししましたように、私は学校登山としては難しいっていうふうに思っていますが、地域の方たちがそういう企画をしていただけたりするならば、そこに中学生の参加を呼びかける、それから促すというような対応、声がけはしていきたいと思っております。

ただし、学校が主体となって計画し、連れていくということは、非常に難しいと私は思っています。

坂本議員

分かりました。

では、それはまた別の形、違った形で町に提案していきたいと思います。

それでは、3番目になっていたのを2番に繰り上げますが、レプリコンワクチンについてお尋ねします。

今年10月1日から接種可能になるレプリコンワクチンについて尋ねます。

昨年11月28日のNHKニュースで世界に先駆けて日本で認可されたと報道がありました。それ以降、新聞とかテレビではあまり報道されていない、そういったことです。

町はレプリコンワクチンをどのように捉えているのかをお尋ねします。

健康福祉課長

レプリコンワクチンにつきましては、今お話がありましており、令和5年——昨年でございますが、11月に承認された新型コロナウイルスワクチンでございます。

現在、日本国内で承認されている新型コロナウイルスワクチンは5種類ございまして、そのうちの1種というふうに捉えております。

坂本議員

今あっさりと5種類ということで、そのうちの一つというふうなお話が返ってきましたけれども、レプリコンワクチンというのは、ファイザーとかモデルナといった今までのワクチンとは少し違うというふうに、私はずっと調べた中でそう思っております。

このワクチンはアメリカのバイオ企業が今までのコロナ対応のワクチンより少量で長期にわたって効果が保たれるようにするために開発したものです。

従来のコロナワクチンは、コロナウイルスの設計図となるmRNAを皮質の膜に包んで、これを人に接種するもので、これが体内に入り、コロナが持つスパイクたんぱく質ができ、コロナに感染しにくくするというものでしたが、ワクチンの効果は一時的なものでした。だから、何回もワクチン接種をしておりますけれども、それだけ効き目が長くは続かないというものでした。

しかし、今度の新しいレプリコンワクチンというのは、自己増殖型ワクチンといって、これは細胞内の遺伝機構を利用することから、体内に入った段階で免疫形態が変わっていく、どんどんどんどん増殖していつてしまうわけですね。それで看護師とかお医者さんの間では後世への影響がないのかというふうな形で懸念されております。

そちらに皆さんに配られています資料の中で看護倫理学会理事長の方が緊急声明を出しておりますが、この団体は看護師関係の方たちが800人くらい加入している団体であります。そういった医療従事者の方から非常に懸念がされております。

要するに、このワクチンを接種した人だけではなく、ここに1、2、3、4、5というふうに危険性について記されておりますけれども、今までのワクチンは一時的なもので消えてしまったということで、大きなところは、増殖型なので1回打つと自分の体の中でどんどん増えてしまって、それがいつ終わりになるか分からないという感じです。

それで、開発者は遺伝子には影響はないというふうに言っておりますけれども、治験を——治験ってというのは、要するに健康な方に治験をして、開発したワクチンを打ってどうだったかということ調べるわけですが、ベトナムで1万6,000人にやりましたけれど、そのデータの詳しいのは、私も調べたんですけど、インターネットには載っておりませんでした。

それで、国内で4,000人に治験をしたところ5人の死亡患者が出ており、それから、その治験が短期間であったということ、要するに、開発してから、普通、治験ってというのは、接種してからの方が次の病気とかにならないってというのは、5年とか、例えばそういうふうな形で治験者を追っていかねばいけないんですけど、看護倫理学会の緊急声明の中にもありますが、それをまだやっていないという、日本はやっていない段階で認可しているという部分で、非常に医療従事者の人たちからもすごく心配であるということがあります。

それと、もう一つは、今までのファイザーとかモデルナの場合は、打ってもその方だけ、その方だけにしか効果はなかったんですけども、レプリコンワクチンの場合は唾液とか粘液とか呼気とか汗とかいうのからほかの方にも感染する可能性があるというふうに言われております。

そういった中で日本は認証してしまったわけですが、そういう事実を、今配ったのをさらっと読んでいただければある程度のことは分かるんですけども、そういったことがあるということは知っていらっしゃいましたでしょうか。

健康福祉課長

レプリコンワクチンにつきましては、接種した新型コロナウイルスのmRNAが体内で複製されるといった新たな技術を使っているため、少量で効果が長続きするということでありまして、このタイプのワクチンが承認されるのは世界で初めてだということでございます。

今、議員のほうからお話がありましており、体内で複製される技術、これを使用していることから、接種者の呼気——息などからワクチンで複製されたmRNAが非接種者——ワクチンを打っていない人です。こちらのほうへ感染し有害な免疫反応を起こしてしまうのではないかとといった懸念、またワクチン自体の安全性についての十分なデータがないと、こういった不安の声があることは承知しております。

坂本議員

そういう認識を持っているということが分かりましてよかったです。

しかし、今日の新聞にもありましたように、一応レプリコンワクチンが接種できるということが新聞報道されておりました。ただ、それは政府がお金——補助金を出してという形ではなく、今の段階では多分個人負担があって接種するようになるのではないかと思います、3—3に行きます。

ワクチン接種というのは、先ほど私が、課長もおっしゃったように、危険性が幾つも

健康福祉課長

そちらに配った資料には書かれておりますけれども、そういう中で、ワクチン接種は基本的に自己判断によるものとして、町はメリット、それからデメリットの情報を住民にしっかり周知していただきたいと思うんですけれども、その点はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

新型コロナウイルスワクチンは、この秋頃より定期接種が始まるといった見込みでございます。定期接種で使用するワクチンにつきましては、厚生労働省よりまだちょっと示されておりましたが、町では対象の皆様がスムーズに接種ができるように準備を進めているところでございます。

今後、対象者の皆様には新型コロナウイルスワクチンの情報を予防接種ガイドライン等の指針に沿って周知するとともに、任意接種を受けられる皆様にも接種に関する一つの判断材料となるように、こういった情報を提供してまいりたいと考えております。

坂本議員

この配りました資料もよく読んでいただければ分かると思うんですが、そういう何か危険性もはらんだワクチン接種ということになるので、持病を持っていられる方々とか、そういう方にとってレプリコンワクチンはいいことではないので、デメリットのこと、それをしっかり情報周知を住民にさせていただいて、危険がない——危険がないというか、選ぶ権利をしっかり保障していただきたいと思います。

それでは次の質問に行きます。「いいちゃんバスとタクシー券の抜本的見直しをしては。」ということで質問いたします。

先日、民生委員と社会文教委員の懇談会をしました。そして、冒頭で民生委員長から高齢者の多様な足の確保を早急に対応してほしいとの挨拶がありました。

また、親町のバス停は看板もぼろぼろで、時刻表も分からないという親町の方からの御意見もありました。

令和元年11月1日のダイヤ改正から見直されていない状況でございます。

また、病院線はぐるぐる回っているから着くまでに時間がかかるなど、苦情ばかりの循環バスの状況です。

2—1に行きます。

令和5年度の決算から、いいちゃんバスの事業費は1,512万円、運賃収入は53万5,800円で、前年度より増えたものの、利用は横ばい状態で、高齢者からは不満が多い事業であります。

中川村では、約2,000万円の事業費で、JRとの接続、国の地域公共交通確保維持改善事業補助金が260万円投入されたもので循環バスを3路線、チョイソコタクシーのレンタカーを使ったもの2台が運行されております。

循環バスは高校生の足の確保を基本とするもので、JR伊那大島駅とJR飯島駅と松川高校前で朝と帰りの駅を使って帰ってくる子どもたちのために動き、日中はチョイソコタクシーを利用するように組み立てられています。

チョイソコの予約は乗る1時間前から24時間、自動電話で対応し、またネット予約は1週間前からできるようになっております。

チョイソコの利用者は、65歳以上は村内なら1回250円でどこへでも行かれます。65

歳以下は1回500円。そして、町外、飯島とか松川に行く方は1回1,000円というふうな形で運行されております。土曜、日曜、年末、お盆は休みとなっております。これは、地域のタクシー会社に配慮したために通年やっているということではないようです。

それと、免許証返納者は4年間無償です。年間パスポート1万円は乗り放題ということで、あと1か月1,000円で乗り放題という事業もやっております。障害者手帳をお持ちの方は無償だそうです。

そして、チョイソコの1日の利用者は40人〜50人ということで、収益は60万〜70万円ほどとお聞きしました。

中川の福祉タクシー券は、独居の方は月2枚、そして車椅子の方は月5枚が出ております。令和5年で発行が6,000枚の147人に対して、利用率は220枚で36%というお話でした。

そして、この基本的な事業の参考になったのは、京丹後市の地域交通を参考にして中川でつくったということで、事業開始2年となっておりますけれども、とても喜ばれた事業となっているそうです。

それで、松川も中川と同じようなシステムでタクシー会社に委託した事業を行っていると聞いております。

こういったことで、隣なんですけれども、本当にうまく事業を展開し、そして町の人たちに喜ばれる事業となっておりますけれども、町として早急な改善を求めますが、いかがでしょうか。

町 長

いいちゃんバス等の見直しをということでございます。

いいちゃんバスにつきましては、より利用しやすい運行方法の検討を行い、令和5年度からは、特定要件の方が自宅付近の公道で乗り降りできます対応、また運転免許証自主返納等の支援事業を開始したところでございます。

議員のおっしゃるチョイソコにつきましては、昨年度、中川村の視察を行ったところでございます。実際に利用させていただいて、運行についてお話をお聞きし、町としての課題等の洗い出しを進めているところであります。

また、松川町については、チョイソコは運行していますけれども、福祉タクシー券事業は実施していないという現状を確認しております。聞くところによりますと、タクシー券に移行したいというような意向もあるようです。事業費のかかるチョイソコをやめてタクシー券に移行したいというような考えもあるようでございます。

チョイソコにつきましては、地元の公共交通事業者との共存、また運営事業者の確保等の課題もあるため、今後もチョイソコも含めて町に適した地域公共交通の研究を行ってまいりたいと考えます。

私も以前はかなりいいちゃんバス等々を使っていたんですけど、最近はやっと使わなくなりました。その影響もあってか、かなり収益が減っているというような、そういう感じを受けます。それは別としまして、やはり住民の皆さんが本当に利用しやすい地域公共交通を地域の皆さんと一緒に考えてまいりたいと思います。

坂本議員

今、私が中川の事業を全部ひっくるめて、要するにタクシー券のことで循環バスとチョ

イソコのこと、3つ一気に言ってしまったわけですが、中川の基本的な考え方は、循環バスは、高校生が高校に行くためにＪＲと接続する、そこで補助金が出ているわけですが、ＪＲと接続させて、帰るときも循環バスで帰って来られるように組み立ててある、そうじゃない方たち、一般の人たちはチョイソコを使うというふうな形になっているわけですね。

飯島の場合は、何ていうか、町内の子どもたちがＪＲを使って学校に行くには、歩いてとか、そこまで送ってもらうのかもしれませんが、中川よりは近い位置にＪＲがある関係で、循環バスにそれを――過去には中学生も使えるようにしたらどうかという意見もありましたが――やはり、部活とか、そういうことを考えると結構難しい問題なのかもしれません。

そういう点では、循環バスっていうのは、飯島の人たちは基本的に病院路線という形で別に考えていったほうが私はいいと思うんですね。循環バスは病院にすぐに行かれるように制度設計をして、そういうチョイソコみたいなものは町内のタクシー会社と連携して、それでもっと乗りやすい――先ほどの中川でも土曜、日曜と年末とお盆の間はチョイソコが稼働しないというふうに言っておりましたが、そこはもっと突っ込んでタクシー会社と話をして、やはりうちの近くまで来てくれるっていうことが利用者にとってすごくこれから必要性があると思うんですね。

そういう点では、やはりもっと高齢者とか車がない人たちの意見をもう少し突っ込んで聞いて、事業の組立てそのものを変えていく必要があると思うんですけど、その点はどういうふうに考えているのでしょうか。

副 町 長 中川村と松川町と町では若干事情が違うかなというふうに思っております。

それで、タクシー会社がございますので、今のところそこを利用しながらやるというふうに考えたほうがいいのかというふうに思っておりますけども、形としては循環バスよりもタクシーかな――以前、交通会議の中で要望を聞いたときに、やっぱりドア・ｔ o ・ドアだろうっていう話が随分出ていました。そういうものを考えるとタクシー中心のほうがいいのかということにはちょっと思っておりまして、それは、福祉タクシー券を今使っておりますけども、そういう制度を含めて一緒にしながら考えていかないといけないというふうに考えております。

うちはうちの事情というか、松川、それから中川、そういう循環的なもの、協働とか、そういうものもあるんですけど、今タクシー会社があるところは、チョイソコやなんかはみんなタクシー会社が運営するような制度になっているはずですので、その制度との兼ね合いも全部いろいろを含めて検討しないと新しい形はできないだろうというふうに思っております。

視察をした中で、今そういう検討をしておる段階でございますので、過渡期と言っ
てはいけませんけども、タクシー会社の後継問題ですとか、そういうものも全部含めてや
っておりますので、もう少しちょっとお待ちいただきたいというふうに思います。

坂本議員 それでは次の質問ですが、福祉タクシー券のことなんですが、その認定が、民生委員
の方からタクシー券の申請に関わるのは大変だっというお話が出ております。

それで、中川は、認定するのはケアマネジャーがやっている、それは、福祉タクシー券なので、ケアマネがやってオーケーって認定したらタクシー券が出るというふうな形になっております。

民生委員が2年で変わるという状況の中で、個別にタクシー券の申請をしたりとか、そういうのが大変だというふうに言われておりました。

それから、高齢の方たちにすると、申請書を書くのにも、書いたりするのが苦手とか、理解力が落ちているとかいうことで、誰かに代わってやってもらいたいとか、そういう意見も出ているわけです。

だから、そういうところで、現在、民生委員にお任せしている部分のタクシー券の配付を、民生委員じゃなくて福祉のジャンルで社協とか、そういう福祉関係者に任せるといふふうに変えたほうがいいと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

健康福祉課長

福祉タクシー券についてでございますけれども、利用された方につきましては、昨年度交付した方の人数に対する率でございますが、86.3%の方に利用していただいております。

これまでも、今のようなお話、また交付枚数や金額等に対する御意見をいただいておりまして、また利用者の増加による事務の負担などから、見直しについては公共交通施策と併せて検討を進めてまいったところでございます。

それで、今年度につきましては、これまで65歳以上につきましては36枚、日中独居の方については18枚ということで、その際には御家族の運転免許の要件等も昨年度まではございました。それで、こういったものが一つ民生委員の皆さんの御負担にもなっているのではないかとということで、その辺のことも含めて、今年度は、そういった免許要件を外しまして、65歳以上、日中独居、両方とも36枚ということで統一をしたところでございます。

今後もそんな見直しの中で、交通手段につきましても、高齢者や障がい者の生活の足、また移動の支援として検討してまいりたいというふうに考えております。

坂本議員

改善はしてきているわけですが、そういうところも細かく見ていただいて、民生委員の方たちはかなりの軒数を担当しているので1か月に1回ぐらいしか行かれないときもあるというふうにおっしゃっておいりましたので、なるべく民生委員の方の負担を減らす形を取っていただきたいと思います。

それから、もう一つ、循環バスなんですけれども、今度、昭和伊南総合病院の移転に伴い運行が——今、副町長も考えていくとは言ったんですけれども——循環バスの使う路線が変わっていくということもありますし、やはり基本は、病院に使う方たちが多いので病院にストレートに行かれるラインを検討したほうがいいと思うわけですね。だから、検討するときにはぜひそれを加えていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

町長

病院の移転新築もありますし、今度は高校の再編もあります。その中で学生の通学についても課題が出てくると思いますので、両方を考えながら地域公共交通の中で考えていきたいと思っています。

坂本議員

終わりです。

	ありがとうございました。
	[坂本議員復席]
議 長	以上で本日の日程は終了いたしました。 これをもって散会といたします。 お疲れさまでした。
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
散 会	午後3時51分

令和6年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和6年9月5日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
片 桐 剛	○都市計画 1) 現状と進捗は 2) 都市計画道路について 3) 道路整備、歩道整備計画は 4) 街の将来像 ○交通インフラ 5) 移動手段の今後 6) 複数手段の連携、利用者環境への配慮
三 浦 寿美子	1 国保の子どもの均等割の軽減策について 2 厚労省の通達「医療費の適正化等の取組」について 3 高齢者の熱中症対策と冬期の寒さ対策について
浜 田 稔	1 「子どもの権利条約」が隅々の行き渡る町の実現を 2 児童生徒数減少の中、最良の教育環境を提供し続ける方策は何か。 3 自衛官募集事務の現状を問う。
坂 井 活 広	1 選挙管理委員会に対し、選挙戦実施に向けた立候補者確保のための施策を求める。

○出席議員（１２名）

１番	伊藤 秀明	２番	坂井 活広
３番	折山 誠	４番	坂本 紀子
５番	宮脇 寛行	６番	浜田 稔
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	星野 晃伸	１０番	片桐 剛
１１番	吉川 順平	１２番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 林 潤 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松澤 京子
飯島町選挙管理委員会 委員長 藤井 康富	飯 島 町 選 挙 管 理 委 員 長 書 記 長 (総務課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 斉藤 鈴彦

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和6年9月5日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これより本日の会議を開きます。 昨日に引き続き一般質問を行います。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 10番 片桐剛議員。 〔片桐議員質問席へ移動〕
10番 片桐議員	それでは一般質問を始めたいと思います。 今回は大きな項目として2つ、都市計画関係、都市計画マスタープラン、あとは交通インフラについてお伺いをしたいと思います。 まず都市計画マスタープランについてであります。 町のホームページによりますと、 都市計画マスタープランは、都市計画法に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すものです。概ね20年後のまちの姿を見据えて、まちづくりの目標やその実現に向けた土地利用の規制・誘導や道路・公園をはじめとした都市施設の整備を行う上での基本方針を示す計画です。 また、全体の構成は町全体の総合的なまちづくり方針を定める「全体構想」と、地域別のきめ細やかなまちづくり方針を定める「地域別構想」からなります。 とあります。 質問1―1のほうに入っていきます。 平成16年に飯島町都市計画マスタープランを策定し、その内容に基づいて各種取組を進めてきていることかと思えます。 策定から約20年が経過する中で、人口減少、少子高齢化の進行をはじめとする当町を取り巻く社会情勢の変化に対応したまちづくりが必要になってきていることから、令和5年から令和7年度にかけて計画の改定を予定しているという、現在進行中のところかと思えます。改定に対しての進捗についてお伺いします。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。

都市計画のマスタープランの改定に伴う現在の状況と進捗状況はという御質問でございます。

都市計画マスタープラン、今、議員さんの申されたように、道路や公園などの整備方針、また土地利用の基本方針、そういったものを示した都市計画の指針となるものでございまして、町では平成16年に策定したものを、現在、改定作業を行っているところであります。

急速な人口減少、高齢化が進む中で、医療・福祉・商業施設と住居がまとまって立地し、高齢者をはじめとする町民が公共交通によってアクセスしやすいコンパクトなまちづくりを目指すために、立地適正化計画も併せて策定を進めているところであります。

アンケートを昨年実施しまして、それに伴うワークショップ等を実施しておりますので、現在の状況と進捗状況につきましては課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

建設水道課長

私のほうから進捗状況を御説明いたします。

2つの計画の進捗状況につきましては、令和5年度——昨年につきましては、住民アンケートを行い、町全体の課題を明らかにしてきております。

本年は5月から7月にかけて中学2年生・3年生へのアンケート調査を行い、将来を担う若者の意見を聞き取り、現在、集計作業を行っているところでございます。

また、8月にはワークショップを開催いたしました。述べ40人を超えます町民の皆様にご参加いただきました。議員の皆様からも御出席いただき、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

内容につきましては、現在、取りまとめを行っているところでございます。地域ごとのきめ細やかな特徴や課題を明らかにするとともに、町の将来像の策定に関して様々な御意見をいただいたところでございます。

今後、アンケートやワークショップにいただいた意見を基に計画案を策定してまいりますのでございます。

片桐議員

アンケートの実施、課題を明らかにというような話でした。

計画ですと令和5年度から令和7年度にかけての改定とありますけれども、令和7年度のいつまでに改定を予定しているのでしょうか。

建設水道課長

令和7年度につきましては年度末の3月を目標に策定をしていく予定でございます。

片桐議員

それでは続いての部分に行きたいと思います。

マスタープランについても大きく関連をします都市計画道路の関連となります。質問2のほうになります。

「都市計画道路は、都市に住み、都市で生活するすべての人々が日常的に利用する都市施設で、単に交通の用に供するばかりでなく、都市の骨格を形成し、都市の発展に役立つ、重要な都市施設です。」とあります。これは、ちょっとデータが町のほうからは見つからなかったもので、近隣ということで長野市のほうのホームページに掲載をされているものであります。ほかの市町村にも出ておりましたが、ほぼ同じような記載のもので

ありました。

それで、さらに「都市計画道路は、主に次のような役割を担います。」ということで、今のように単純な道路だけでなく、災害、防災の関係する部分、または都市の発展に大きく貢献する機能、都市景観の形成や憩いの場になる機能などを兼ね備えた道路という定義がありました。

これらからも分かるように、非常に町の発展には重要な施設かと思います。

質問 2—1 のほうに行きます。

都市計画道路として現在何路線が認定となっているのか、またこれらが認定になった背景と、平成 16 年当時のマスタープランを作成されたときの計画について、どのような構成が既都市計画・道路計画を行ったのか、お聞きます。

建設水道課長

町の都市計画道路につきましては、昭和 55 年に当初の決定がされ、平成 9 年に路線を追加、現在 9 路線、総延長で 14.89 キロメートルが都市計画決定されているところでございます。

昭和 55 年当時の資料等によると、当事の人口増加や産業の発展に伴いまして交通量が増加の一途をたどり、安全で機能的な交通処理が難しくなると見込まれたため、国道の拡幅、また幹線道路の接続を強化し、交通安全対策を図る目的で決定されてきております。

その後の平成 9 年には、特に朝夕の通勤時におけます交通渋滞が年々激しさを増して、特に田切地形による急カーブが課題となっている中で伊南バイパスが追加されまして計画の変更が行われ、現在に至っているところでございます。

片桐議員

昭和 55 年、また平成 9 年に追加というような話がありました。

計画されたときからは、かなり人口、または情勢も変化をしているところかなというふうに思います。

今の道路の話でいきますと昭和 55 年がスタートという話でしたが、マスタープランが策定された平成 16 年——2004 年の時代背景ですけれども、当時は、アテネオリンピック開催ですとか、新潟県中越地震、また新紙幣発行——今の新紙幣の一個前の発行、または日経平均株価 1 万 1,488 円という時代であります。

また、飯島町におきますと、ちょっと平成 16 年のデータが見つからなかったのですが、国勢調査のデータで平成 17 年ですけれども、人口は 1 万 570 人、15 歳未満人口——年少人口が 1,395 人、13.2%、15 歳～65 歳未満——生産年齢人口が 60.2%、老年人口が 26.6%というデータであります。

それに対して、直近、令和 6 年 4 月 1 日現在、これは長野県発表のデータですけれども、人口が 8,605 人、年少人口が 907 人、10.5%、生産年齢人口が 4,348 人、50.5%、老年人口が 3,349 人、38.9%という数字であります。

人口、または年齢層の推移だけ見ても、総人口でいけば約 2,000 人減、そして生産年齢だと約 10%の減ということで、これはもう目まぐるしく変化をしているという中の数字かなというふうに思います。

その中で、質問 2—2 に入っていきます。

建設水道課長

このような時代の流れや経済状況、人口規模、割合など、大きく変化をする中で、今日の状況、また当時の計画からのずれという部分が発生しているかと思いますが、どのように認識をしているのでしょうか。

2-2の御質問でございます。

昭和55年当時は、人口が緩やかな増加傾向にございました。人口増加や市街地の拡大が続く社会情勢の下で道路計画が計画されてきております。

しかし、今日では、人口減少、少子高齢化の中にありまして、計画の前提となっております社会情勢が大きく変化してきております。

議員の説明にもありましたが、特に、今後、2045年には人口が6,000人まで減少、産業別就業者数も減少が予測されているため、交通需要の変化などから整備の必要性が薄れている道路も存在していると考えております。そのため、今後の都市計画道路の必要性を再検証する時期に来ていると考えております。

片桐議員

見直しの時期に来ているという話であります。

2-3のほうに行きますけれども、町道飯島7号線が認定された経緯はというところなんですけれども、お手元にA3の資料があるかと思いますが。画面にも投影しますが、ちょっと見にくいですので、お手元の資料も併せて御覧いただければと思います。

飯島7号線ですけれども、縦道がバイパスから上のほうに行きまして、東部保育園の南を通過して国道まで当たっている線の駅から少し下のところに、1個、カーブといいますか、曲がっておりますけれども、図でいくと「3・5・10」と書かれている飯島都市計画飯島7号線という部分であります。3・4・12が8号線ということで、8号7号がつながって国道とバイパスまでを結んでいるという線になります。

それで、さらに、7号線の場合は、そこから北のほうへと伸びていつている都市計画道路の計画図ということになっております。

策定後、この南北の道の部分っていうのは完成に至っていないのかなと思いますし、現状とはかなり違う生活環境の中での認定道路となっているかなというふうに思います。

都市計画道路町道飯島7号線ですけれども、なぜここが都市計画道路となったのかというところを伺いしたいと思います。

駅、またはバイパス、そして庁舎がある学校周辺を結ぶのであれば、もう一本北側が最適ではないのか、または、さらに駅の前を通る道等を整備することでより住みやすい環境になるのではないかというふうに考えますけれども、2-3、町道飯島7号線が認定された経緯について、お願いします。

建設水道課長

2-3の質問でございます。

御質問の飯島都市計画飯島7号線につきましては、昭和55年に都市計画決定された道路でございます。

お手元の図面のとおり、親町の国道153号を起点としまして――町道一ツ石線といいます――そこを經由し、JR飯田線の御茶屋踏切を立体交差した後、東へ約150メートル進み、そこから北へ向きを変えまして県道飯島（停）日曾利線を交差しまして、さらに中町付近、唐沢川北側を終点とする延長約1キロメートル、幅員12メートルの都市計

画道路として決定されたものでございます。

当時の資料によりますと、地域の交通量を将来開発が見込まれる国道バイパス及び現国道に連絡する補助幹線道路として、また既成市街地周辺の未開発地の市街化に必要な基幹道路として計画されたということでございます。

なお、本路線は現在のところ都市計画道路としての道路改良は行われておりません。進捗率はゼロ%となっております。

また、御質問でなぜこなのかということですが、当事の資料を見ても、そこまでちょっと生々しく書いてあるものもございませんで、ただいま説明した、こういった環状ルートを設置することで中心地の発展を見据えた道路でしたということではないかと推測されます。

片桐議員

先ほどお示したように、マスタープランが策定された平成 16 年から現在 20 年経過するところなんですけれども、かなり変化がある世の中であります。

さらに、今の町道路線が認定された昭和 55 年という話がありましたが、もう全くそのときには予想しない現状になっているのかなというふうに思います。

今の課長の話にもありましたけれども、見直しの時期に来ているというような話でありました。

今の都市計画飯島 7 号線、そして 8 号線、さらに 3・5・6 号を取り巻く都市計画道路の部分については抜本的な見直しが必要であろうというふうに考えますが、いかがでしょうか。

また、2—4 に入りますが、見直しのスケジュールについてお伺いします。

建設水道課長

議員のお話のとおり、見直しにつきましては、社会情勢が大きく変化しておりますので、まずは、また 1 から見直しが必要かと思っております。中には国県の道路もありますので、そこは県とも協議をしつつ進めていきたいと考えております。

2—4 でございますが、今後のスケジュールでございますけれども、都市計画道路につきましては、都市の骨格を形成するとともに、将来の土地利用を誘導、形成していくこととなりますので、目指す町の将来像を明確にする必要があります。

このため、見直しのスケジュールにつきましては、まずは上位計画であります現在行っております都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定を令和 7 年度までに行ったら、次期計画で示されております全体構想や地域別構想と調和を図る形で、都市計画道路の見直しを令和 8 年度に着手したいと考えているところでございます。

なお、この見直しにつきましては、県が策定しております指針に従いまして進めさせていただきたいと思っております。

片桐議員

見直しが必要であるという中で、マスタープランが改定をされる令和 7 年度を経て、令和 8 年度からという話でありました。

今ある都市計画道路、昭和 55 年というところから改定がされていない——変更があった部分もあるかと思いますが、現在も計画として残っているという実態があります。

この道路の見直しというのはかなり時間もかかるかと思ひますし、費用もかかるかと

思います。また住民の皆さんの理解も必要な部分かと思うところではありますが、それを
勘案しますとかなり長期的なスケジュールが必要かと思います。そのために早急に着手
をするべき部分かというふうに思います。

令和8年度からの将来像を見据えた中で計画に入っていくという話でしたけれども、
先ほどのマスタープランも含めなんですけれども、どのような計画を町では描いている
のか、また都市計画道路について駅周辺をどのように考えているのか、いま一度お聞き
します。

建設水道課長

まず都市計画道路の見直しのスケジュールということによろしいでしょうか。

都市計画道路の見直しは、おおむね2年を予定しているところでございます。

長野県との協議に多くの時間を費やすところでございますけども、その下資料となり
ます資料を都市計画マスタープランの改定したものをベースに作成をいたしまして、そ
こから県との協議を1年ぐらいかけて改定の作業のほうを進めていく予定でござい
ます。

また、駅周辺の構想ということでございますが、これは県道も絡んでまいりますので、
今後の県の意向も踏まえた中で町全体として検討していきたいと思っております。

片桐議員

約2年の計画ということで、令和8年・9年度で計画が策定されるのかなというふう
にお聞きしました。

そこから実施になっていくわけですが、実際はそこからの時間のかかる部分
じゃないかと思います。

それで、今後、急速な人口減少、少子化、高齢化という中で、10年20年のスパンで
はその計画は計画倒れになってしまうのかなというふうに思います。予算等々もあろう
かと思いますが、2年で計画されたものをどのくらいの年数での実施を考えてい
るのでしょうか。

建設水道課長

都市計画の見直し、いわゆる、こういった今お示しの資料も含めて、2年のうちで整
えていきたいと考えております。

議 長

実施をいつにするか。——その計画の……。

副 町 長

私のほうからお答えをいたします。

都市計画は県との協議が物すごく時間がかかるというふうに考えておりまして、それ
で、予算的なものもございます。

それで、県のほうで県道絡みのもの、接続する町道関係につきましても十分な協議を
しないと、そのところでなかなか予算づけがないという格好になってしまいますので、
大体20年計画、それで、今ある都市計画道路も社会情勢の変化によって大分変わってま
いりますので、なかなか予想をつけるということは難しいのかなというふうに思ってお
りますけど、できるだけ計画的に進めたいというふうには考えております。

片桐議員

20年の計画という話がありました。恐らくマスタープランの改定に合わせる中でとい
うスケジュールなのかなというふうに思いますが、先ほど課長からも話がありましたけ
れども、そうしますと、現在策定されている都市計画道路は大幅に変更になるというよ
うな町側の考えでよろしいでしょうか。

建設水道課長	現段階ではっきりしたことは申し上げられませんが、今後の社会情勢等は分かっておりますので、今よりは大幅な変更はあるかなと考えております。
片桐議員	マスタープラン改定は令和7年度、そして令和7年・8年での都市計画道路の計画策定、20年間での実施という話を今いただきました。 ぜひ20年が10年で実現するように、先ほど中学生にアンケートを取ったという話がありましたけれども、中学生が10年後を見据えただけでも、もう成人を越え、大人になっている時代であります。アンケートがしっかり反映されるようお願いをするところがあります。 続いて3番の質問のほうへ入っていきます。 道路整備、歩道整備の計画についてになります。 これは都市計画マスタープランに限ったことではありませんけれども、道路改良の見直しを行う上で考慮しなければならないこととして歩道設置が挙げられるかと思います。 3-1、以前も質問をしたと思いますけれども、通学路、幹線道路を中心とした歩道の整備状況、進捗と今後の計画についてお聞きします。
建設水道課長	歩道整備の御質問でございます。 町で管理しております町道は総延長で約350キロメートルございます。そのうち歩道整備済みにつきましては約18キロございまして、主に交通量の多い幹線道路に設置されているところでございます。 歩道につきましては、歩行者の安全確保のために必要な道路施設でございます。道路法の規定によりまして歩行者の多い路線道路には歩道を設けるものとする定められております。 町では、この基準に従いまして通学路を含めた歩行者の通行状況等によりまして整備を行っております。 近年の通学路の歩道整備状況につきましては、町道では広域幹線道路であります町道広域2号線——広域農道でございますが——その整備のほか、宅地化が進んでおります岩間と赤坂自治会境の町道高尾本線、また本郷地区の子どもたちが利用しております町道本郷飯島線への歩道整備を行ってきております。 本年度では、飯島東部保育園付近の町道鳥居原横断線につきまして歩道設置を含めた道路改良を実施しているほか、町道上の原幹線、町道昭和通り線への整備に向けた事業を進めているところでございます。 また、国県道では千人塚公園線及び県道北林飯島線につきまして町から県へ要望を行いまして整備が進められているところでございます。 今後につきましては、町の幹線道路網計画や第6次総合計画などを基に地域の状況変化も見据えた中で歩道の必要性を検証しまして整備を進めていくとともに、歩道整備のほかにも視認性をよくするためのグリーンベルトの設置等を行い、歩行者と自動車が共存できる道路整備を進めてまいります。
片桐議員	町道350キロの中の18キロの整備という話でありました。 やはり一番利用で多いのが通学の皆さんかというふうに思いますので、今お話があっ

たように、そこを最優先として進めていただきたいというふうに思います。

関連しまして3-2のほうへ移っていきます。

歩道整備という中で、今後、高齢化が進み、身近な移動手段としてシニアカーの増加が予想されます。電動車椅子、またシニアカーは道路交通法で歩行者として扱われます。歩道や幅の十分な路側帯のある道路では、道路工事等で通行ができない場合を除き歩道や路側帯を通らなければならないという形であります。

歩道整備に当たってシニアカーの増加を考慮すると、歩道の幅の確保や歩道そのものの機能の見直しが必要と考えるが、どうお考えでしょうか。

建設水道課長

歩道の整備につきましては、誰もが安全で快適に通行できることができる歩行空間を確保するため、段差解消などのバリアフリーに対応しました整備を進めているところでございます。

歩道の幅員——幅でございますけども、これにつきましては飯島町町道の構造の技術的基準を定める規則によりまして定められております。その基準では、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、そのたの道路にあっては1.5メートル以上となっております。そのため、町なか以外の道路、歩道につきましては1.5メートルを基準に整備を進めてきております。

御質問のシニアカーですけども、この行き違いには2メートルの幅がどうしても必要ということでございますので、今後の交通状況等を見ながら整備、歩道の幅員の幅を検討してまいりたいと思います。

片桐議員

先ほど3-1でもありましたけれども、道路の整備には歩道の整備が付き物という中で、これはマスタープランにも関係をしてくるかと思っておりますけれども、先を見据えた道路整備——費用がかかるものですので、多額にかかるものですので、しっかり見据えた上で整備を行っていただきたいというふうに思います。

また、町の規則ということで、今3.5メートル、1.5メートルの話が出ました。この辺の改定も必要になってくるのかなというふうに思いますので、併せて検討いただきたいというふうに思います。

質問事項4のほうに入っていきます。

町の将来像についてであります。

令和3年3月、国土利用計画（第4次飯島町計画）内に掲載されている土地利用構造図を今画面上に表しております。

この中では、町内を各エリアに指定し、森林里山ゾーン、農村風景ゾーン、まちなかゾーン、商業ゾーン、工業ゾーン、そのほか観光にぎわいゾーンとこういう区分けでゾーニングがされております。

質問1・2でもお聞きをしましたがけれども、時代の変化、地域情勢の変化がある中で、各ゾーンにも大きな変化があらうかと思っております。

また、そもそもこのゾーニングの区分けでいいのかという、そこからの検討の余地があらうかと思っております。

質問4-1、どのようなゾーニングをし、どのような町を目指しているのか、お聞き

町 長

します。

国土利用計画は令和3年に策定されたものですけれども、今後はこれらの見直しも必要ではないかということで、こういったゾーニングをしていくかということでございます。

先ほど来、御質問をいただいております都市計画、これは町の未来の夢を描いているものであります。20年という大きなスパンでありますけれども、たまたま前回策定したときは、2つの合併が破綻しまして、平成17年からは自立の道を目指すということで、非常に緊縮財政で10年間過ごした経過があります。そのような中で、なかなか都市計画に基づいた町の夢が描いてこれなかったんですけれども、やはり、これからはしっかりと皆さんの御意見お聞きする中で未来の夢を描いていきたいと思っております。その基本となるのが国土利用計画の飯島町計画だと思います。

ゾーニングの関係でありますけれども、これからのまちづくりに当たっては、人口が減少し社会の担い手が減る中で、20年後を目標年度として、人口規模に合った効率的な都市基盤の整備、また機能の集積、町なか居住の促進、公共交通の再編などとの連携により持続可能な集約型の都市構造の実現を総合的に展開していく必要があるかと思っております。このような観点から見直しを進めていければというふうに考えております。

特に、いろいろなところ、拠点はありますけれども、魅力ある拠点づくりが必要というふうに考えています。

例えばJR駅周辺をもう一度てこ入れをしまして、魅力ある個店の起業を支援し、個店の連携による町なかの活性化を進めたり、また、現在、この役場周辺、いろいろな施設が整ってきておりますけれども、衣食住が1か所で済むような区域を設定したり、また、いろいろな懇談の中で町の中には公園が少ないんじゃないかと言われております。そういったことで、今回、国民スポーツ大会で柏木運動場周辺を整備してまいりますけれども、あの辺も都市計画の中で都市計画公園的な位置づけをしながら、住民の皆さんが憩い、集えるような、そういった公園にしていっていただくということです。

そんなことで拠点を造りながら、その拠点や地域、拠点と拠点をつなぐ、また地域と地域をつなぐネットワークづくりを進めるために公共交通で結び、自動運転バスが循環するような交通網で町内を有機的につなぐことで、拠点と拠点、また拠点と郊外がつながりながら、歩いて暮らせるような健康的なまちづくりを進めていければと思います。

その上で一番重要になってくるのが、やはり、先ほど来、御意見をいただいております道路や歩道の整備、これらも計画的に進めていく必要があるかと思っております。いろいろな多様の皆さんにしっかりと関わっていただきながら、こういった計画を進めてまいりたいと考えております。

なお、計画の策定に当たりましては、アンケートを取っておりますけれども、アンケートやワークショップの結果、そういったものを基礎資料としまして、今後、都市計画マスタープランと立地適正化計画、これの策定委員会を設けていきますので、こういった中で様々な皆様に御意見や御助言をいただきながら、また地域の皆さんとはしっかりと膝を交えて、町の将来像、きちんと思いを共有して描いてまいりよう取り組んでまいり

	たいと考えております。
片桐議員	機能の集約、集積、町なか居住というような話がありました。恐らく、一言で言えばコンパクトシティー化というような話なのかなと思います。 それぞれ市町村でコンパクトシティー化というような話が出ているかと思いますが、ぜひ、縮小という意味ではなくて、建設的に機能集約、飯島らしいコンパクトシティーというものを目指して策定をお願いしたいというふうに思います。 質問5のほうに入っていきます。交通インフラの関係になります。 ちょっと時間ありませんので5―1と2を一緒にお聞きをしたいと思いますけれども、移動手段の今後についてであります。 いいちゃんバスの運行についてお伺いしたいというふうに思います。運行状況の現状と今後の展望、さらにマスタープラン見直しによって、運行計画、サービスの転換、拡充等は予定されているのか、お聞きします。
総務課長	いいちゃんバスの運用状況でございます。 いいちゃんバスにつきましては、令和5年度の利用者実績は2,974人で、前年比94%でございました。路線によっては前年より増加している路線もございましたが、全体的には減少となっております。 また、令和5年からは、特定要件の方が自宅付近の公道で乗降できる対応ですとか、運転免許証自主返納支援事業を開始したところでございます。 今後につきましては、現状のいいちゃんバスの課題を分析して、新たな地域公共交通の形も視野に入れながら研究を行ってまいりたいと思っております。
片桐議員	町にはなくてはならない交通手段かというふうに思います。 新たな移動手段というような話がありましたけれども、5―3のほうに行きます。新たな交通手段として、ライドシェア等、ほかの手段の導入の可能性についてはという部分になります。 6月28日の長野日報の記事で駒ヶ根市が「「ライドシェア」実証実験へ」という記事がありました。 さらに、交通網を取り巻く考え方としてMa a Sあります。これは国土交通省のものでありますけれども、 地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものです。こういう発表があります。 今1つライドシェアが出ましたけれども、そのほかにもバイクシェア、自転車シェアリング、シニアカーシェアリングなど、今後20年を考える中で様々な交通手段が検討できるかというふうに思いますが、5―3、ほかの交通手段の導入の可能性はありますでしょうか。
町 長	都市計画マスタープランのアンケートの中にも、地域公共交通、これの政策的な重要

度は非常に高いランクになっております。

町としまして、こういった新たな交通手段も含めまして、地域公共交通、この充実
は欠かせないものと思っております。

今朝ほどの新聞にもライドシェアの緩和策が幾つか載っておりますけれども、まだ
まだ、いろいろアプリの仕様ですとか、ハードルが高いところがありまして、地元のタ
クシー業者が取り組んでいくには非常にまだ課題が多いかなということを考えています。

ただ、やはり朝夕の病院の送迎等は、タクシーはかなり需要がありまして、この辺で
タクシーが不足している可能性もありますので、そういった点も調査を進めながら、今
後、ライドシェアにつきまして地元のタクシー会社と連携しながら研究を進めていき
たいと思います。

駒ヶ根市も来年度から実証実験をやるということですので、そういった情報も取り入
れていきたいと思えますし、先に4月から始めた軽井沢町では、この8月までに約900
人近い利用があったということで、ドライバーは約24名が担当していたということであ
ります。そういった情報もしっかり入手しながら、町としてどのように取り組んでいけ
るか、課題は多いですけども、研究をしてまいりたいと考えております。

片桐議員

軽井沢のライドシェアの話が出ました。軽井沢でいきますと、観光地でありますので、
こことはまた利用が違うのかなというところもありますが、広く情報収集をしていただ
いて、ぜひ取り入れていただきたいと思えますし、恐らく行政のみでは手が回らない部
分が多いかと思えますので、民間と連携した中で事業構築をお願いしたいというふう
に思います。

質問6に入ります。

複数手段の連携、利用者環境への配慮というところであります。

ちょっと時間の都合がありますので、6—1・2の部分、今回答でいただきました病
院等の利用で朝夕が多いんじゃないかという話がありましたので、その部分は、しっか
りアンケート等、また住民の皆さんの声を聞く中で運行日程を変えていただければとい
うふうに思います。

6—3ですけども、交通機関の運行時間を考慮した中学生の授業体系となっているか
という部分であります。

この質問の背景は、一例ですけども、部活動が6時半に終了し、片づけを行い、6
時40分頃学校を出るという生徒の方がいらっしゃるしまして、飯田方面の発車時刻が18
時42分ということで、間に合わない、このようなことがあるという中での質問になりま
す。お答えをお願いします。

教育次長

御質問の中学生の飯田線の利用でございます。

御質問のとおり、部活動の終了時間につきましては、完全下校を町のほうでは18時
20分ということで確認をしております。再度、学校とも確認し、調整してまいりたいと
思います。

片桐議員

交通機関に合わせた授業体系というのはかなり厳しいかと思えますので、現在、いい
ちゃんバスの通学の利用は認めてないと思います。その部分を利用の規制緩和を求めた

	いと思いますが、いかがでしょうか。
教育次長	いいちゃんバスにつきましては、帰りの時間がどうしても早い部分がありますので、そこについては、また今後の研究としていきたいと思っております。
片桐議員	ぜひ利用環境の向上を求めて……
議 長	終わりです。
片桐議員	終わります。
	[片桐議員復席]
議 長	ここで暫時休憩といたします。このままお待ちください。
休 憩	午前 1 0 時 0 1 分
再 開	午前 1 0 時 0 2 分
議 長	会議を再開します。 一般質問を続けます。 7 番 三浦寿美子議員。 [三浦議員質問席へ移動]
7 番 三浦議員	それでは通告に従いまして一般質問を行います。 最初に「国保の子どもの均等割の軽減策について」ということで質問をしたいと思います。 国民健康保険の加入者は、自営業者、農業従事者、健康保険に加入していない人の保険です。近年は非正規雇用者が増えていると感じています。 令和 4 年の厚労省の国民生活基礎調査の概況というものによりますと、国保加入世帯の所得は 100 万円未満 6.7%、100 万円以上～200 万円未満が 13.0%と、所得が 200 万円未満が 20%となっています。所得の中央値が 423 万円、平均所得金額は 545 万円であります。中でも社会保険に加入していない事業所に勤務をしていたり、社会保険適用外の働き方をしている加入世帯の 74.6%は所得が 200 万円以下となっているということです。 皆さんのお手元にお配りしてあります図 3 を御覧いただけたらと思います。 図 3 を見ていただけますと分かるように、20 代 30 代 40 代 50 代の灰色のグラフがありますが、これが被用者のところですが、これが突出しております。 さらに、下の図です。図 5 を御覧ください。 被用者のうちのグラフから、所得が 0 ～100 万円が 35%、100 万円～200 万円が 29%、約 6 割が 200 万円以下ということになります。 国保加入者世帯に低所得者層が多い実態がありますが、中でも若い被用者の皆さんの所得が非常に低いことが分かります。 年代別で見えますと、20 代 30 代 40 代の所得は、所得なしが 20 代で約 40%、30 代で 35%、40 代で 37%です。ゼロ円～100 万円が 20 代は 28%、30 代が 26%、40 代が 27%、100 万円～200 万円は 20 代が 22%、30 代が 20%、40 代が 17%、200 万円～300 万円は

ぐっと人数が減りまして20代8%、30代10%、40代9%という実態があるということです。このように、厚労省の国民生活基礎調査の概況から子育て世代の所得を見ると国保税の負担の重さが分かりますと思います。

飯島町の均等割額は、1人当たり医療給付費分が2万500円、後期高齢者医療支援金分が8,100円です。7割5割2割の軽減制度はありますが、子ども一人一人にかかっており、子どもの多い世帯ほど国保税の負担が重くなっております。

社会環境の変化で働く若い世代が国保の加入者となっている現状があります。国保の加入世帯である間は子どもが自立するまで均等割の負担が続くことになります。

協会けんぽのように子どもの人数で負担が重くならないよう子どもの均等割の軽減対象年齢の拡大を求めたいと思いますが、所見をお聞かせいたします。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

子育て世帯の均等割の軽減年齢の拡大を求める御質問でございます。

先ほどグラフでお示しいただきましたけれども、子育て世帯というか、若い皆さんのやはり所得が低いというのは見て取れました。

子育て支援策としての国民健康保険税の均等割の件につきましては、様々な軽減措置があります。

それで、子育て世帯の負担軽減の観点から、一昨年になりますけれども、令和4年4月から未就学児に関わる均等割について5割軽減する措置を開始しております。これは、多子世帯や低所得世帯に制限をかけずに、広く子どもさんがいらっしゃる世帯に対して一律に軽減を行うことが目的とされております。申請によらずに、未就学児がいらっしゃる世帯につきましては国保税の軽減措置がなされているところでございます。

先ほどお話にもありましたように、7割5割の軽減措置がありまして、現行制度では、所得の水準に応じて最大7割軽減、それから未就学児に関わる保険税の軽減割合が5割を加えることによりまして、所得の低い世帯の子どもさんにつきましては最大8.5割の軽減となっているところであります。

今の御質問につきましては、以前も令和4年3月に均等割の免除を高校生まで拡大したらどうかというような御質問いただきました。そのときの答弁は、平成30年度の制度改革により県が財政運営の責任主体となっておりまして、将来的には全県下で保険税負担の同水準化が図られるために、町独自の免除は考えていないということで答弁させていただいたところであります。

国民健康保険税の賦課に関する事項では政令で定める基準に従って条例で定めるとされておまして、従うべき基準とされているところでございます。

また、軽減策を実施した場合に、制度上の軽減分についてほかの加入世帯で賄うということになります。

また、国民健康保険以外の健康保険加入者との公平性の問題も考えられます。

そういったことから、現段階では実現は難しいものと考えているところであります。

未就学児に関わる均等割の軽減措置は、まだ始まって2年足らずでございますので、まずはこの制度をしっかりと運用しながら、今後、国でさらなる対象範囲拡大等が行わ

れる場合には速やかに対応してまいりたいと考えます。

〔唐澤町長降壇〕

三浦議員

ただいまは、国保会計から支出するということがあるので、また制度が変わっていくということからも難しいと、飯島町ではそういうことは考えないというふうに答弁がありました。

しかし、均等割を独自に軽減している地方自治体も全国にはあります。2020年地点では25自治体があると聞いております。そのうちの9の自治体が高校生世代まで対象としており、所得制限なしで第1子から減免、うち全額免除が3自治体あると聞いております。第2子、第3子以降の子どもの均等割の減免や所得制限を設けて対象を大学生世代までとしている自治体もあるようです。

群馬県渋川市ですけれども、今年度から18歳以下の全ての子どもの均等割を全額補助する制度ができたということです。財源は一般会計から事業費約2,700万円、対象者は約1,220人、そのうち未就学児が290人、7歳～18歳が930人ということです。

今、町長の答弁では、支出は国保会計を利用するということです。国保の加入者の皆さんに負担が回ってしまうということになりますけれども、今実施している多くの自治体が、国保会計からではなく、子育て支援ということで一般会計から支出しているのではないかというふうに私は思っております。

それで、飯島町は、ゼロ歳から18歳までの子どもの人数が令和5年の行政報告書から見ますと1,120人です。今年度の均等割の対象となる子どもの人数は何人でしょうか。

18歳までの子どもの均等割を全額補助する、このようにした場合に事業費はどのくらいかかるか、そのようなことを検討したことはございますでしょうか、現在で分かる時点のことを教えていただければと思います。

健康福祉課長

まだそのような検討はしておりません。

三浦議員

まあ、そうですね。そのつもりがないのですから、そこまではしていないというふうに私も思っております。

現実には、先ほどもあったように、本当に今は非正規雇用のお若い皆さんが非常に増えているということで、飯島町でも、当然、そうした中ですので、そういうお若い皆さん、子育て世代の方々の国保の加入者が増えているというふうに考えられます。

国保の加入者の所得が低い中で、若い世代の子育て世代の皆さんの所得はさらに低い、そうした中で、負担は、本当に——国保税そのものも負担が重いと思いますけれども——子どもさんが1人2人3人と増えれば、たとえ就学前までの軽減があるにしても、それ以降、小学校に入学し、高校を卒業し、大学を卒業するまで、均等割の人数一人一人に均等割がかかってまいります。

本当に今は子どもさんが少ないと、子どもさんが増えることが本当に望まれている中で、子どもが増えれば増えるほど厳しい収入の中で国保税を払っていかなければならない、そういう現実があるということがあります。

ましてや、協会けんぽの皆さんは、保険料に子どもさんは入っておりませんので、子どもさんが何人いらしても保険料には響いておりません。そういうことを考えますと、

町 長
三浦議員

やはり、そういう子育て世代の働き盛りの皆さん、非正規の皆さん、本当に大変だと思いますので、子育ての支援策として町独自で私は考えていくべきかなというふうに考えたわけです。

ですので、町長の言われましたように、前回、それは町としては難しいのでやらないという話でしたけれども、視点を変えて、ぜひもう一度、再度検討をしていただきたいと思いますけれども、所見はいかがでしょうか。

子育て支援の観点から現状をしっかりと分析していきたいと思います。

ぜひ検討をしてみてください。

やり方には、先ほども言いましたが、全額免除をされる自治体もありますし、第3子からとか、第2子からとか、また所得制限があったりとか、いろいろな方法がありますので、ぜひ少しでも支援ができるようなところで努力をしていただきたいと思います。

それでは次の質問をしたいと思います。

次の質問ですけれども、「厚労省の通達「医療費の適正化等の取組」について」ということで質問をしたいと思います。

今年6月26日付で厚労省の保険局国民健康保険課長名で通達が各自治体に出されたということでした。その中に令和7年度保険者努力支援制度取組評価分というのがありまして、市町村分についてという制度です。子どもの医療費の窓口負担再開の自治体に交付金を追加するというものです。

政府は、昨年12月にこども・子育て支援加速化プランで子育て世帯の医療費負担軽減を掲げまして、ペナルティー廃止は子育てに対する経済支援であるとして地方自治体の取組を支援することといたしました。

今年の4月から18歳未満の子どもの医療費の助成を行っている自治体への国保の国庫負担の減額調整措置、いわゆるペナルティーですけれども、を廃止したばかりです。窓口無料は、まさに子育てに対する政府の掲げた経済支援であったというふうに考えます。

ところが、子どもの医療費の適正化等の取組と、この通達なんですけれども、中身は、窓口での支払いが必要な制度に対して50点、ですから、窓口無料ではなくて、窓口で医療費を支払うと、そういう制度のところには50点、窓口無料から——今、飯島町も窓口無料ですけれども——これを窓口支払いに変更した場合、また窓口で支払いをするようになった場合には20点、医療費の助成制度と併せて担当部局と連携し子どもの保護者に適切な受診を促す周知、啓発をしている場合は5点、取り組んでいない場合はマイナス5点、子どもの急な病気やけがへの対応などを実施している場合は5点と、6年度中の実施状況を評価するというふうに書いてあります。

窓口無料を実施していない自治体や既に実施している自治体が窓口の支払いに変更すれば加点をするという通達になっております。これは、政府が今年の春——4月からペナルティーをなくしたと、これは子育て支援をする保護者の負担を減らすという目的で経済支援だと言っていたにもかかわらず、そうした中で今年度を評価して窓口無料だったら点数を減らされるんでしょうね、そういう仕組みを通達してきたということになり

ます。制度を通達してきたということになります。本当に政府の当初のものと真逆の通達だというふうに私は思いますし、本当に地方自治体への介入だというふうに思いますけれども、その点について見解をお聞きしたいと思います。

健康福祉課長

子ども医療費助成制度におきましては、窓口無料化、いわゆる現物給付、こちらのほうを実施している全国約9割の市町村に対し、これまで国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置が行われておりまして、その国庫負担の減額分につきましては、長野県においては県と町とで分担して負担をしてきたということでございます。

今、三浦議員からのお話ございましたとおり、この減額の措置、調整につきましては、令和5年度末で廃止されたものの、今年度——令和6年度からは国民健康保険の保険者支援制度取組評価分ということでございますが、そちらへ配点という形——加点されるという形で反映される仕組みに移行をしております。

子ども医療費について、窓口負担や償還払い等、こちらの対応している場合には、子ども医療費の適正化に向けた保険者の努力というふうに国のほうで評価し、評価の点数が高いほど、それを支援金として国から支援金という形で県、市町村のほうへ送ってくる——交付されるといったものでございます。

町といたしましては、子育て世帯の軽減負担という観点から窓口無償化にこれまで取り組んできておりますので、この姿勢を崩すといった考えはございません。

ぜひとも国主体で子育て支援の充実に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

三浦議員

ちょっとほっとした部分もありますけれども、このようなもともとの制度を、裏ではそうやってどこかに負担をさせるというような国の方針では本当に許せないなと思いますので、ぜひ国に対して、そういうやり方はひどいと、やめてほしいということを言っていたきたいなと思います。

次の質問を行います。

次の質問ですけれども、「高齢者の熱中症対策と冬期の寒さ対策について」ということで質問をしたいと思います。

今年は30度を超える日が続いて、熱中症で体調を崩したり、命を落とした人も大勢いるというふうに報道もされております。

新聞紙上では、飯島町の高齢の方が救急車で熱中症で搬送されたというようなことも報道されておりました。本当に暑い日々が続いております。

こうした中で、エアコンを利用するよう様々な方法で呼びかけがされております。しかしながら、電気代が上がるからと、エアコンはあるけれども使わないという人もおります。それほど暑く感じない、暑くない、我慢できるなど、中には寒さを感じにくくなっている人もいますようです。

訪問介護、訪問看護、訪問リハビリなどのスタッフから、訪問するととても暑い部屋で、エアコンがあってもエアコンをかけずにいる、かけるように勧めると、その場ではかけてもすぐに止めているらしい、自分が熱中症になりそう、電気代がかかるからつけないと言っているという方やエアコンを買う余裕がないと思うというふうに感じられる、

	そうしたスタッフの皆さんの声を聞いております。 冬場は冬場で、燃料代がかかると節約をして、寒い中でいっぱい着込んで我慢をしているという話も聞いております。 こういう状況の中で、町内の高齢者の方のそうした状況を把握しているかどうかについてお聞きをいたします。
健康福祉課長	今お話ありましたとおり、近年、気温の高い日が続きまして、熱中症による健康被害が報告されております。8月には県内でも熱中症警戒アラートが連日発表されております。 高齢者は暑さに対する感覚機能や体温の調整機能が低下しているため、熱中症のリスクが高くなりますので、特に注意が必要です。 高齢者のお宅を訪問する中では、水分補給をしながら、エアコン、または扇風機などを使用したり、日陰の比較的涼しい部屋で薄着で過ごされるなど、御自身で工夫されて過ごされている方もいらっしゃる、そんなような認識でおります。
三浦議員	ぜひ実態をもう少ししっかり調べていただきたいなというふうに思います。 コロナ前は、こうした暑いときには、暑さ対策としてクーラーの利いたところへ行って過ごそうなど、いわゆるクールスポットへ皆さんで集まって、自宅以外で集い、過ごすということを勧めていたように思います。寒いときは、今度はホットスポットへというようなことだったと思いますが、今の状況の中では、まだまだそれがよいのかどうかというところでは疑問だというふうに思っております。 そこで、暑さ対策としては広報などでお知らせもされているとは思いますが、具体的にどのような対策を住民の皆さんに喚起されたのかということについてお聞きをしたいと思います。
健康福祉課長	熱中症予防の注意喚起につきましては、高齢者に限らず、広く町のホームページや公式LINE、いいちゃんメールで行ったところでございます。 高齢者への注意喚起につきましては、訪問する際の声かけやサービス事業所等への情報提供などを行っておりますけれども、熱中症予防の注意喚起につきましては、テレビ等でこの夏はかなり取り上げられておりますので、そちらのほうも見ていただいているかというふうに思っております。
三浦議員	介護サービスとか、いろんな外のそういう方たちとの関わりのある皆さんは、結構、そういう暑いからエアコンをつけたほうがいいのか、どうしたほうがいいのか、いろんなそういう心配もしてもらっていると思うんです。 けれども、なかなか、高齢者の方のお独り暮らしだったり、先ほども暑さ寒さを感じない、体温調整もあまり上手くできない、そうした皆さんもいるわけで、そういう皆さんへの知らせ方っていうのは——この間も民生委員の皆さんと懇談したんですけれども、なかなかそういう話ができにくいというか、お邪魔しても行き会うこともできない方も中にはいると、そういう方のほうが心配かなと思うんですけれども、そういう状況もあるようですので、もう少し違った方法も考えていく必要があるのかなと思いますので、もう少しいろいろと方法を検討していただきたいなと思います。

一般的なそうした広報の仕方だけでは、先ほど言いましたように、電気代がもったいないとか、あまり暑さを感じないので使っていないとか、そうした人たちも実際にはいるわけですので、それは声の聞こえた、そういう話を聞いた人の話ですので、実際にはもっと大勢の高齢者の方が見えるわけですので、またぜひいろんな方法を工夫して、熱中症対策がちゃんとできることを考えていただきたいなというふうに思います。

先ほども言いましたし、今も言いましたけれども、経済的にエアコンが設置できないという方もいますよね。我慢しないでエアコンを使いましょうと言って、テレビでもあちこちでそういう喚起がされますけれども、実際にエアコンを設置するほどの経済力もないし、取り付けたとしても電気代が心配でエアコンを使わないという方もいらっしゃるわけですので、その辺の対策が必要ではないかというふうに私は考えました。

それで、経済的にエアコンが設置できないという方にはエアコンの設置補助をしてはどうかと思います。

また、電気料金が心配でエアコンはつけられないと、確かにそうですよね、エアコンをつけばなしにしていたら電気代は相当高くなります。ですので、人の話を聞いただけでエアコンはつけないようにしようって思ってしまうほど電気料が上がると思いますので——最近のものはいいものも出てきていると思いますけれども、やはり電気代は、少ない年金の中から、そこまで心配になるのは当然だというふうに思いますので、電気料の補助ということも考える必要があるかなというふうに、今回のこの暑い夏の中で、そんなことを感じたわけです。

そうした対策、具体的にエアコンの設置補助、また電気料補助というようなことを考えてはどうでしょうか、所見をお聞きます。

健康福祉課長

昨年9月定例会で伊藤議員さんのほうからもエアコン購入補助に関する御質問がございました。

現在ですけれども、町単独でのエアコン購入費用や電気代に対する補助のほうは考えてございません。

町では、現在、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しました今年度新たに住民税非課税となった世帯等に対する10万円の臨時特別給付金の支給を行っております。

また、6月21日の内閣総理大臣記者会見で燃料油への支援の年内継続と酷暑乗り切り緊急支援として8月～10月使用分の電気・ガス料金の補助、また秋にはさらなる経済対策として低所得者への給付金や地域の実情に応じたきめ細やかな物価高支援を行うと、こういったことを表明しております。

また、エアコンの購入に関しましては、県が信州省エネ家電購入応援キャンペーン第2弾というものを開始しておりまして、エアコンを購入した場合は最大で4万円分のポイントがもらえるといったようなお話も聞いております。

今後の国や県の動向にもよりますが、これらの情報を注視しながら必要な対応ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

三浦議員

いろんな制度があったり、物価対策の支援金があったりという話ですけれども、物価

	対策でエアコンを買えるとは到底思えません、生活が苦しいので、多分エアコンには回っていないということで。 ぜひ、今回のこの暑さでは本当に大変なんだろうなというふうにも思いますので、もう一度、町として町内の高齢者の皆さんの命を守るという観点から検討を再度してほしいなというふうに思います。 国の制度や県の制度、あらゆるものを利用して支援していただくということは本当にありがたいことだし、当然やってほしいというふうに思っていることですが、町の住民の皆さんの命、暮らしを守るという観点から、再度、視点を変えて検討していただけたらなというふうに私は感じましたが、その点は無理でしょうかね、どうでしょう。
町 長	先ほど課長のほうから答弁しましたが、国、県の動向をしっかりと注視しながら情報を集めて、また必要な対応ができるようにしていきたいと思います。
三浦議員	じゃあ終わります。
議 長	終わりますか。
三浦議員	はい。
議 長	まだ……。いいですか。
三浦議員	いいです。
	〔三浦議員復席〕
議 長	ここで休憩を取ります。再開時刻は 10 時 55 分といたしたいと思います。休憩。
休 憩	午前 10 時 38 分
再 開	午前 10 時 55 分
議 長	会議を再開します。 休憩前に引き続き一般質問を行います。 6 番 浜田稔議員。 〔浜田議員質問席へ移動〕
6 番 浜田議員	それでは通告順に 3 件の一般質問を行います。 1 件目「子どもの権利条約」が偶々の行き渡る町の実現を」という内容でございます。 これは実は 6 月議会で取り上げた順番をそのまま書いておりまして、それで、6 月議会のときには顧問弁護士問題で随分時間を割いてしまったものですから、このときの順番をそのまま書いておりますけれども、既にかかなりの部分は教育長から答弁いただいていますので、これからの議論は、必要なところは繰り返すとして、既に答弁いただいているところは今回スライドのほうに上げておりますので、教育長が御覧になって、その趣旨は違うとか補足するとかいうことがあればおっしゃっていただければという構成にしております、二重の質問をするつもりはございませんので。 それと、もう一つは、前回、ちょっと私も勉強不足で、子どもの権利条約を非常に積

極的に国内に紹介していたのがユニセフだったものですから、ユニセフの資料をかなり使ってきました。

しかし、今回は、その後いろいろ調査しましたら、日弁連——日本弁護士連合会が実は非常に大きな役割を果たしているということに気がつきまして、その内容を若干反映させていることになっています。今御覧いただいているスライドも日本弁護士連合会のパンフレットの表紙です。

それで、じゃあ、そのあたりを簡単に報告しますけれども、一つ、意外なことに気がついたんですけども、前はジャン・ジャック・ルソーの社会契約論あたりが子どもに対する明確な意識を社会が持ったきっかけだというふうなお話をしたんですけども、実は、日弁連の資料を見ていたら、そうじゃないという、ちょっとショッキングなことに気がつきまして、スライドのほうにございますけれども。

子どもの権利条約というのは、2つの世界大戦——第一次・第二次大戦で何百人もの子どもたちが犠牲になったポーランドが中心になって提案したんだと、それで、長い議論の末に、前世紀末に国連総会で採択されたということだったそうです。

それで、ちょっと調べてみたら、ポーランドというのは、御存知のように陸続きということもあって、何回も国境が変わっている、あるいは国がなくなっているという歴史をたどっていきまして、特にロシアとの関係では非常に厳しい関係が続いていた国ですね。

その結果、シベリアに抑留されたりして、そんな中でも親たちは子どもたちだけでも祖国に帰してくれと、そんな運動をしたり、それから樺太に抑留されていたポーランド人が日本に——あの頃は移動の自由があったのかもしれませんが——日本に移住して、そこから子どもたちの帰還運動を推進するというくらい国民として国の子どもたちをどう保護するかということに対して特別な思いのある国だったということが今回分かりました。

ちょっとこんな前置きをさせていただきまして、前回の続きで、お忘れになっているといけないと思って、またしつこく子どもの権利条約の肝は何かということを簡単にまとめております。

それで、1つは差別の禁止——子どもの間に差別があってはいけないということ、それから子どもの最善の利益を追求しなければいけない、それから生命生存及び発達に対する権利——子どもの健全な発達が妨げられるようなことがあってはいけない、それから子どもの意見の尊重、これはとつても大事なことですけども、子どもは子どもなりに年齢に応じた意見の表明の権利を持っていて、大人が勝手にそれを付度したり先取りしたり、あるいは大人の考えで勝手な解釈をするようなことがあってはいけない、きちんと年齢に応じて意見を聞きなさいということがこの権利条約の中核になっているというふうに考えています。

その次に、先ほどお話した日弁連の役割ということについて今回初めて分かったんですけども、国連の中には子どもの権利委員会という——条約ですので批准国に対してチェックをする組織がございます。それに対して、締約から2年目、それ以降は5年

ごとに、政府が締約——日本も締約国でありますけども——政府が国連に対して子どもの権利条約の進捗状況を報告するという仕組みがあります。

それで、締約国側はそれに対する報告義務がありまして、報告をするわけですね。その報告も、政府だけが勝手に報告するというのではなくて、非政府機関——ノンガバメント・オーガニゼーション、NGOもその報告に参加するというのが条件になっています。つまり、政府、要するに国の権力だけが勝手にやるなど、ちゃんとそういう政府から独立した組織がそれをやりなさいっていうことになっていまして、日本の場合にはそれが日弁連だということになっています。

それで、日弁連は国連の経済社会何とか委員会の理事会にも入っていきまして、国際的なNGOとしての正式な立場が認められている団体だということで、日本の国内の弁護士会の代表である自治組織にとどまらず、国際的にも人権問題を扱う公的なNGOだという非常に高い立場にあるということが今回分かりました。

それで、御覧の図のように締約国である日本は国民に国連からの勧告を報告しなければいけないということも義務づけられている、ほとんどやってないんじゃないかと思うんですけどね。

今回、私が材料にしたのは、むしろ日本の政府ではなくて、日弁連のほうで現状を報告している、非常に濃い内容の報告書でありましたので、それを使って質問を組み立てたということになっています。

それで、次のスライドに行きますけれども、実は、日本の政府は、そういう意味じゃ非常に態度が悪くて、最初の2年、以下5年ごとということになっていながら、かなり遅れているんですよ、報告の期間が。7年ぐらいかかって報告したりとか。

それで、今回は2019年の所見からということになっているんですけども、これは多分、2017年に報告して、2年たって国連のほうから緊急措置が必要な6分野の警告といえますか、あれが出てきたということになっています。

それで、先ほど申し上げた1番目の差別の禁止ということになりますと、例えば外国籍の子どもに対してヘイトスピーチやヘイトクライムみたいなものがあることに対して、日本はほとんど制度的に部分的にしかやっていないんじゃないか、それから障がい者に対する対策も非常に問題だと、それから婚外子、要するに正式に結婚していない子どもに対して様々な不利益がいまだに制度的に存在していると、こんな日本政府の状況に対して改善を求めているというようなこともあります。

以下6項目あるんですけども、大半のものは、飯島議会で取り上げるようなレベルではなくて、むしろ国として対処しろというのが主な内容ですので、以下は省略したいと思います。

ただ、この中で2番目の子どもの意見の尊重、これについては、飯島町は飯島町なりに尊重しなければいけないのかなというふうに思っております。

次に子どもの意見を尊重について、これは前回——6月4日の一般質問で教育長というろんな意見交換をさせていただきました。

間違っていたらまた教育長から御意見をいただきたいところですけども、一つは、

6月には中間教室が閉鎖された問題で子どもの意見を聞いていないのではないかということを描きさせていただいて、それで、教育長の最初の答弁は子どもの意見は容易に想像できたという話だったんで、それは聞いたことにならないっていう話をしました。

その後、教育長の答弁をもう一度振り返ってみましたら、この権利条約にのっとって子ども自身が決めることを大事にし、相談しながら進めるという非常に御理解のある答弁をいただいたなというふうに思っております。

ただ、今回の議会で駒ヶ岳登山の変更に子どもの意見は反映されていないということで、その前後関係はよく分かりませんが、こんなんでいいのかなというのはちょっと思いましたので、まず、このあたりのことを含めて、改めて教育長の子どもの意見の尊重に対するお考えをお伺いしたいと思います。

教 育 長 子どもの権利条約に関わっての御質問であります。

私は、権利条約云々ではなくて、ここに書かれていることは、学校の現場、子どもたちに関わる私たちとしては、権利条約がどうか、そういう話ではなくて、当然考えていかなければいけないことだっているというふうに思っているところです。

権利条約の中に幾つかの項目がありますけれども、それについては、守っていくとか守っていないとか、そういう話ではなくて、私は当たり前のことかなっているというふうに思っています。

そういう意味で、先ほど西駒登山の話がありましたけれども、これについては、学校行事は、じゃあ全てのものについて子どもの意見を聞いてつくっているかっていうと、そういうことではないので、今回の場合には、学校の職員たちが十分議論し、そういう中でやったということなので、決して子どもの意見を聞かないっていうことがいけなかったとか、そういうことじゃないと私は思っています。

浜田議員 それはちょっと意外な御答弁だったんですけども、そうしますと、学校行事については必ずしも子どもの意見を聞く対象ではないと、そういうお考えだということでしょうか。

教 育 長 今までも、学校行事について、じゃあ全ての行事について子どもの意見を聞いてきたという、そういうことではないんだと思っています。

ただ、もちろん、その中で、教室内であるとか、そういう中で担任なり先生方が子どもの気持ちを聞いたりするっていうことは当然行われていることであるので、それを踏まえて職員会議の中で先生方が議論されたっていうことでしたので、私としては、決して子どもの意見を無視した、聞かなかったっていう、そういう表現は適当ではないと思います。

浜田議員 ここでは簡単な文章に書きました。

もう一つ、私は実は気になることがありまして、登山に行きたい行きたくないという話は、実際の、何でしたっけ、3割ぐらいの子どもたちが——参加率が3割とおっしゃったんでしたっけね、何か任意登山の。ですから、当然そうだろうというふうな御判断で3割っていうお話を教育長はされたように私には聞こえたんですよ。

それで、これは、若干、私が問題だと思っているのは、単発で子どもに行きたいか行

きたくないかというふうに聞くのと、子どもたちの間で話し合わせて、例えば行って非常に楽しかったという子どもの思いが伝わったり、いや、そうじゃないっていう子どもの思いが伝わったり、その中でディスカッションすることによって内容が変わる部分っていうのがあるんだと思うんですよ。

そういったことは意見の聞き方の一つの在り方であって、それに対して学校の行事を推進する側がそういう子どもの自主性を尊重しないことも、実は子どもの意見を聞かないうちに入るのではないかというふうには私は考えているんですけども、このあたりを教育長はどういうふうにお考えでしょう。

教 育 長

御指摘のように、もちろん、本当に子どもたちの声を聞いていくっていうことは十分大事なことで、3割って言ったのは他校の例なので、他校の例ではそういう形であったっていう、そういうところを踏まえて、やっぱり、子どもたちに一つ一つの行事に対してじゃあ議論の場を設けて行事を決めていくっていうことは、なかなか時間的にも難しいことであるなって思いますし、今回の場合、子どもたちの中に西駒を経験している子たちがいないので、その辺の議論はなかなか難しかったっていうことがあるかなと思います。ですので、先生方の経験値とか、そういったところで話し合われたっていうふうには私は理解しています。

浜田議員

そのあたりは、私は細部について存じ上げませんので、この議論はその程度にしたいと思えますけれども、その場その場で可能な限り子どもの意見が表明される機会を広く取っていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

次に、国連の総括所見っていうのがありまして、それで、とりわけ今回町にも関係するかもしれないんですけども、教育への権利ということで、日本においては教育環境が極めて競争的な学校環境にあるという指摘がなされています。

それで、日本がさぼりさぼりやったんで第4回、第5回はまとまった所見として国連のほうが言っているんですけども、これは——英語のニュアンスが私はよく分かんないんですけどね。ただ、第1回目のときには日本の競争的な環境は非常にハイリーだと、大いに競争的だと、それで第2回は非常にインセンティブに競争的だと、それで3回目は多分もっとエスカレートしているんですね、エクストリームだと、もうずば抜けていると、それで4回目5回目はオーバーリーだと、もうオーバーしている、要するに過度だというぐらい回を重ねるごとに日本の競争的な環境についての指摘が繰り返されているわけです。

私の個人的な印象から言っても、もう昔の話になりますけれども、宿題が終わるまでよその子を遊びに呼びに行っちゃいけないとか、あるいは塾が当たり前だとか、あるいは、そういう規制はなくて、学校から帰るとそのまま玄関にかばんを放り出して暗くなるまで遊んできたという時代があったんですけども、それに比べると今はかなりの競争的な環境が前提となった子どもの生活になっているんじゃないかなというふうには私は感じているわけです。

それで、前回——6月のときの教育長答弁の中でこういったことについてどういうふうにお考えかということをちょっと私なりにまとめました。

雑駁なんで間違っていたら御指摘いただきたいんですけども、飯島町においては過度な競争はないと、それから子ども同士の重大事案もないと、それから不登校は数名いるけれども、これは教員がフォローしている、それから中途退学者は若干名いるけれども増加はしていない、それから、いわゆる荒れるという状態はないんだけれども、SNS等で表面化してない問題が起こっているかもしれない、それから全体として外で遊ぶ姿は減っていると、それから児童生徒たちが運動する、しないの二極化が進んでいるんじゃないか、これはさっきの登山に関係するかもしれませんが、こういった認識が示されたように思います。

そういった中で、実はおとといの新聞ですかね、信濃毎日新聞にこんな記事が出ていました。とっても小さい記事ですので、要点だけを拡大したスライドを次に御覧にいたします。

小学生に6時間目が必要かという調査を専門家や教員が行ったという、その結果、結論は5時間までが適切だろうと、要するに過剰な時間の教育が行われているというのが——これは出版された本があるようなんですけども、その研究の結果です。

それで、子どもたちの声としては、6時間だともうぐったり疲れると、それから時間が少ない5時間のほうが集中できるという子どもの声を拾って、授業時間数が多ければ学力が伸びるわけではないという教員の意見も紹介されている。ついでに、教員もぐったりしているということもこの中には書いてありました。残業しないと、もう自分の仕事が回らない。

もう一つユニークなのが、新型コロナウイルスのときに——2020年度に授業時間が大幅に減った経験がありまして、その経験を基に今後どうあるべきかということを検討した結果、教員の経験からの振り返りで年100時間程度の授業を減らしても問題はなかったとの結論に行きついたということでもあります。

それで、そうしますと、先ほどの教育長の認識をまとめたのとやや微妙に違って、やはり、ハイリーであるのかオーバーリーであるのかは分かりませんが、日本の小学校教育はかなり過度なんではないかというふうにごこの記事からは読み取れます。これは多分かなり広い方が参加したような紹介だったんですけども。

このあたりは教育長として差は感じておられないのでしょうか。つまり、先ほどの答弁を私なりにまとめると、飯島町では過度な競争はないという御答弁だったと思うんですけども、この新聞記事だと必ずしもそうは読み取れない現実があるように思うと、それから、6月のときにもう一つ指摘しましたけれども、教員っていうのが、たしか高校の教員は募集したけれども定員割れを起こしていると、高校かな。それで、今、教師が最も魅力の少ない職業の一つになってしまっているという報道もありました。

それで、その両方を踏まえますと、教育環境が教育長のおっしゃるニュアンスとかなり違うんじゃないかというふうに感じられるところがあるんですけども、過度の競争はないというあたりの教育長のニュアンスはどうかを改めて伺いたいと思います。

浜田議員にお伺いいたします。

どこの質問をされているのかよく分かりませんので……

浜田議員	すみません。
議 長	通告の範囲のところで、御質問を明確にお願いします。よろしく。
浜田議員	最初に申しましたように、これは6月の続きでしたので、冒頭に申し上げたように項目はそのまま羅列してしまいました。
	それで、その中で済んだ話については、今改めて6月のレジュメを作って、先ほど教育長にこういう問答だったということの確認を取ってまいりました。
	その中で、ここでいいますと1の(A)、過度に競争的な教育があるのではないかという中の一つです。すみません。
議 長	教育長、1の(A)の過度に競争的な教育に関しまして御答弁をお願いします。
教 育 長	浜田議員さんの2019年総括所見からというところが、私は、正直言えば、大きくくくって物事を考えていいのかなという思いがしています。だから、日本の中で、もしかすると過度な競争の中でのいる学校もあるし、そうじゃない学校もあるっていう、くくりで考えて、くくりで一つの言葉で表現するというのは、私はいかななものかというふうに思っています。 そういう中で、飯島町の学校の状況を見ている中で、私も子どもたちと中学のテスト前とか長期休業中は子どもたちと関わって学習を見えていますけれども、そういう中で競争的な子どもたちの発言というのはあまり感じていないっていうところであります。 ただし、やっぱり学校そのものっていうんですかね、やっぱりそういう中で苦しんでいる子どもたちというか、そういう子たちがいるんじゃないかっていう認識で学校の先生方は子どもたちに向かっていく必要があるかなというふうに思っています。ですので、それがもしかしたら過度な競争かもしれないし、6時間やることかもしれないっていう状況かなというふうに思っています。 6時間の話が先ほどありましたので、問題なかったっていう結論っていうのも、これもちよっと、少し言い過ぎかなって私は思っていて、問題がないっていうのは何の問題がなかったのか、そこが明確でない新聞記事だなっていうふうに思っています。 何をもって問題がないって考えるか、授業時間って決められている中で進められていくときに、確かにやったっていう事実だけつくるならば時間数が少なくてもやれるんだって私は思います。 ただ、その中で、この子はここが分かってないな、このところをもうちょっとやってやらなきゃっていう教師の思いが入れば、当然そこで時間数は伸びてしまうこともあるかもしれないので、何かちよっと、この6時間が必要かどうかっていうのも、先生も初任の先生もいればベテランの経験者もいるし、そういう状況を踏まえた上での6時間が必要かどうかっていう議論になるべきだと私は思っています。 ただ、私としては、学校の先生方と話す中で、もし6時間じゃなくてできるならば、やっぱり、そこでゆとりのある時間というか、そういう時間を飯島町の学校としては確保していくことができないか——それで、私が前にもお話ししたみたいに、そういう時間を使って何か地域の人たちと一緒に関わったりする時間を生み出せないかっていうことは、来年度に向かって、私自身は考えているところですし、校長先生や学校のほかの

先生方、それから、もちろん子どもたちも含めて、話をしていけばいいなっていうふうに思っています。

浜田議員

大体のニュアンスは分かりました。

一つは、都会での勤務経験のある先生のお話からみても、やはり都会のほうがはるかに競争的で厳しいと、それで、飯島町は、そういう意味では比較的ゆとりというか、精神的にゆとりがあるという認識を伺ったことがあります。

ただ、その一方で、6月の教育長の報告のように、不登校、あるいは中退、そのほか若干の問題が発生していることは事実で、本当に完璧な状況だとは言えない、あるいは見えていない問題があるということは、現実にはあるのではないかというふうに私は思っております。

そういう意味で、今、教育長がおっしゃられたような地域との関わり等も含めて、もう少しゆとりのある、目配りのできるような教育環境ということについては今後の展開に期待申し上げたいと思います。

それから、そういう意味では、ハイリーであるとかインセンティブであるとかいう評価は一度お聞きしたかったんですけども、今回はやめておきます。

ただ、そうはいつでも、かなり——もう一つ、競争的な環境という意味で、評価制度は今でも相対評価なんですよね、学業の成績について。

それで、つまり、到達点評価、正規分布で5が何人、4が何人というふうなやり方というのは、本当にそれぞれの子どもの評価じゃなく、ただ序列をつけるための評価だと私は思っていて、本来であれば到達すべきところまで到達すれば全部5だというふうないう絶対評価が教育の評価としては私は正しいんじゃないかと思っているんですけども、現実がどうなっていて、それで教育長はそれが適切だと思っているのかどうかについてお伺いします。

教 育 長

お答えします。

単なる相対評価っていう形にはなっておらず、そこに絶対評価が加味された相対評価だっていうふうに思っていていいと思います。ですので、一律に何%何%って、ある程度の基準は存在していますけれども、それにぴったりと合わせるとか、そういうことはないようであります。

ただし、やはり高校受験を加味したときには、ほかの学校との関係がやっぱりどうしても出てくるものですから、そこについては、じゃあ飯島の中学生だけそういう形っていうのはなかなか現状では難しいところあるかなと思っています。

それから、小学生については、絶対評価で、ここへ到達すればっていう、そういう一応評価になっております。

浜田議員

ちょっと確認します。あ、そうですか、ちょっと私はそこまで知らなかったんですけど、じゃあ、小学生については、もう完全に絶対評価だということでもいいということでしょうかということと、もう一つ、絶対評価を含めた相対評価というのは、言ってみれば高校受験の縛りがあるからやむを得ずある程度盛り込んでいて、それも、ある比率、厳格な比率に従わなくてもいいというあたりは裁量でやっていらっしやると、そういう

	理解でよろしいのでしょうか。
教 育 長	小学生については全て絶対評価です。 中学生については、先ほどもお話ししたみたいに、飯島中だけがってというのはなかなか難しいところもあったり、それが内申点、いわゆる内申点の話もあったりっていうことで……。 ただ、今県教委のほうも武田教育長に替わりまして、高校入試の在り方については今検討が始まっているところで、単なる成績だけではなくて、こういうことに自分が中学のときに取り組んだよというあたりを加味できるような高校入試の形にしていきたいという意向はお話で聞いております。
浜田議員	そうしますと、あれですか、県の教育長の意向は片桐教育長のお考えに沿った方向に変わる期待が持てると、そういうふうに今お感じになっていると、そういうことでよろしいですか。
教 育 長	私としては、単に何点取れるからっていうものではなくて、子どもたちが将来に向けて自分がこういうことをやっていきたい、それで、今までこういうことを頑張ってきたってものが形に現れるような、そういう——本当に、もしかしたら個人的な意見で申し訳ないんですが——そういう形を私は望んでいて、そういう中で、作文面接みたいなことも県教委では考えているっていう状況もありますので、そういう意味では、私に沿って県教委が動いているわけじゃないですけど、そういう気持ちで動いてくれているのは、私としては非常にありがたいなっていうふうに思っています。
浜田議員	私もいろいろ懸念事項はありますけれども、全体として、長野県、あるいは飯島町が私の考えるあるべき姿に向かって動いているんじゃないかということのを大いに期待いたしまして、次の2の問題に移っていきたいと思います。 それで、2の問題といいますのは、児童生徒数の減少の中で——残念ながら今はかなりの減少に向かっているわけですけども——最良の教育環境を提供し続ける方策は何かということでもあります。 それで、具体的に、まず児童生徒数の推移をどう予測しているかということ、数字面で、今後5年10年15年、どんなふうにお考えになっているかをお伺いしたいと思います。
教 育 長	今後の児童生徒数の推移っていうことの御質問であります。 教育委員会のほうでも、毎月、今年度の出生数のデータをいただいて、それを見て注目しているところであります。 御指摘のように、町内の出生数の減少により児童生徒数も減少してきている実情ではあります。 現在1学級定員が35名の基準に、今後、これから変更がなければ、飯島小学校では現在の2歳児が入学となる5年後からは30人前後の1学級編成となっていくんではないかと思っています。 また、七久保小学校については、現在のゼロ歳児が入学となる7年後からは1学級の人数が一桁台の児童数になっていくのではないかと思います。

さらに、飯島中学校においては、今年度から全ての学級が2学級編成になったところでありますけれども、説明しました小学校2校の児童数減により、具体的に何年っていう明確なところまで言えないですが、10数年後からは中学校が1学級編成となっていく状況もあり得るというふうに思っています。

浜田議員

大変残念な予想で、もちろん、町長以下精力的に進めておられる少子化対策がこういったものを防げればいいなというふうに思うんですけれども、そうはいつでも、即効性のある方法がないとすれば、2の2番目になりますけれども、児童生徒数の減少が避けられないという前提があった場合に、どういった対策案を検討なさっておられるのか。

当然、利害得失があると思いますけれども、そのあたりは恐らくお考えだと思うんですけれども、どういう検討をなさっていて、どういう方向づけ、あるいは、選択してないのであれば検討中の案がどんなものなのかをお聞かせいただけますでしょうか。

教 育 長

児童数減少に当たってどんな対応をというところ、その場合の長所短所っていうことでいいのかなと思っています。

児童生徒数が減っていく中でも、まず飯島町として願う子ども像を描きながら、何よりも子どもたちを主語にした充実した学びや学校生活をどのように実現していくかという前提に立って、まずは考えていく必要があると思っております。

具体的な対策案の1つ目としては、児童生徒数の減少であっても今の体制を大事にし、少人数のメリットを生かした特色ある学校づくりを検討していくことが考えられます。

この場合の長所としては、一人一人に目が行き届くことで個別の対応がしやすいということ、子どもたち同士の関係が近い存在であり、より分かり合えることができる等が考えられます。

一方で、短所としては、人間関係が固定されるために序列化につながったり、関係が上手くいかなかったときの子どもたちの居場所が難しいということ、それと常に対教師という関わりに子どもが陥り、子どもたち同士で育ち合う関係性っていうのが失われる可能性があるんじゃないかと思っております。

2つ目は小学校2校の統合に向けての検討を進めていくことが考えられます。

長所としては、人数が多くなるために、より多様な考え方に触れる中で友達との関わり方を学ぶこと、刺激し合いながらいい意味での競争意識が生まれること、大人数で多くの友達と力を合わせてやり遂げるダイナミックな教育活動の可能性が広がること等が考えられます。また職員が増えることで学校運営における個々の先生方への仕事の負担が減っていくということも考えられます。

短所としては、子どもに直接関わる内容ではありませんけれども、やはりおらが学校という地域の人たちの思いもあり、統合という言葉に対するマイナスの感情が生まれるんじゃないかということ、また通学の課題であるとか、学校施設や学校環境に関わる物理的な課題が生まれてくるかなっていうふうに思っています。

3つ目は、将来的に中学校1学級となることを鑑みたとき、小学校2校の統合ではなく、中学校を含めた町内小中学校の再編という形——小中一貫校であるとか義務教育学校であるとかを検討していくことが考えられるのかなと思っています。

長所としては、町として願う子どもの姿の一貫性をより図っていくことができること、それから異年齢での関りが生まれることでより豊かなコミュニケーションが図られ、今までとは異なった学習活動や行事などの展開が可能になると思われること、教科担任制と小中学校の先生方が自分の得意なことを生かしながら協働して子どもたちの指導に当たっていけることなどが考えられます。

短所としては、やはり2つ目の課題と同様の通学の課題、学校施設等の整備の課題が生まれてくるように思っており、以上のような3つの場合を現状では考えていく必要があるかなと思っております。

浜田議員 今日資料を持ってこなかったんですけども、2000年に入ってからですかね、大規模な統合が一斉に全国規模で行われたというデータがありました。

それで、トップが北海道ですね。それで、2番目が東京都なんですよ。これは非常に対照的なんですけども、北海道の場合には、言うまでもなく過疎でやむを得ずというのが一つあったと、東京の場合には、むしろ政策的に行われていて、どっちかというと中小一貫校みたいな形での統合がかなり進められて、競争的な環境が厳しくなったのかなっていうのが一つと、もう一つ、誘導策があって、こういう政府の文科省が望む統合をやった場合には老朽化した校舎に対する補助金が変わると、そうすると、行政としてはそれに飛びつくほうが町の財政が楽になるわけですからね、それらを意図すると否に関らず誘導されてしまうというふうな分析記事がありました。

今、教育長のお話しになったのは、純粹に教育に目を向けた上でのプラスマイナスというお話だったと思うんですけども、じゃあ、飯島町の場合、逆に、例えば校舎の老朽化とかいろんなことを考えた場合に、そういう誘導策が避けられないというふうな現実があるのかどうか、このあたりはどうなのでしょう。これは町長にお伺いしたほうがいいのか、どちらでも結構ですけども、お伺いしたいと思います。

教 育 長 町内の学校については、確かに老朽化が激しくなりつつある部分はあります。

ただ、現状では、本当に整備に対して予算化していただいて何とかやれていますが、今後のすごく先を見通したときには、その辺も含めた検討は必要になってくるのかなっていうふうには思っていますが、すぐにどうっていうふうには思っておりません。

浜田議員 そうすると、3案あって、今何かに絞ったというわけではないという理解でよろしいんでしょうか。

教 育 長 現状で、今、私がっていう言い方で失礼ですけども、私が想定する今後の形っていうのでは、今3つをお示ししたっていうことです。どれっていうふうに決めているわけではありません。

浜田議員 それと、先ほどの教育長の答弁の中にあっと思うんですけども、飯島の学校環境の一つの特徴は、非常に地域との関わりが強いんだと、むしろ地域の中に入って行って、それから地域の方々が学校に関わる、この動きは非常に大事にしたいというお話がありました。それは先ほどの3案の中に反映されているといふふうに考えてよろしいのでしょうか。

教 育 長 現在も、学校のほうには、とにかく地域の人たちが自分たちの学校だねっていう思い

を持てるようになっていうところで、子どもたちが地域の人に関わるっていうこともそうだし、地域の人が学校に関わっていただくっていうこともすごく大事にしてほしいってということで、それはどの形においても、一番やっぱり、今、浜田議員がおっしゃるとおりで、飯島町として本当に大事にして、そこだけは大事にしていかなきゃいけないところだなっていうふうには思っております。

浜田議員 大変重要な御答弁をいただいたと思います。

当然、様々な予算措置を伴うわけですが、学校がなくなることによって、地域がもうある意味じゃ求心力を失ってしまうという事例も少なからず耳にしております。そういう意味では、地域と学校という関係を強化されるような案を選択してほしいなと私は個人的に思うわけですが、町長はどんなふうにお考えなのか、もし御意見があればお聞かせいただきたい。

町 長 自分も、地域のコミュニティーを形成する上で、学校、保育園も含めて、そういった役割は非常に重要だと思います。地域の皆さんがそういった子どもさんに関わることによって地域の活性化も生まれますし、また将来にわたって持続可能なまちづくりもできるというふうに考えておりますので、教育長の答弁のとおりでございますので、よろしくお願いします。

浜田議員 私もそういったことを願って、まだ方向はついていないとは思いますが、遅かれ早かれ何らかの決断をしなければいけない時期が来ると思いますので、町長、教育長のお考えが非常にいい形で実現することを希望しまして、次の質問に移ります。

3番目は自衛官募集の現状を問うと、全く雰囲気の違いの話ですが、自衛官の募集がありまして、これは町も一つの役割を負っていると思います。

それで、町村によっては個人情報をもそのままCD・ROMに焼いて募集者に渡してしまったりといったような事例もあつたりしまして、様々な異議を唱えられている、議会から異議が出たりした町村があるというふうにも聞いております。

ですので、まず、飯島町は、ちょうど自衛官募集の対象年齢、中学卒業以降の募集に対して、これは媒体の提供なのか閲覧なのか、これについてどうなっているのかをお尋ねいたします。

住民税務課長 3—2のほうのお答えということでよろしいでしょうか。(浜田議員「はい」と呼ぶ)

自衛官募集対象者の住民基本台帳の提供の方法でございますけれども、住民基本台帳法の規定に基づきまして、募集対象者の住所、氏名、生年月日、性別を住民基本台帳から抽出した名簿を閲覧により行っておるところでございます。

浜田議員 すみません、質問の順序を間違えました。

これは、未来飛行には書いてあるんですね。ところが行政報告書には何の記載もないですよ。それで、行政報告書には、例えば選挙人名簿を閲覧した場合には閲覧者の名前等も全部記載されることになっているんですが、未来飛行だとそういった記録が何も残ってないですね。これは、非常に私は不備ではないかと、どちらかといえば正確な報告書である行政報告書に誰が閲覧したのかということはきちんと個人名まで載せる必要があると思うんですが、これが行われていない理由をお尋ねします。

議 長	3—1 でよろしいんですね。3—1。
浜田議員	ごめんなさい。3—1 です。
議 長	3—1 っていうことですね。
総務課長	行政報告書のほうに載っていない理由ということでございます。 記載をしていない理由につきましては、自衛官募集に関する事務が自衛隊地方協力本部から依頼のありました自衛官採用案内の町広報紙への掲載のみとなっております。自衛隊の担当部署としまして、主要な項目や成果等までの事務ではないため、掲載のほうには至っていないという状況でございます。
浜田議員	それは、やはりきちんと記録に残すべきじゃないでしょうかね。住民としては、一体誰が自分たちの記録を見たのかということに対して、記録に残さないと不安ですよ、勝手に誰かが名簿を見ていったという話は。これを改善する気はないのか、あるのかをお尋ねします。
総務課長	御意見をいただきましたので、閲覧のほうの報告は、先ほど言われたように広報のほうに載っていて、住民税務課のほうの部署で掲載しておりますので、ちょっとそこら辺のところは担当同士で検討をさせていただきます。
議 長	もう時間。
浜田議員	すみません。じゃあ最後にお伺いします。 町村によっては本人が希望しなければ名簿から除外することができる、除外申請ができる、除外申請ができるということを住民にも周知しているという町村がございます。これは、当然、住民の権利として実行されるべきだと思いますけれども、除外申請をできるようにするおつもりがあるのかどうかをお伺いして、質問を終わります。
住民税務課長	お答えをしたいと思います。 自衛隊への情報提供は、先ほどの町長等へ情報提供を求めることについての法令が存在しておりまして、その一方で情報提供を望まない方を対象から除くってということを定めた法令はございません。 また、これまで住民の方から除外についてのお問合せもなかったところでございますが、現在まで除外申請に関する事務とか広報を行っておりませんでしたけれども、独自で除外申請の機会を設けている自治体も長野県内に4カ所ほどありますので、自衛隊に自身の情報を提供しないでほしいという権利を保障する手だてとしまして、除外申請手続については今後研究してまいりたいと思っております。
議 長	時間です。 〔浜田議員復席〕
議 長	ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。
休 憩	午前11時46分
再 開	午後 1時30分
議 長	会議を再開いたします。

折山誠議員から本日午後の会議には出席できない——欠席との旨の連絡がございました。

ここから飯島町選挙管理委員会 藤井康富委員長に御出席をいただきました。

藤井委員長には、御多忙中のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。よろしく願いいたします。(藤井選挙管理委員長「どうも、よろしくお願いします」と呼ぶ)

それでは一般質問を続けます。

2 番 坂井活広議員。

[坂井議員質問席へ移動]

2 番

坂井議員

それでは通告に従って一般質問を行いたいと思います。

私の一般質問のタイトルは「選挙管理委員会に対し、選挙戦実施に向けた立候補者確保のための施策を求める。」というものです。

質問を行うのに先立ち、まず前提となる事実を確認し、本一般質問に至る経緯を説明したいと思っております。

まず初めに、こちらの資料 1 を御覧ください。

飯島町では、過去 30 年間の選挙における選挙戦の実施率は 50%、すなわち 2 回に 1 回は無投票です。ここに記載のとおり、平成 5 年無投票、平成 9 年選挙戦、平成 13 年無投票、平成 17 年選挙戦、平成 21 年無投票、平成 25 年選挙戦、平成 29 年無投票、令和 3 年選挙戦と、このままの流れでいくと次回は無投票なのかなというふうにも思うんですけども、その上で議員定数についてもちょっと説明をしたいと思います。

この資料に書かれているとおり、議員定数は平成 5 年から令和 3 年にかけて 18 人 16 人 12 人と減少を続けているんですけども、先ほどお話ししたとおり、この期間の選挙戦の実施率が常に 50%であるということからすれば、議員定数の減少と選挙戦の実施率には関連性は認められないと考えております。

その上で、私は議員定数は減らすべきという意見を強く持っていますけれども、データ上、少なくとも飯島町においては、選挙戦にするために議員定数を減らすべきという主張は、その根拠に乏しいと考えております。これは先般行われた議員定数報酬等検討小委員会の結論としても記載しております。議員定数と選挙戦実施率には関連性がないと結論づけております。

では、続いて資料 2 を御覧ください。

資料 2 は長野県における市町村と町村との選挙戦実施率及び議員報酬についてまとめたものです。

県内の市議会議員の平均報酬が 37 万 1,842 円です。一方で町村議員の議員報酬は 17 万 6,286 円、すなわち 20 万円ほど差があります。

その上で選挙戦の実施率について見ますと、市議会議員の議員選では実施率 90%弱、正確には 89.50%、一方の町村議会議員選では 58%、正確には 58.6%と、大きな開きがあります。

続いて資料3です。

資料3は長野県の全市町村ごとの議員報酬と直近の選挙の有無について調べたものです。これは令和5年6月地点、資料3-1は市のみ記載したものです。

選挙戦が行われた市については青字、そして選挙戦が行われなかった市については赤字で表示しております。

そして、この並び順ですけれども、議員報酬が高い順に上から並べてあります。

これを見ると、基本的にほとんどの市で選挙が行われているということです。岡谷市と佐久市は行われなかったようですので、ここは何か問題があるのかもしれませんが。

じゃあ続いて3-2に移ります。

3-2ですけれども、3-2は町村に限って選挙戦が行われたかどうか、そして議員報酬について記載した表になります。

この表を見ると、先ほども市議選と比べて明らかに赤のところが多いいというのが分かります。

その上で、この次のページ御覧ください。

これは議員報酬が16万円以下の町村についての選挙戦の有無をまとめたものです。もうこれ見れば一目瞭然です。ほとんどで選挙が行われておりません。ほとんどは言い過ぎですけど、過半数が行われておりません。報酬が低くなれば低くなるほど選挙戦にならないということが見て取れると思います。

それで、今はちょっと長野県だけこうやって示したんですけれども、全国町村議長会という会がありまして、そこが全国調査をしているんですけれども、その調査でも全く同じ結果が出ております。

したがって、議員定数報酬等検討小委員会では議員報酬と選挙戦には関連性ありと結論をつけております。

その上で、議会では、改選が毎回実施されるごと、毎回、選挙戦が実施されること及び年齢や性別に偏りなく議員が選出されることを目的に、議員定数と報酬について2年半以上検討を続けてきました。そして先日、御存じのとおり、すごくいろいろあったんですけれども、一定の結論、提案に至りました。しかしながら、いまだ道半ばです。

それでは質問1-1に移ります。

1-1、選挙管理委員会は、選挙に関する事務、最高裁判所裁判官国民審査に関する事務、選挙争訟に関する事務、選挙の広報・啓発に関する事務、政治資金規正法に基づく事務、市町村に対する選挙事務の運営に関する助言等を行っているところ、選挙の広報・啓発に関する事務については主権者教育も含むとされております。

この点について、長野県選挙管理委員会のホームページを資料4として提示します。

資料4は長野県の選挙管理委員会のホームページです。

ここ、丸をつけてあるところですね。活動内容として「選挙の広報・啓発活動、主権者教育」と記載されております。

その下、アンダーラインを引いたところ、「選挙出前事業の実施などにより主権者教育にも取り組んでいます。」このように長野県の選挙管理委員会のホームページには記載さ

れております。

では、主権者教育とは何なのかということについて資料5を提示します。

資料5は平成23年の総務省の中の常時啓発活事業のあり方研究会の最終報告書になります。

ここで主権者教育というものが定義されておりまして、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者」、「社会参加の促進」「政治的リテラシーの向上」というのがキーワードとして挙げられております。

このように書いてあることからすれば、主権者教育は国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え自ら判断し行動していく主権者を育成していくことと定義づけされていることからすれば、主権者教育には選挙権だけでなく被選挙権に関する教育も含むと考えております。

なお、ここでいう教育というのは、あくまで未成年に対する教育だけではなくて、大人も含めたいわゆる教育一般です。

それでは資料1に戻ります。

飯島町における過去30年間の選挙戦の実施率が50%にあることについて選挙管理委員会の委員長の所見を求めます。

〔藤井選挙管理委員長登壇〕

それではお答えを申し上げます。

今、資料お出しいただいて、見たところ、自分のほうでも事務局のほうから資料いただいておりまして、確かに議員のおっしゃったとおり、平成5年以降の選挙については無投票が過半数を占めて、実施率50%ということは認識してございます。

選挙戦の実施率が50%にあることに関する所感についての質問でございますが、これには様々な要因があると考えますが、大きな点では政治への関心の薄れが背景にあると思っております。これは全国的な傾向だと思っております。

これは投票率の低下等の数字にも、議員が今お示ししていただいた表等で表れていると思っております。

それから、また政治に対する負担感や当選後の地域住民への期待に応えることができるかという活動への不安等も感じる方もおろうかと思ひまして、議員を目指す人が減っているのが一つの原因かとも思われます。

自分としての所感はそんな感じでございます。

以上でございます。

〔藤井選挙管理委員長降壇〕

今、政治への無関心の広がりという回答がありました。また、立候補、もしくは立候補した後、当選した後の不安感もあるのではないかというふうに答弁いただきました。

では、続いて資料6に移ります。

資料6を御覧ください。

資料6は過去10年間の選挙管理委員会が行った施策について行政報告書にまとめられたものです。

選挙管理委員長

坂井議員

これは、一応 20 年分くらい遡れたんですけど、時間の関係もあるんで、取りあえず 10 年分だけここでは提示しています。

一つずつお示しします。

平成 26 年度の飯島町行政報告書、選挙啓発事業等、1 明るい選挙啓発ポスターに参加、2 研修会等へ参加、3 成人式でのパンフレット配布。

続いて翌年——平成 27 年度、選挙啓発事業等、明るい選挙啓発ポスターコンクールに参加、研修会へ参加、成人式でのパンフレット、啓発うちわの配布。

続いて平成 28 年度、明るい選挙啓発ポスターコンクールに参加、研修会へ参加、成人式でのパンフレット、啓発うちわの配布。

続いて平成 29 年度、明るい選挙啓発ポスターコンクールに参加、研修会等へ参加、成人式でのパンフレット、啓発物品の配布。

続いて平成 30 年度、明るい選挙啓発ポスターコンクールに参加、研修会へ参加、成人式でのパンフレット、啓発物品の配布。

令和元年度、明るい選挙啓発ポスターコンクールに参加、研修会へ参加、成人式でのパンフレット、啓発物品の配布。

令和 2 年度、明るい選挙啓発ポスターコンクールに参加、研修会へ参加、成人式でのパンフレット、啓発物品の配布。

令和 3 年度、明るい選挙啓発ポスターコンクールに参加、研修会に参加、成人式でのパンフレット、啓発物品の配布。

令和 4 年度、明るい選挙啓発ポスターコンクールに参加、研修会へ参加、成人式でのパンフレット、啓発物品の配布。

一番最新、令和 5 年度、明るい選挙啓発ポスターコンクールに参加、研修会へ参加、成人式でのパンフレット、啓発物品の配布。

その上でお聞きします。選挙管理委員会はこれまでに立候補者確保に向けた施策を実施したことはありますか。

選挙管理委員長

それでは 2 つ目の御質問についてお答えを申し上げます。

町の選挙管理委員会では、特に立候補者確保を目的に限定した具体的な施策は実施しておりません。

主権者教育につきましては、各省庁や県の選挙管理委員会、それから学校等、それぞれの機関が連携しながら様々な取組を行っておるところでございます。

町の選挙管理委員会の取組といたしましては、今、議員の資料でお示しされたとおり、3 つの部分を主な形でやっているわけでございますが、あとは学校への投票箱や記載台等の貸出し、過去には 1 回出前講座をやったようなこともお聞きしておりますが、それをいつやったかっていうのは、ちょっと調査してございませんので定かではありません。

また、選挙事務への学生の起用という形で選挙に携わっていただくということで、何人かは選挙事務に従事していただいた経過がございます。

これらの取組は選挙や政治意識の向上を図ることにつながり、政治意識の向上は立候補への意欲にもつながると考えております。

	以上でございます。
坂井議員	確認ですけど、じゃあ飯島では立候補者確保に向けた施策はこれまで実施してこなかったという理解でよろしいでしょうか。
選挙管理委員長	おっしゃるとおりでございます。具体的に選挙への立候補に係る取組っていうか、主権者教育としての取組は特別行っておらんと思います。
	以上でございます。
坂井議員	今、出前事業を過去にしたということで、私もちょっと調べたんですけど、ちょっと載っていないくて、知っているなら教えてほしいと思ったんですけども、選挙管理委員会の記録にもないんですかね、ちょっとそこだけ教えてください。
選挙管理委員長	雑談の中でお聞きしただけなんで、先ほど申し上げたとおり、その辺は自分でも確認ができていないということで、過去に1回やったというお話を聞いたんですが、それが事実かどうかは定かではございません。
	以上でございます。
坂井議員	事実かどうか定かじゃないということで、私もちょっと確認できなかったんで、もしあれば、後日で構わないんで、ぜひ教えてほしいです。そのときは実施時期と実施内容も、別にこの場じゃなくてもいいんで、教えていただきたいと思います。
	それでは、飯島町は立候補者確保に向けた施策はこれまで実施していないということなんですけれども、それを踏まえて1―3に移ります。
	資料7を提示します。
	資料7は京都市の選挙管理委員会のホームページに記載されていたものになります。
	このホームページには「政治家になりたい」と題して立候補までの具体的な流れ、さらに必要な供託金の額、選挙運動の期間やルールも記載しております。
	まず流れとして、具体的な政策を考える、そして立候補、その下の部分に「供託金について」と記載があります。「供託金について」「一定のお金を預けなければなりません。」ということが書いてあります。
	2ページ目を見ると選挙によってどれだけ供託しなければならないのかということが記載されております。
	そして、その下、「選挙運動」と記載されております。
	「選挙運動」というところでは「選挙運動のルール」というのがありまして、選挙運動がどれくらいの期間やっていいのか、その下に禁止されていることとしてどういった行為をしてはいけないのかということが記載されております。
	その上で、質問に戻りますけれども、ちょっと施策の実施がなかったということなんですけれども、選挙戦の実施率が50%であることについて、選挙管理委員会には関係ない、もしくは選挙管理委員会の立場として特に問題はないと、そういう見解をお持ちでしょうか、答弁を求めます。
選挙管理委員長	お答え申し上げます。
	選挙戦の実施率が50%であることに対して選挙管理委員会として関係があるのかないのかという、選挙管理委員会の立場として特に問題があるのかないのかという見解を

述べることに對してちょっと疑問に思うところはございます。

具体的な見解を述べるのは差し控させていただきますが、先ほども申し上げましたとおり、選挙管理委員会としましては選挙や政治意識の向上を図ることが立候補への意欲につながることを考えております。

引き続き関係機関と連携した主権者教育に取り組んでまいりたいと思っております。
以上でございます。

坂井議員

今、政治的意識の高揚が立候補につながると考えているというお答えがあったんですけども、そうであるとすれば、選挙戦実施率が50%であるということについては立候補につながっていません。政治的意識の高揚がないからこそ立候補につながらず、選挙戦が実施されていないと、こういった立論も成り立つかと思うんですけども、その点に関する見解を求めます。

選挙管理委員長

やはり全国的な傾向だと思いますが、政治に無関心、それから自分の経験でございますが、選挙のたんびにいろいろわさされて、立候補を促すような形で頼みに行った人もおるようでございますが、なかなか返事をもらえないというような形があります。

なかなか、議員という立場に対して、かなりみんな慎重に思っていて、自分が受けるのも心配だというような、その辺の——やっぱり今までは議員になってこうしようとかいう考え方の方がかなり強かった、地域的な選挙が昔はあったんで、そういう形が多かったと思いますが、今現在はなかなかそういう形がないんで、いざ自分が頼まれたで出ようかという雰囲気にはなかなかならんというふうな情勢もあると思います。そんな感じでなかなか意識が上がってこんのが現状だと思います。

そこを、なるべく選挙戦が行われるような形、選挙が活性化するような形の施策が取ればいいと思いますが、なかなか今の選挙管理委員会体制では難しい部分もあると思います。

先進事例も参考にしながら、また取り組んでいくことを考えながらやっていきたいと思えます。

以上でございます。

坂井議員

今のお答え、私も理解できる部分はあるんですけども、ちょっと1点、分からなかった部分があるのでお答えいただきたいんですけど、選挙戦というか、選挙ですかね、選挙のたびにうわさをされて、それで立候補を思いとどまったケースがあるというような話があったと思うんですけど、ちょっとこれは意味がよく分からなかったんで、もう少し詳しく教えていただきたいというのと、あともう一点が、今の選挙管理委員会の体制では立候補を促すような施策をするのは難しいってことですけれども、具体的にどのような体制が問題となっているのか、その2点をお答えください。

選挙管理委員長

1点目でございますが、やはり立候補のうわさっていうのは選挙のたんびにいろいろ出てくるわけですね。それで、やはり地域でこの人をどうだと、それで、押すとか、いろいろある、その部分でうわさになった方がおるんだけど、なかなか立候補に踏み切れないっていうのを聞いていると、そういうことでございます。

それから、現在の選挙管理委員会の体制でできないっていうのは、実質、選挙管理委

員会でいろいろ計画を立てて、いろいろそういう施策に対して動くことが必要なんです
が、今現在の体制でいくと、町の予算とか、そういうもの、それから事務局の体制、そ
れも含めた中で総合的に判断するとなかなか難しい部分があるということです。

選挙管理委員会と思うように予算を取れるわけでもないですし、最近は選挙管理委員
の選任の人数も減ってきておりますので、なかなか、そういうふうに動ける実態、選挙
で普通の選挙管理を行うのがやっとなという状況の中でありますので、なかなか主
権者教育まで手を伸ばせるという状況ができないというのが現状だと自分は認識してお
ります。

以上でございます。

坂井議員 今の体制では予算の関係とか事務局の体制が整ってないとかということがあって難し
いということなんですけど、一応過去に、これは本当か分かんないですけど、出前事業
がもし本当に実施されているのであれば、それは、過去にそういった事例があるので、
そこを調査して、もし実施できるなら主権者教育として出前事業をやるべきだと思いま
すけれども、その点に関しての答弁を求めます。

選挙管理委員長 出前事業をやる場合には、議員がおっしゃったとおり、学生以外の部分も含めてつ
てなるとちょっと難しい部分はありますが、一番実施しやすいのが学校、小中学校だと思
うんですが、その辺が教育委員会と調整を取りながらできれば実施したい。やはり学校
側の御都合等もございまして、その辺も調整を取りながら、やれる可能性があれば検
討していきたいと思います。

以上でございます。

坂井議員 実施に向けて検討をすると私は理解しましたけれども、そういう理解でよろしいで
しょうか。

選挙管理委員長 検討させていただきます。

坂井議員 すみません。繰り返しですけど、実施に向けて検討すると、そういう理解でよろしい
ですか。

選挙管理委員長 その辺も選挙管理委員会の中で協議をしたいと思います。基本的には協議する、前提
は実施に向けての検討になろうかと思いますが。

坂井議員 それでは続いて1―4に移ります。

すみません、さっきの1点なんですけど、私は学生以外でも実施できると思っている
んで、そこはちょっとまた後で述べます。

では1―4に移ります。

先ほど資料6でお示ししたとおり、これまでの過去10年間、もっと遡ってもいいんで
すけれども、特に新しい事業、主権者教育に関する施策というのは行われておりません。

続いて資料8を提示します。

資料8は飯島町において選挙戦が実施されたときの投票率についての表になります。

ここに記載されているとおり、平成5年から令和3年までですけれども、平成9年に
選挙戦が実施されたときの投票率は86.9%でした。

続いて平成17年に選挙戦が実施されたときの投票率は79.5%でした。

	続いて平成 25 年に選挙戦が実施されたときの投票率は 73.8%でした。 続いて令和 3 年に選挙戦が実施されたときの投票率は 68.5%でした。 選挙戦の実施率だけにとどまらず、選挙戦が実施されたときの投票率というのもここ 30 年ずっと低下を続けております。 今度は選挙権の話です。被選挙権ではなくて選挙権の話です。 選挙管理委員会はこれまで投票率向上に向けてどのような施策を実施したか、またそれにもかかわらず選挙戦を実施するたびに投票率が低下を続けているのはなぜかについて答弁を求めます。
選挙管理委員長	投票率につきましては、国政選挙、県の選挙、また市町村長、市町村議会議員、町村で行う選挙、選挙種別を問わずに、全国的に投票率は低下傾向にあり、飯島町においても同様な傾向が見られております。 投票率の低下傾向につきましては様々な要因が考えられますが、やはり有権者の皆様方の関心の深さがかなり影響するものと感じております。 町選挙管理委員会といたしましては、投票率向上に向けた取組について、引き続き先進事例も参考に研究を進めてまいりたいと考えております。 これについては、県の選挙管理委員会の研修会等でも、この部分、必ず投票率の低下の問題について講演会等で話題になっておるところでございますが、なかなか打つ手がないというようなことが現状のような気がいたしております。
坂井議員	以上でございます。 研修に出るたびにそういうことがあるっていうことで、それはそうでしょうね。ここまでずっと研修には出ているみたいなんで、それはそうだと思うんですけども、ちょっと疑問に思ったのが、国や県の選挙の投票率も低下しているっていうことなんで、ほかもそうだからうちもいいとはならないのではないかと考えます。ほかはそうかもしれないけどうちは違うと、そうなるように持っていくのが適切なやり方ではないかと考えますが、答弁を求めます。
選挙管理委員長	議員のおっしゃる部分も分かるところではございますが、やはり、なかなか投票率の向上に向けての取組というものは、先ほども言いましたが、先進事例でいくと、投票所のいろいろな移動支援とか、移動投票所とか、期日前投票所の設置の数を増やすとか、いろいろあるわけでございますが、予算、それから人員等のこともございます。 そういうところを主に実施しているところは、投票所の閉鎖に伴った保障で移動支援とか移動投票所を作っているということで、一般的にはなかなかそういうことを行っていないのが現状のようでございます。 選挙管理委員会といたしましても、投票率向上に向けた取組については頭の痛い問題で、今後も十分な研究を進めていかなければならないと考えております。
坂井議員	以上でございます。 そうすると、選挙管理委員会としては先進事例等を参考に投票率向上に向けて改革すべきところは改革していくと、こういった理解でよろしいでしょうか。
選挙管理委員長	おっしゃるとおりでございます。やはり選挙管理委員会として研究を進めてまいるべ

き事項だと思っております。

では、続いて1―5に移ります。

1―5、立候補者の予定者事前説明会というのが毎回選挙のたびに行われるんですけども、これはもう既に立候補を予定している者を事実上の対象にしております、実施日も選挙の1か月ほど前です。

前回の令和3年の選挙ですけれども、令和3年の選挙は3月21日に執行、その上で説明会は2月12日に実施されております。

選挙の知識、経験がない者が立候補をするということは極めて大きな心理的ハードルがあると私は考えておりますし、先ほどの答弁を聞いていると委員長も同じ見解だと考えております。

そうすると、立候補を予定している者だけではなくて、立候補を促す施策、それ自体が必要であると考えております。

続いて資料9を提示します。

資料9、これは私が3年半前に選挙に出たときにかかったお金について記載された選挙運動費用収支報告書になります。

ここに費用がいろいろ書いてあるんですけども、ちょっと説明します。

まず収入の部というのがありまして、私の選挙にかかった費用のうち、収入の部としては40万8,000円が収入としてありました。

続いて下の支出の部です。

私が前回の選挙で選挙立候補準備のために支出したのが4万6,000円、選挙運動のために支出したのが72万3,000円で、合計76万9,000円、およそ77万円支出されております。

そうすると、77万円引く40万円なので、大体37万円くらい赤字になるというように思われるんですけども、前回の選挙から、御存じのとおり選挙公営制度というものが始まりました。選挙費用に関して町から補助が出るということになりましたんで、この補助を差し引くと、私が最終的に出したお金は恐らく20万円前後くらいだと思っております。

しかし、選挙の経験がない人とか、選挙に出たことがある人が周りにいない人の場合は、何となく選挙ってお金がかかると勘違いしている人が多いんです。国政選挙はお金がかかるんでしょうね、きっと。私は分からないですけども。

ただ、地方の選挙は、正直、そんなにかからないです。これを見てもらえば分かりますとおり、そんなにかからないです。

しかも、令和2年から選挙公営制度が始まったので、金銭的な負担は少なくなっていると考えております。

続いて資料10を提示します。

資料10は、これは前回の選挙、令和3年3月21日に執行された町議会議員選挙の立候補者説明会のときに配られたものになります。ですので、2月12日に配られたものになります。

それで、この資料に立候補手続、選挙運動公費負担等に関することがいろいろ書かれておりまして、ちょっとこちらをお見せします。

例えば立候補するまでにやっていいこと、それで政治活動とは何か、選挙運動とは何かということで、政治活動は立候補する前にやっていいですよ、政治活動の具体例はどういったものです、やっていけないことは選挙運動です、選挙運動というのはどういうものですとあります。

それで、この下の部分ですね。禁止される主な行為として事前運動、事前ポスター、挨拶状とか、有料広告とか、いろいろ書いてあります。政治活動と選挙運動の違いというものがここに書かれております。

あとは、政治活動としての立候補の準備行為として「選挙区内にあるものの支持をあらかじめ調査したり」——瀬踏み行為ですね、「政党などの公認を求めたり、後援団体などが候補者選考会や推薦会を開催することは、立候補前の準備行為として認められます。」と書いてあります。

それで、この下にいろいろ具体例があるんですけども、そもそも政治活動と選挙運動の違いというものを皆さんは分かってないです。これは、かなり複雑なので、もう間違はなく分かっていないです。どうかは分からないですけど、実際に2月12日にこれを見て、それで初めてこんな違いがあるんだというふうに知った人も中にはいると思います。

これが選挙中に支給できる実費や報酬の額で——すみません、私は、ちょっと本当に、多分飯島町一、字が汚いんで、ごめんなさい、ちょっとこれを見せちゃって。

支給できる実費弁償及び報酬の額というのが書かれておりまして、例えば選挙運動員として3種類いますと、一般の選挙運動員、選挙運動のために使用する事務員、専ら車上における選挙運動のために使用する者と。

それで、選挙運動員とは別に労務者というのが定められていて、労務者は選挙運動のために使用する労務者ということです。

それで、選挙運動員に対しては宿泊料だったり弁当だったりの支給をしてもいいけど、労務者に対しては支給できないとか、でも、その実費分を引くんだったら支給できるとか、報酬の額は、選挙運動員はボランティアなんで支給できないけど、選挙運動のために使用する事務員とか、専ら車上における選挙運動のために使用する者、これはウグイス嬢ですけど、そういった者には支給できますと、1の場合は1日1万円以内で、2の場合は1日1万5,000円以内とか書かれております。

それで、ここに説明がありますけど、選挙運動のために使用する事務員とはっていうことでいろいろ書いてあって、もうちょっと長過ぎるんで読まないですけども、立候補者の説明会の場合にはこういった資料がちゃんと配られているんですよ。

それで、こういった内容をちゃんと情報として持っているにもかかわらず、選挙の運動する際の選挙運動のオーケーなもの、駄目なものとか、かかるお金とか、そういったものが少なくとも飯島町の選挙管理委員会のホームページには何も記載がありません。

選挙に関する法令が複雑だったり、あとは報酬を払える人とか細かく決まっています

けど、でも、事前にこの情報を知っているのといないのとでは立候補を検討するに当たっての心理的ハードルに大きく影響を与えると考えます。要するに、皆さんは、お金が何となくかかりそうだし、全然制度が分からないからやめておこうっていう方もいると思うんですよ。

先ほどの選挙に出るうわさを聞いてその人のところに行ったら出ないっていうふうに言われたことがあったというふうな答弁ありましたけれども、出るってなったら、やっぱり不安なんですよ。それは本当に一大決心だと思うんで、心理的ハードルっていうのを少しでも下げるために、こういった情報等は事前に公表するべきだと思っております。

そして質問に戻ります。

遅くとも選挙実施日の半年程度前に立候補するまでの手続の流れ、選挙期間中に問題となる法令の説明及び選挙にかかるお金等について記載した書面を全戸に配布もしくはメール送信すること及び各種の集会に出向き説明することなどの施策が必要と考えますが、実は、これの所見を求めるんですけど、学生以外の団体に行くのは難しいっていうのがあったんで、ちょっとそんなことはないっていう資料をお見せします。

資料 11 が飯田市の選挙管理委員会のホームページです。

ここには「選挙権と被選挙権」「選挙運動と政治活動」とか「選挙運動に関する陣中見舞」、そして一番下「選挙出前事業を実施します」というのが書かれています。

その上で、選挙出前事業というところをクリックするとこういったページが出てきます。「選挙出前事業を実施します」、このアンダーラインですね「市民を対象とした各種団体などでの出前事業・出前講座を実施します。」と書かれております。

したがいまして、各種団体、要するに学生以外の団体に説明するということは特に問題ないと考えておりますし、既に実施している自治体もあります。

繰り返しになりますけど、選挙にかかるお金や法令について記載した書面を全戸に配布もしくはメール送信すること及び各種集会に出向き説明することなどが必要だと考えますが、所見を求めます。

それではお答え申し上げます。

立候補者に対する資料等を全戸配布やメール送信については、一応、御質問いただいたときに県の選挙管理委員会のほうへ確認をいたしました。が、県選管でもこういう全戸配布やメール送信は把握していないということでございました。

また、個別に通知している市町村は恐らくないというような返答のようでもございました。

立候補に伴う書類等は、今、議員の資料にもございましたが、膨大な量になります。その書面を配布やメール送信等を全戸に行うということは、ちょっと現実的ではないと考えております。

立候補のための具体的な手続については各種法令等に規定されておまして、町のホームページから総務書のホームページ等へリンクが張ってございますので、その辺で見られると考えておまして、町の選管としては立候補を考えていらっしゃる方がその

ような情報を取得しやすくなるようなホームページへの掲載ということで、今は単純リンクになっておりますので、今、議員の御指摘がございましたように、説明会の資料を簡略化したものが載せられるような状況ができれば一番いいかと思いますが、その辺も先ほど言ったように人員的な問題があって、すぐには対応が非常に難しい部分もございます。その辺はちょっと御理解いただければと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

以上でございます。

坂井議員

まず1点目、これは特に答弁は求めませんが、県の選挙管理委員会に確認したところそういった事例は把握していないということだったんですけど、法に触れるというふうに言われたわけではないというふうには私は考えておりますので、法に触れるということでないのであれば、地方議員の選挙に関しては、今はこういう状況なので、私はできる手は全部打つべきだというふうに考えております。

その上で、今、ちょっと飯島町のホームページはリンクが張ってあるだけっていうことで、ちょうどそれも資料で出そうと思ったんで、どれだけ分かりにくいかっていうことをちょっと今お見せします。

資料12ですけれども、これは町の選挙管理委員会のホームページというか、町のホームページの中の選挙管理委員会についての部分です。それで、選挙管理委員会のところで、いろいろばあっと出ているんですけど、ここで「選挙制度の概要」というのをクリックすると次に行きます。

すると、今度は総務省のウェブサイトのリンクが張られていて、ここに飛んでくださいと言われます。

それで、クリックすると総務省のページに行くんですけど、ここでまた何かいろいろと選択肢が出てきて、これで「選挙の基本を知ろう」というところをクリックすると次に行きます。

それで、そうすると知りたいところを見てくださいていうのが出てきて、ばあっと出てきて、それで、仮にですけれども、一応「選挙公営」をクリックすると次の画面が出てきます。

これをちょっと言語化しないといけないんで、あれなんですけど、例えば衆議院、政党、三角、参議院、選挙事務所用の立札・看板の作成、三角とか、市町村議会議員、選挙はがきの作成、三角とか、はっきり言って、これを見ても、もう訳が分からないです。これ見ただけでは、よっぼどの選挙マニアとか、そういう業者の人しか分からないと思います。

なので、先ほどはちょっと前向きな答弁いただいたんで、そこは、もう本当に町のホームページに町の選挙についてちゃんと書くべきだと思っております。

非常に、この点に関しては詳しく書いてある自治体と書いてない自治体ではっきり分かれています。飯島町は書いてなかったです。

それで、私が調査した限り、一番分かりやすいというか、有権者に立候補を促す方法がちゃんと取られていると思ったのが大分県中津市です。

資料 13 を示します。

大分県中津市は選挙管理委員会が漫画を作って立候補を促しております。

ちょっと読みますね。

中津愛に溢れる友だちが、「選挙に立候補したい」って言ってるんだけど・・・

立候補？ 選挙ってすごくお金がかかるイメージ・・・ 無理なんじゃないの？

そんなことはありません！

あ… あなたは…!?

選挙のことなら、お任せください！

選挙管理委員会とは…

選挙の公正性・中立性を確保する必要性があることなどから、長から独立して設置された機関です。

選挙管理委員事務局の方が出てきて漫画調で話すんですよ。

中津市選挙管理委員会事務局です☆

選挙公営制度があるから諦めないで！

選挙公営制度って何ですか？ 何だか難しそう・・・

選挙公営制度とは、公職選挙法で定められ認められた制度で、候補者の選挙運動の費用の一部を市が負担する制度です。

ということで、それで、最終的に、左下を見てもらうと「次のページで、詳しくお伝えします！」ということで、ここからは字ばかりですけども、ただ、こうやって誘導ができていますよね。

これは、もう選挙管理委員会のホームページにこういうリンクが張ってあって、リンクというか、PDFが張ってあって、それをクリックすると漫画が出て、それでここにたどり着くことができるってということで、ここまでやっているところもあるんですよ。

それで、投票率が上がらなかったり選挙戦にならなかったりというのは、選挙管理委員会として頭の痛い問題だというふうに言っておりまして、それは、もう私もゆゆしき事態だと思っておりますので、できる手は全て打つべきだと思っております。

話は戻りますけど、別に法に触れるっていうふうに県の選挙管理委員会に言われたわけではないので、私は全戸配布をしてもいいと思いますし、メールを送ってもいいというふうには考えております。

その上で、最後、1－6に行きます。

選挙である以上、落選の可能性のあることは当然ですが、それ以外に立候補を考えている者が選挙について不安に思う点はどのようなものであると考えるか、またそれを解消するために選挙管理委員会ができる施策としてどのような施策が必要であるとするか、答弁を求めます。

それではお答え申し上げます。

立候補を考えている方が選挙について不安に思う点、この部分については、選挙管理委員会の立場で言う立場じゃないと思いますので、ちょっと答弁は控えさせていただきますが、実際に自分が立候補したわけじゃないんで、推測になっちゃいますので、適正

	な答弁ができないと思います。 ただ、選挙管理委員会といたしましては、明るい選挙の推進と透明性のある選挙運営を実施することで、有権者が信頼でき、立候補者が安心して選挙活動を行えるような選挙環境を提供することについては今後しっかり考えていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 以上でございます。
坂井議員	今答弁をもらひました。 先ほどの話になりますけれども、本当に心理的なハードルが非常に高い、事前に私は全戸配布が必要だと思ひますし、メール送信でも構わないです。 また、飯田市がやっているように、各種集会、学生だけじゃなくて各種団体の集会に出向いて説明するっていう施策も必要だと考えます。 さらに、町のホームページに載せる、これも速やかに実行していただきたいと強く思っております。 それで、その上で、ちょっと時間が余りまして、さっきちょっと答弁で出たんで、すみません、これは通告にないんで、無理なら無理で、もう切っちゃってください。 ちょっと教育長に聞きたいんですけども、さっき教育委員会と連携してっていう話があったんですけども、子どもたちに、将来、町長になりたいとか議員になりたいとかっていうふうに思ってもらうにはどういふことを学校教育でやっていけばいいかって、何かお考えありますか、通告してないんで、なければいいです。おねがいします。
議 長 教 育 長	片桐教育長、答えられますか。 具体的に何っていうところは申し訳ありませんが、授業の中で、政治、それから中学だと公民の分野になりますけど、そこで政治について勉強していくことは一つあると思ひます。 それで、あとは、やはり自分たちの——町でも、かつて子ども議会みたいなのがあった、そういう中で自分たちの発言内容が実現していくっていうような、そういう思いがあった子どもは、もしかすると、こういうして自分の、何ていうの、言ったことが実現していくっていうところで、議員をやってみたいって思うような子がいるのかもしれないと思ひますが、そのくらいで、申し訳ありません。
坂井議員	終わります。 〔坂井議員復席〕
議 長	以上で本日の日程は終了いたしました。 これをもって散会といたします。 お疲れさまでした。
事務局長	御起立をお願いします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）
散 会	午後２時２１分

令和6年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和6年9月13日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 5 号議案 令和5年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 第 6 号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 第 7 号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 第 8 号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 第 9 号議案 令和5年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第 7 第 10 号議案 令和5年度飯島町下水道事業会計決算認定について

日程第 8 第 11 号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第3号）

日程第 9 第 12 号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 10 第 13 号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 11 第 14 号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 12 第 15 号議案 令和6年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 13 第 16 号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 14 請願・陳情等の処理について

日程第 15 議員派遣について

日程第 16 議会閉会中の委員会継続調査について

令和6年9月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和6年9月13日

追加日程第 1 発議第 13 号 医療・介護労働者の賃上げ支援の拡充を求める意見書

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	伊藤 秀明	２番	坂井 活広
３番	折山 誠	４番	坂本 紀子
５番	宮脇 寛行	６番	浜田 稔
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	星野 晃伸	１０番	片桐 剛
１１番	吉川 順平	１２番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 林 潤 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松澤 京子 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 斉藤 鈴彦
飯島町代表監査委員 本多 昇	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和6年9月13日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位には、大変御苦勞さまでございます。 本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は、それぞれ、本会議はじめ各委員会における付託案件、また調査について大変御熱心に審査され、調査され、感謝を申し上げます。 また、本多代表監査委員さんにおかれましては、大変お忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。 去る9月2日の本会議において決算案件6件、補正予算案件6件については本日――最終日に採決することといたしております。 また、社会文教常任委員会へ付託いたしました請願・陳情案件1件につきましては、委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。 本日は、これらの案件について審議を願うことになっております。議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な御議決をされるようお願いをいたします。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 第5号議案 令和5年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について 日程第3 第6号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 日程第4 第7号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 日程第5 第8号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 日程第6 第9号議案 令和5年度飯島町水道事業会計決算認定について 日程第7 第10号議案 令和5年度飯島町下水道事業会計決算認定について 以上、第5号議案から第10号議案までの令和5年度決算6議案を一括議題といたします。 ここで暫時休憩といたします。

休憩再開

午前9時13分

午前9時13分

議長

会議を再開します。

それでは、本6議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番

浜田議員

決算審査の中で若干気になったことがあるので質問いたします。

この決算は単年度の決算ではありますが、実際には、唐澤現町長が携わったのは12月からの4か月間、そういう意味では、前町長の一番末期という言い方はおかしいかもしれませんが、私の個人的な見解からすれば、様々な施策がいろんな形で行き詰まって、その結果がいろんな形で表れたのではないかというふうに思っておりまして、幾つかの点については過去10年間に遡っての変化の提出を所管課に求めてきました。

その中で1つ気になったのが職員の退職であります。それで、簡単に申しますと、定年退職が非常に減っていると、令和4年に1人、その前の2年間はゼロということであります。それに対して自己都合退職が激増しているということが分かりました。

特に過去3年、2020年——令和2年から3名、1名、5名、4名、それで、その年齢的な内訳も20代30代に偏っています。つまり、飯島町は非常に有能な職員、将来を託すべき職員をこの期間に非常に多く失っているのではないかというふうに思っているわけです。

それで、この事実に基づいて、今、現町長は、この決算の結果に基づいてどのような対策を講じようとしているのか、そのお考えをお尋ねいたします。

町長

過年度において若手職員の退職が増加しているという御質問でございますけれども、私も4年前まで携わっておりまして、人事については中心的にやっておりました。

それで、その後、コロナの中で——様々な要因があったかと思いますが、やはりコロナの対応でかなり職員の皆さんが苦労されたということはお聞きしております。そういう中で職員がお辞めになられたというところも聞いております。

一方、そうではなくて、コロナではない職場でも若手職員が自己都合で退職しているという状況は承知しているところであります。

それで、考えてみますと、やはり、今、若い世代は——いろんな職場、企業でもそうですけれども、若い皆さんは、新しい職業、あるいは新しい分野へチャレンジするっていう、非常に昔とは違った形での考え方があると思います。そういう意味でチャレンジされた方もいますし、また業務の中で大変苦労されて辞められた方もいらっしゃいます。

きちんと分析していく必要があるかと思いますが、そういった方が、やはり、飯島町は長年かけて職員の育成をして、お金もかけているわけですので、ぜひとも長くお勤めいただくということは必要かと思えます。そのような意味で、しっかりと今後は人への投資をきちんとしていきたいというふうに考えています。ただ単なる研修ではなくて、やはり自分の能力を十分に発揮できるような、そういう研修を積んで、しっか

副 町 長

りと飯島町に貢献していただくような、そんな職員を育てていきたいと考えております。
議員さんのおっしゃるとおり、辞められたことにつきましては私どもにちょっと責任がある部分もあるというふうに私も理解をしております、それで、コロナの中で、それに直接携わった業務の中で職員もやめておる実態もございますので、そこは、私もそのときにその職員と面接をいたしました、かなり大変だったというふうには理解しております。

そのほかに、若手の職員で辞められた方、中には、3年ぐらいたちますと、ここへ勤めて大体見通しがつく方、要するに、専門職あたりは、これをやってみたい、あれをやってみてみたい、こういうことに携わってみたいという目標を持った方が結構いらっしゃいます。それで、それでもって、同じ業種へ転職なさる方もいらっしゃいますし、別のところへ行かれる方もいらっしゃいます。

ただ、業務の中ですごく大変で辞められた方もいらっしゃいますので、そこら辺は私どもの体制づくりをきちっとしなきゃいけないというふうに考えております。

先ほど町長が申しましたように人への投資ということも物すごく重要だなというふうに思っております、そこら辺のところを、再度、我々としても反省をしながら、組織体制の強化といいますか、そこら辺のところを考えながらやるべきだというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議 長
8 番
堀内議員

ほかに……。

決算の審査をしていく中で、少し、ずっと長年課題になっている部分っていうのがあったので、ちょっとその部分で令和5年度も改善が少し見られていない部分があったので、ちょっとお聞かせいただければと思います。

教育委員会関係で学童クラブなんですけれども、ずっと人が足りないって言う中で——ただ、町としての取組としてはしっかり子どもたちに寄り添った教育というところも含まれた中で、ずっと、毎年足りない足りない、サポートする人が足りないという中でなかなか改善をしていないっていうのは、何かしら、アプローチの仕方が足りていないっていうところが課題になっているんじゃないかと思います。

ですから、そのあたり、今後の対策として、増やすためには現状の対策とはまた別のアプローチが必要かと思いますけれども、そのあたり、今回の決算を踏まえた原因の、何ですかね、発見みたいなのができていのかどうか、人を集めるためにどんな対策が要るのかっていうのは、ちょっと見通しがあればお聞かせいただければと思います。

それで、もう一点、中学校のプールにつきまして、今は海洋センター——B&Gを使っておりますけれども、聞き取りの中では、やっぱり日中は50度を超えるようなときもあると、暑い中でやるっていうことを踏まえると、子どもたちが授業をする中でも、やっぱり30度40度を超える中でのプールってなると、結構、熱中症の対策のほうも大変だと思いますので、そうすると楽しくプールができるのかどうかっていうのはちょっと不安視されるところでございます。

そのあたりを踏まえて——あとは水質がたまに悪い状態のときもあるっていうのも聞

教 育 長

き取りの中でお聞かせいただきましたので、今後なかなかプールが使えなくなってくるというのは子どもの育成のためにはよくないことかなと思いますので、そのあたり、決算を踏まえた中の見通し、海洋プールをどうしていくかっていうところか、中学校のほうのプールをどうするのかっていうのも踏まえてお聞かせいただければと思います。

まず学童クラブについてであります。

議員さん方も御存じのとおり、子どもの人数は減ってきていますけれども学童を利用したいという家庭は増えてきているっていう状況はあります。

そういう中で、今御指摘のとおり、学童クラブの支援員については、本当に、この夏休みも、本当に暑い中、懸命にやっけていただいているところでもあります。

私たちとしましては、何回か声がけとかはしているわけですがけれども、なかなかそこに手を挙げてくださる方がおられないっていう状況もあります。

ただ、飯島町の学童クラブの支援員の給与面の待遇っていうかについては、じゃあ、ほかの市町村に比べて落ちているから人が集まらないのかっていうと、そういう状況はないかなっていうふうに思っています。

ただ、先ほども言いましたように、学童クラブ利用の児童は本当に増えてきていますので、そここのところに対応できるよう、私たちも、引き続き声がけも含めて、また、何ていうか、御本人だけじゃなくて、あ、こういう方がいるよっていうような、そういう情報を集めていくっていうようなことも今後はやっていかなきゃいけないことかなっていうふうに思っております。

それからB＆Gのプールについてですが、御指摘のように、本当に、また今年は非常に暑いところだったもんですから、かなり高温になっているっていう状況であります。適宜休憩を取りながらっていう状況で今は対応しているところあります。

今年度——来年度ですか、B＆Gの体育館の改修が入ってしまして、それで、事務室等のエアコンの整備も必要ですし、そんなところも利用しながらやっていくところかなっていうふうに思っています。

水質については、今年度は、1回、止めざるを得ないという状況もありましたけれども、本当に、何ていうか、プールって水温が30度を超えると本当に管理としては非常に難しいっていうのが実情のところでもありますので、本当に職員も懸命にやっけていただきましたけれども、そこは御迷惑をおかけしたかなっていうふうに思っていますが、引き続き水質管理には気をつけていければいいかなっていうふうに思っています。

8 番
堀内議員

すみません。プールの話なんですけれども、今話を聞いた中では、プールそのものよりも——休憩は体育館とか更衣室とかの、うまく控えてくださいっていう話だったんですけれども、根本的な、プールが50度を超えてっていうのは、もうそこが問題になるんじゃないかと思うんですよね、プールの施設自体が。そのあたりについて、少し冷えるようなとか、空気がよく流れるようになっていう対策っていうのは取るべきかと思うんで、そのあたりはどうなんでしょうか。

教 育 長

御存じように、大きなファンというかがあって、空気が流れるような工夫はされてい

議長
4 番
坂本議員

るんですけれども、なかなか空気の流れができていないという状況はあります。

堀内議員の御指摘のとおり、ちょっとやっぱり、この暑さっていうのは今年度に限らないのかなっていう思いもありますので、ちょっとその辺のところは今後検討していかなければいけないところかなというふうに思っております。

ほかに……。

カーボンニュートラルについて町の見解を聞きたいのですけれども、今回の決算で計画案っていうのが策定された、非常にしっかりしたのが令和 5 年度に策定してあります。

そして、もう既に今年度は令和 6 年ということで、2030 年、それから 2050 年ということをめどに細かい施策が計画書の中では語られているわけなんですけれども、近年の——去年も今年もすごい暑さだったということで、環境がかなり悪化しているというのは住民もよく分かっているの、カーボンニュートラルという国の政策なんですけれども、新聞とか報道関係ではかなり周知というか、分かっている状況です。

しかし、町としては、生活環境係という中に位置づけられていて、特に特化して、そこに人を充ててやるっていうわけではなく、計画はかなり綿密な計画なんですけれども、それを 2030 年までに実行して計画を進めていくには、人数的には足りないと思うし、やり方、手法も民間を伴わないと実現できない状況だと思うわけなんですけれども、それに関してどのように考えて、今後どう対応していくのか、お尋ねしたいと思います。

町長

カーボンニュートラルの取組ということなんですけれども、私も以前から申し上げてまいのように、環境共生ということで、まずは温暖化対策、これはもちろん重要でございます。

やっぱり温暖化対策っていうのは総体的にこの地域をどのようにしていくかっていうところから考えていかなきゃならないと思いますので、まずは、そういった温暖化対策、EV はもちろんですけれども、再生可能エネルギーをしっかりと使っていく、それとともに、やはり町の置かれた自然環境、これをしっかりと保全していくという意味では、生物の多様性をきちんと確保していくということ、それから、もう一つは、私たちが日頃排出しているいろいろなごみ、あるいはいろいろなエネルギーもそうですけれども、そういったものをリサイクルしていく、それが必要だということで、町としては環境共生ということで、温暖化対策、それから生物の多様性の確保、それとリサイクル、この 3 つを総合的に進めていきたいというふうに考えているところであります。

今は生活環境係で対応しているところでありますけれども、来年の機構改革で、エネルギーの関係、その辺については充実していく予定でございます。

また、町が音頭を取ってやっていくことも大事なんですけれども、やはり民間の皆さんとしっかりと連携していく、これが重要かと思います。そういう意味では、町の中にも大きくそういった CO₂ を排出する企業もございますので、そういった企業に積極的にアプローチしながら町全体として温暖化対策に取り組んでいきたいと思っております。

それから、やはり広報活動が少しされていないかなということがあります。カーボンニュートラル宣言をした後 4 か月くらいは広報で宣伝してきたわけなんですけれども、なか

議長

なか、それ以降、町全体として盛り上げに欠けるところもありますし、また一番大事なのは次の世代を担う子どもたちがしっかりとこのことを考えていく必要があると思いますので、学校教育も含めて町全体で取り組めるような、そういった周知、あるいはみんな考えていく機会を持っていきたいと思います。

ほかに……。——ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に第5号議案 令和5年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

次に原案に賛成討論はありませんか。

6番

浜田議員

原案を認定すべきという立場から討論いたします。

討論の趣旨は認定ですけれども、ある意味では条件つきということを率直に申し上げておかなければいけないと思います。

1つは先ほど指摘しましたような人事の件でありますけれども、町長、副町長の説明に関わらず、実際には50代で2人、全部で——過去2年間の話をしていますけども、50代で2人、それから30歳代40歳代で2人、それで20代が5人ということで、決して若い人たちが新しい進路を目指したとは到底言えないような中身があるということを1つはしてきてしておきたいと思います。ここで改めて答弁を求めるわけではありませんので、指摘事項です。

それから、もう一つは、決算の中で若干気になったのは、住民法人税が20%減っているというデータですね。過去にはそれよりも低い時期もありましたけれども、一方で、帝国データバンクや東京商工リサーチ等では十数か月連続で倒産増という中で、町が影響を受けていないのかということは非常に気になる点であります。

それで、その意味で、実はこれについても10年間にわたる過去のデータを所管課に求めました。何を求めたかということ、特に町が執行するいろんな事業費、特に土木、建築等の事業費が町外業者に偏っているのではないかとということを心配したわけですね。

町民法人税は、実は外形的な性格を持っていますから、事業がそのまま町に還元するわけではありませんけれども、恐らく、そうではなくて、一回県に納付されたものの一部が町に還元されるんだと思うんですね。その経緯を調べました。ただ、結果から言うと、実は町内業者が受注している比率は増加していたということで、これは安心したわけですね。

ただ、そうはいつでも、全体として減っているという現実には変わりありませんし、固定資産税についてもやっぱり伸び悩みというのが見られますので、今年度に入ってから次々と町長の下で新しい施策が打ち出されていますので、その中で町の経済的な強化

議長
4 番
坂本議員

をぜひ進めていただきたいということを求めて、賛成討論といたします。

ほかに討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。

令和2年度からの起債の償還により将来負担比率が29.4%と大きく下がってきており、評価いたします。

また、コロナ対応の事業、物価高騰対策の事業は、対象者に的確に実施され、効果的な事業となっております。

また、保育士サポート事業や紙おむつ回収、保育園給食費無償化、スクールバスの増便など、細かな政策ですけれども、子育て中の世帯にとっては必要なことで、これらが順調に進んでいっている現状を見て、評価いたします。

また、中高年の保健予防のフレイル教室が参加者多数で今年度は4会場に広がり、順調な歩みを見せております。この点は評価いたします。

ただ、防災の観点から1つお願いをしたいのは、外国人が人口の3%——290人おります。特に七久保・飯島区に多く住んでいますが、今年は防災訓練がなかったわけですが、能登とかに私が何度も通っている中で、やはり一番身近な近くにいる人たちの協力がないと命は救えないという状況でございます。

それで、災害が発生したときの対応について身近な自治会と踏み込んだ話をさせていただいて、通訳の問題や、それから避難場所への誘導など、早急に手順を話し合うべきだと思っておりますので、それをやっていただきたいと思います。

また、災害発生から3日間は町の水は大丈夫だと言っておりますけれども、そこに運んでいったりするのにも道路が使えないと駄目なわけで、やはり井戸水の利用という観点からして、七久保区は水質検査に補助金を出しておりますけれども、ほか3区の対応はできておりません。これは、長年、私に対応を求めてきておりますが、それが実行されておきませんので、それを考えていただきたいと思います。

それから、AEDの設置なんですけれども、いろんなところで、公共でも、それからセブンーイレブンのような、そういうところでも設置が広がっておりますけれども、それは上伊那広域の中で設置場所が多くなっていたり、消防署がそれに対応してオープンにしていますけれども、情報は幾らでも公開されたほうがいいわけで、町のホームページとか、そういう中にも、やはり防災という観点から、公共的な部分と、それから私的な部分のAEDの設置場所を公開していただきたいと思います。

以上、意見を付しましたが、賛成といたします。

議長
7 番
三浦議員

ほかに……。

それでは、令和5年度決算認定について、認定すべきものとして意見を付して賛成をしていきたいと思っております。

令和4年度から高齢者補聴器購入……。はい。一般会計です。高齢者補聴器助成事業が実施をされてきました。令和4年度では5件の申請があつて5人が適用となりました。

が、令和5年度は4件の申請に対して1件が適用という結果でございました。その理由としては、所得要件に当てはまらなかったという方が3人いたということでございました。

それで、所得要件というのは、世帯全てが町民税非課税だということで、この場合の世帯の判断基準は、住民票が別でも同居している世帯は同一世帯として判断するものというふうになっております。また、そのほかに町長の判断の余地も残っております。

そういう中ですので、今回は補聴器が必要だったので、非課税の要件に当てはまらなかった方もいたわけですが、物価高騰や家庭内の事情などから助成が必要な場合もあるのではないかと心配がされるところです。実情を確認して、ぜひ必要な支援ができる制度になるように検討を求めたいと思います。

それから、環境保全の取組についてですけれども、太陽光発電システム設置補助事業、また蓄電システム設置補助事業が令和5年度から——太陽光発電システムは見直しも行われまして始まりました。

太陽光発電については、令和4年では既存の住宅、新築を合わせて6基でしたが、令和5年度は制度の見直しもあって既存住宅では12基、新築では3基となっております。蓄電システム設置事業は令和5年度から始まりましたけれども、既存住宅14件、新築2件があったということです。

自然エネルギーの活用が進み、ゼロカーボンの取組にもつながっており、今後に期待をしたい取組であります。

環境保全という面では、今後はマイクロプラスチックによる環境汚染問題について対策を講じる必要があるというふうに感じております。

また、新たな外来植物の繁茂などが危惧されております。特定外来生物の駆除の進め方を構築する必要があるというふうに感じておりますので、ぜひ今後も環境保全に力を入れてほしいというふうに思っております。

令和5年度は、コロナ禍や物価高騰の中で、特に生活弱者に対する支援策がしっかり行われたというふうに感じております。医療機関や農業者、商工事業者にも支援が実施をされ、評価をするものです。

このようなことを申しまして、認定すべきものといいたします。

以上です。

ほかに……。

議 長
8 番
堀内議員

認定すべきものとして討論をさせていただきます。

今回、決算が終わった段階で経常収支比率のほうも74.3%ということで、一時、コロナ禍において、これがかなり下がってきたんじゃないかなっていうところはあったんですけども、令和5年度を経た上で、順調に推移しているのかなっていうところは非常に評価すべきことかなというふうに感じております。

また、決算書の中についても、不用額ってというのがそんなに特に大きいものっていうのは見当たらないっていうところも踏まえまして、職員の皆様は事業が確定したときの

		残についてしっかりほかのほうで対策をしているというような形で、しっかり事業運営ができていないかなというふうに評価をすべきところでございます。 また、令和5年度につきましては、光をそそぐ関連でもかなり多くの住民要望、また道路の工事などを含めてしっかり要望に応えた施策ができていないかなというふうに感じております。しっかり、そのあたりは住民の声を聞きながら政策をしていただければというふうに考えております。 また、太陽光発電施設につきましても、かなり既存住宅の人がつけるようになったということで、蓄電池も含めて取組をされているということを高く評価します。 しかし、住宅を新しく買う方よりも既存住宅の人のほうが太陽光発電施設を設置するのが多いというようなところがあったりとかっていうところだと、今回重点として上げているもの、推進する事業について、恐らく広報や周知はしていると思うんですけども、確実に届けたいところに届いていないのかなっていうところがちょっと危惧されるところではございますので、届けるのではなく、しっかり相手の必要なところに届くような広報の活動っていうのに今後は力を入れたほうがいいかなと思ひまして、ちょっと意見を付させていただきまして、賛成の立場といたします。
議	長	ほかにございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第5号議案 令和5年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 この採決は起立によって行います。 本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。(起立者着席) 起立全員です。したがって、第5号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。 次に第6号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。 討論はありませんか。
4番 坂本議員		賛成の立場で討論いたします。 国保会計は県の統一になったわけですがけれども、町は基金を持ちながら安定的な運営をしております。 そしてまた、保健予防の点でも細かなところに手を入れまして、予防にも力を入れていると思います。今後は、やはりがんと血圧系の病気なんかが増えておりますので、そういうところにも重点的な施策を講じていただきまして、安定的な運営に心がけていただきたいと言ひまして、賛成といたします。

議 長	ほかに討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第6号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 この採決は起立によって行います。 本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。(起立者着席) 起立全員です。したがって、第6号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。 次に第7号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。 討論はありませんか。
8 番 堀内議員	認定すべきものとして討論させていただきます。 後期高齢者医療保険につきましては、今回、医療費県下順位というところが前回の56位より62位ということで、かなり県内でも医療の給付が減っているということで、大変いい結果かなと思います。この結果については、今まで町で推進してきた健康診断がかなり高い推移で動いているという中で、その効果が、早期発見で治療ができていた中でこの給付費まで落ちたのかなっていうところがありますので、しっかり今後も続けていただけると、皆さんの健康につながってくる、また給付が減るということで、いいところかなというふうに考えます。 また、高齢者に対するハイリスクアプローチということで、かなり多重に投薬されている方っていうのがいる場合については、その対応をするというような形で、数多くきめ細かい手当、支援っていうのがかなりされているところも評価いたしまして、認定すべきものとして討論させていただきました。
議 長	ほかに討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第7号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 この採決は起立によって行います。 本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。(起立者着席)

4 番
坂本議員

起立全員です。したがって、第7号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に第8号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。

介護に係る認定数が思っていたよりも安定的に500人前後で推移しておりまして、また介護の重症度、介護度の高い方たちもそう増えている状況ではなく、安定的な運営ができています。

また、そういったことは、町の保健予防に対して、運動とか、そういう機能に対して中年のときから力を入れている効果がここに表れてきている結果だと思いますが、今後、2027年っていうことで増えていく可能性がありますので、それにとっても介護の出現率が低くなれるような形の保健予防をしていただき、認知症に対応してそういう部分も気をつけていただいてやっていただければと思います。

賛成といたします。

議 長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第8号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長

お座りください。(起立者着席)

起立全員です。したがって、第8号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に第9号議案 令和5年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

6 番
浜田議員

この決算を認定する立場で討論いたします。

なかなか厳しい水道事業環境ではありますけれども、中川村への給水、あるいはその価格の引下げ等、苦しい中での努力が認められるという意味で、この決算は適正であるというふうに考えます。

その一方、この事業は公営企業法に定められた事業でありますので、場合によっては収益的な事業も展開することが可能だというふうに考えております。

それで、先ほど町長が申されましたような自然エネルギーの活用の中でもある役割を

議 長	果たせるのではないかとということも希望いたしまして、賛成といたします。
	ほかに討論はありませんか。
議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	討論なしと認めます。
議 長	これで討論を終わります。
	これから第9号議案 令和5年度飯島町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。
議 長	この採決は起立によって行います。
	本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。
議 長	〔賛成者起立〕
	お座りください。（起立者着席）
議 長	起立全員です。したがって、第9号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。
	次に第10号議案 令和5年度飯島町下水道事業会計決算認定について討論を行います。
6 番 浜田議員	討論はありませんか。
	この決算を認定する立場で討論いたします。
議 長	下水道事業も大きな負担をしょっている事業でありますけれども、移動脱水車の更新等、着実な対策を施しているというところを評価したいと思います。
	それから、先ほど申しましたように、こちらの事業自身も、やはり収益に結びつけられる可能性があるかと私自身は考えておりますので、そのあたりの研究を今後進めることも求めて、賛成といたします。
議 長	ほかに討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。
	これで討論を終わります。
議 長	これから第10号議案 令和5年度飯島町下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。
	この採決は起立によって行います。
議 長	本案を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。
	〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。（起立者着席）
	起立全員です。したがって、第10号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。
議 長	ここで暫時休憩といたします。
休 憩	午前9時52分

再 開	午前9時52分
議 長	会議を再開いたします。
議 長	日程第 8 第 11 号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第3号） 日程第 9 第 12 号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 日程第 10 第 13 号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 日程第 11 第 14 号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号） 日程第 12 第 15 号議案 令和6年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号） 日程第 13 第 16 号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号） 以上、第 11 号議案から第 16 号議案までの令和6年度補正予算6議案を一括議題といたします。 それでは本6議案について一括して質疑を行います。 質疑はありませんか。
6 番 浜田議員	この補正予算を見ていて非常に特徴的だったのが、各課に支障木、危険木の伐採事業が盛られていて、それが少なからぬ金額になっていたということでもあります。 それで、所管課にお尋ねしたところ、他の市町村で起こった事故に鑑みて一斉に調査をした結果であるということだったので、そういう意味では非常に積極的な措置がなされたのかなというふうに思っております。 ただ、その一方、それぞれの事業が課それぞれのやり方で行われたんじゃないかという意味では、司令塔がなかったという印象もあります。それによって合理化できる部分もあるし、また逆にそうではない部分もあるのかもしれませんが、実は、これは町が管理する施設等に関するものではありませんけれども、それ以外に、町内のいわゆる薪炭林っていいですか、平地林も、最近はかなりいろんな問題を起こしています。倒木で飯田線を止めたり、これは辰野でも起こったみたいですけども、あるいは停電が深夜に起こったりとか。 それで、竹林の場合には一定の補助が約束されましたけれども、現実には、高齢化している中では、町の施設に限らず、もう少し町内全体の森林に対する整備というものを研究する必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、1つは、町の事業に関してももう少し司令塔を持った一貫した取組を行えないかという点と、それから、竹林に限らず、なかなか手の行き届かなくなっている町の平地林に対しての対策がないかと、このあたりのお考えがあればお尋ねしたいと思います。
町 長	町の公共施設の支障木については、5月25日の日に中野市で起こりましたバラ園の倒木事故、土曜日だったんですけども、これを受けまして、翌週5月27日の課長会で指示を行いました。各公共施設の支障木や、あるいは倒木の危険のある木の全踏調査をしてほしいということで指示を出しまして、その結果によりまして今回補正が出てきたと

ころであります。

特に、公共施設等につきましてはアスファルトで根元が覆われた樹木が多いもんですから、根がしっかりと張れないということで、一見、健全に見えても倒木の可能性があるということで、今回は多くの樹木の伐採ということになりましたけれども、確かに、御指摘のあるように、全体として統一して事業をしていくかつていうところでは少し欠けた面がありますので、今後、予算をお認めいただいた段階で、町全体で調整を図ってまいりたいと思います。

それから、町内全域にわたります支障木については、私も多くの町民の皆さんのところを回ら中でいろんな御意見をいただきました。

特に保安林ですね。それぞれの地区には大きな河川がありますけれども、その保安林、これが非常に伸びてきて、電線に接触しているのはもちろんですけども、家屋にまで被害を及ぼしているというようなことで、多くの要望をいただいたところであります。そういった要望は、今後、地区ごとに取りまとめながら、どのように対応していったらいいかっていうところを研究してまいりたいと思います。これは、もう近々にやらなければいけない緊急な問題だと思いますので、対応してまいりたいと思います。

それから、町全体の森林整備につきましても、今回は主伐、再造林を少し補正で増額させていただきましたけれども、やはり、今予定しているところ、これをモデルにして、町内全体に広げながら、町全体の森林の整備をしていきたいと思っています。

特に樹木、山が本当に高齢化しております。人も高齢化しておりますけれども、山も高齢化しております。これを若返らせないと、将来にわたって、やっぱり安全な山として残していけない、この景観が守られないということもありますので、町全体として主伐、再造林を積極的に進めながら山の若返りを図っていきたいと考えております。

6 番

浜田議員

今、町長のほうから御説明のあった主伐、再造林の計画なんですけれども、これには議会の中からかなりの疑問が出ています。つまり、再造林に関わるコスト、予想される販売価格等を考えた場合に、生涯、全体の事業費を見た場合に本当にこれが合理的なんだろうかと、そうではなくて、採算性がなくても例えば広葉樹に変えてしまったほうが合理的なんではないかと、そんなようなことも言われています。

そういう意味で、本当にこれがトータルに、要するに、森林っていうのは非常に長い200年300年の事業なわけですけども、生涯にわたった採算性を見た事業なのかどうかについて疑問の声が出ていますけども、このあたりはどうお考えなのかお尋ねしたいと思います。

町 長

今回補正させていただいたところは、非常に森林環境もよくて、材も優良な材が取れるということでありますので、採算的には——数字もこちらに持っておりますけれども、その収益からして採算が取れる事業ではないかと思っています。

議員の御指摘のとおり、場所によっては、やはり、こういったヒノキや杉ではなくて、自然林に戻したり、あるいは広葉樹を植えたりというところが必要になってくるかと思っています。

4 番
坂本議員

全体としては、県も主伐、再造林への切替えを行ったばかりですので、これから研究していく部分は非常に多いかと思います。

採算が取れるかっていう御指摘でありますけれども、今、町民の森をはじめとして、この周辺にあるヒノキですけれども、これは、今から 100 年くらい前、小林音吉さんっていう方が各入会地を 142 ヘクタールほど集めて立派な森林整備を行ってきたところがあります。

やはり森林っていうのは長い目で見ていかなないとなかなか難しいところがあります。単年度で精算していくと赤字になる場合もありますけれども、長い目で見て、やはり森林を守っていくということが必要かと思っておりますので、その点も踏まえまして、これがモデル地区ですので、これをしっかりと検証しながら将来に向けて山を若返らせていきたいと思っております。

町 長

関連で質問いたします。

今年に入って、長野県内どこでも熊の出没がすごいわけですがけれども、やはり、植林、人工林を、長い年月、日本全国どこでも植えてきた結果もあると思っております。

特に飯島町の町有林はほとんどを人工林が占めていまして、それで、なおかつ里山に対しての——田んぼから山に入る部分が明るい森にはなっていないくて、みんなちょっと手入れが行き届いていないところがあります。

そういうために、熊もまた食べる物が無いということで里に出てきて、里で果物を食べたりとかしている場合がありますので、ぜひ、山の今度再構築するという中では、野生生物にとっても山で生きていかれるような状況の山の姿にしていっていただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

山を総体的に考えてという、生物の多様性も考えてということでもあります。

自分が役場に入って山に関わったときに、戦後から始まった植林だったんですがけれども、高遠原の上に剣形という山がありますけれども、そちらで昭和の後半から平成になるまでカラマツの植林がされていたんですね。この山のてっぺんまでこういった植林をする必要があるのかとその当時も疑問を持ったところでもあります。

やはり、飯島の山全体を考えながら、どこに何を植えていくか、どこにどのような自然林を守っていくか、そういった、やっぱり森林整備計画——今もありますけれども、その中できちんと位置づけながら、山全体を若返らせたり、あるいはきちんとした自然林を残したりと、そういったことをやっていきたいと思っております。

特に、もう戦後は、こちらに見える南駒ヶ岳の直下の仙涯嶺の本当に頂上くらいまで、みんな木を切り出してきたところで、自然林が少なくなっているっていうのはあります。

そういった歴史もありますけれども、これからは、将来を見据えましてきちんとした森林整備計画に基づく山づくりをしていきたいと考えております。

議 長

ほかに……。

11 番

吉川議員

9月10日に総務産業委員会のほうの調査で地域創造課から観光地の千人塚と与田切の関係の利用者数の表を出していただきました。

それで、これを見ますと、与田切については指定管理者がシルバー人材センター、アイネット、それから伊那リゾートに替わってきた、それから千人塚については紡縁社という形になっておるわけであります。

この数字を見ますと、与田切については令和元年度からかなり利用者数は増えております。今後、新しい計画もあるようでありますが、さらに利用者を求めるものであります。

千人塚につきましても整備がされてはきておりますが、この数字を見ますと、コロナの関係もあったでしょうけども、令和4年度については5万人から一気に令和5年度が3万5,000人と減ってきておるわけであります。今後整備をされているいろいろ増えてくるのを期待するわけですが、ここら辺を町長はどのように分析をしておるか、今後の期待も含めてお願いしたいと思います。

町 長

千人塚につきましては、紡縁社を中心に新しい取組がされております。先週もサップ大会が開かれまして、多くの皆さんが湖上でサップを楽しまれていました。

全体的に見ますと、昔はスケート場がありまして、平成4年まではスケート場があつてにぎわいをつくってきたところでありますけれども、それ以降はなかなか観光地としての整備ができなかったわけですが、ここ数年は、施設のにも整備させていただきましたし、また紡縁社もしっかりとその施設を使いながらいろいろな取組をしているということで、増えてきていると思います。

全体的にマレットゴルフの人口が減っているっていうのも一つの要因かと思います。整備はきちんとマレットゴルフクラブでしていただいているんですけども、やはり高齢化に伴ってマレットゴルフ人口が減っているということがありますので、そういった点では少し減っていると思います。

ですが、これから、いろいろな周遊コースの整備ですとか、与田切公園、あるいは坊主平等々の整備も始まってまいりますので、そういったところとの連携の中で利用者は広がっていくと思いますし、今年は新たな取組として中学生のサマーピクニックということで、いろいろな新しい事業も展開しておりますので、子どもさんたちの利用も増えていくと思いますので、今後、利用者は増加していくということで考えております。

11 番

吉川議員

ありがとうございます。

いずれにしても、地域内も大事ですけど、地域外の方々へのPRも含めて、整備も含めて、これから期待をして、PRをぜひともお願いしたいと思います。

議 長

お答えはいいですか。

11 番

吉川議員

大丈夫です。

議 長

ほかに……。

6 番

浜田議員

今回の聞き取りと並行して、議会ではまちびと政策プランナー会議というのを9月議会中にも行いました。

それで、久保島議長が主催しておられるわけですが、今年度は中学生の参加者が非常に多くて、その中で、学校の教材等に対する不満といいますか、意見がかなり噴き出してきました。具体的には、バドミントンのラケットが半分壊れて使い物にならないと、それで補修しながら使っていると、順番待ちをしているというような話ですね。物を大事にするというのも大事かもしれませんが、それだけではないんじゃないかと。

それから、もう一つ私がショックを受けたのは、理解の教材が実は使い物にならないような状態になっている。それで、子どもたちが図面まで書いて私に説明してくれたんですけど、ちょっと化学薬品等の知識がなかったんで詳しくは分からなかったんですけども。

本当は水槽の中に、何だろうな、恐らく何か壁の材料を入れるんですね、逆浸透膜かなんかはよく分かりませんが、それが無いのでビニール袋で代用してやっていて、それと同じ問題かどうかは分かりませんが、その結果が教科書に出ているような内容ではないものですから、うまくいっているビデオを見て、それで中身を理解するという、何か二度手間みたいなことをやっている、そんな話も聞きました。

それで、これは直接の聞き取りですので、私どもが現場を確認したわけではありません。ただ、いずれにしても、複数、かなりの多くの中学生が同じようなことを言っていたので、実態を調査して、せつかくの、少子化、子育てだと言われている時代ですので、少なくとも子どもたちにそういった思いをさせないような施策が必要だと思いますけれども、どのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

教 育 長

中学の備品関係についてのお話かと思います。

備品については、中学校内で優先順位をつけていただき、教育委員会に上げていただき予算づけをしていっているということになるのかなというふうに思います。

御存じのように、正直、湯水のごとく予算があるわけではありませんので、その中で全てが予算づけできるわけではないというところはあるかなと思っていますが、緊急のもの、それから安全に関わるものについては、中学、小学校からも遠慮なく言っていただき、教育委員会の事務局職員が本当に小まめに関係づくりをしていただいて、遠慮なく言ってきていただくという実情があります。

まず1点目のバドミントンのラケットについてですが、中学に問合せをさせていただきました。このお話が何年前の話なのかちょっと分かんないところがありますが、現状において、ガットの切れたものも確かにあるんですけども、授業において支障があるということは全くないというお答えでありました。

それから実験の話であります。これも何年生の子どもたちが言っているのかはちょっと分からないんですけども、多分中学1年生のときの実験になるんだと思います。それで、多分2年前くらいのお話なのかなというふうに思っています。

それで、実験結果は、今御指摘の実験については、いわゆる教材、授業をやっている中のメインの実験ではなくて、何と補充実験としてやった実験であるっていうふうに思われます。それで、それに対応した道具については、理科振興の関係で機材については準備したところでありますけれども、今御指摘の実験については予備の実験であって、それで、それを補うために動画で見たっていうことみたいです。

それから、今の理科の先生方にお伺いしますと、現状でどうしても実験器具に困る実情はない、現状のもので非常に十分やっていただいているありがたいというお話を伺ったところであります。

確かに、きっと2年前には、もしかすると不十分なものもあったのかもしれませんが、その後のところで改善しているっていうところもありますし、それから、いわゆるメインの実験ではなくて補充実験であったというお話でありました。

6 番

浜田議員

もう既に問題は解決している、あるいは補充実験だからという話なんですけども、そういうもんじゃないと私は思うんですね。

子どもたちっていうのは、やっぱり現実に対して非常にいい感度を持っていますので、例えば、今はインターネットで例えば星空のすごい映像なんかを見られますけども、そうじゃなくて、手作りのような小さい望遠鏡で木星の周りをガリレオ衛星が回っているとかいうのを実際に見るといふことの刺激っていうのは桁違いに大きいわけですね。

ですから、まず、補充実験であるかどうかということは、ちょっと私は納得しかねるということと、2年前にしても、やはり先生方の中に、そういう意味で控えめなといいますか、すごく遠慮しがちな現実があったんだとすれば、やはり町としてはもっとこういった枠を取り払うぐらい積極的な予算づけを現場に提案していくべきではないかというふうに思うわけです。

そういう意味で、予算についての権限を持っている町長としてはどういうふうにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

町 長

この間、私も学校を訪問させていただいて、学童クラブはもちろんですけれども、学校のいろいろなところを見させていただいております。施設のにも、学校の雨漏りですか、そういったところもつぶさに見させていただいております。

やはり現場に行ってしっかりと見るということが大事かと思っておりますので、そういった機会をたくさん持ちながら、現場の先生たちとしっかりと意見交換をして、子どもの皆さんが授業をきちんと受けられるような、そんな体制を取っていきたいと思います。

教 育 長

今御指摘でありますけれども、教育委員会の職員も頻繁に学校を訪れていて、情報を収集している状況でありますし、学校現場が私たちにこれがついていう遠慮をして言っていないというようなことは、私はないと思っています。

議 長

ほかに……。

4 番

坂本議員

文化館についてなんですけれども、今回の補正でも168万円という金額で修繕費用が上がってきておりますが、文化館そのものも30年以上が経過しまして、現場の話を聞き

ますと、やっぱりスイッチとか冷房関係、大ホールの裏の部分とか、昨年度もたしか補正があったと思います。

そういう中で、コロナも終わりました、文化館全体はちょっとコロナの中で利用者が減っているという中で、今後また文化館全体、図書館といったあの建物全体をもう少し活性化させる、手を入れて活性化させていくのかどうかということと、一時は指定管理者に任せるという話も出てきていて、それが否決された経過もあるんですけども、ここへ来て、やっぱり人口構成の部分、高齢化が進んできているという観点と、あとは文化館を利用する人たちがどういう目的で利用するのかという総合的な観点の中で、図書館の利用者の問題もありますので、やはりどういうふうに活用して、どういう方向でもってやっていくか、文化の中心の文化館でありますので、人が来てくれば話にならないわけで、そういう点は今後の活用についてどのように考えているかお聞かせいただければと思います。

教 育 長 文化館に関わる施設の老朽化といいますか、修理箇所が非常に増えてきているところでは確かにあるかなと思っています。

今後の文化館、それから図書館等に関わっては、町長の公約にもありますが、町民の皆さんがあそこを中心にして、より集まるような、そんな施設というか、場所としてどのように展開していったらいいかというのを今後検討していくことを考えています。

その中で、じゃあ図書館はどういう在り方がいいのか、文化館はどういう在り方がいいのかということも含めて総合的に検討していければいいかなというふうに今は思っているところであります。

副 町 長 建物の関係でございますけども、建ってから 30 年たっております。それで、今の長寿命化計画だとか、そういうものの中に一応計画はございますが、やっぱり 30 年たってまいりますと、それ以上に、ちょっと予想を超えていろいろな不具合が出ているというのが実情だというふうに思っております。

予算の査定をやるたびにいろいろ出てくるというふうに私も理解しておりまして、文化的な中心ということになりますので、教育委員会でも今そこをちょっと見直す関係をしなきゃいけないなと頭の中で考えておるようでございますので、長寿命化計画と併せまして補修・補充の計画が要となれば、そこも含めてこれから検討してまいりたいというふうに思っております。

7 番

三浦議員 文化館ですけども、お話を聞いておりますと、特に電気関係ですね、先ほど坂本議員も言われましたけど、スイッチの問題とか、そういうところの不具合があるということで、漏電とか、そういう心配も今後はされていくのかなというふうなことも感じますので、ぜひ、その辺は全体的に、やっぱり万が一のことを考えて対応されたほうがいいかなと思うんですけど、いかがでしょう。

副 町 長 いろいろイベントをやりますとエアコンが効かなかったり効いたりということもございまして、そういうことも聞いておりますので、電気関係は教育委員会の担当のほうで気をつけて結構見ているようでございまして、いろいろなところで不具合があれば緊

急なものは直すというふうになっておりますけども、先ほど申しましたように全体的に老朽化をしておりますので、電気関係も含めて、そこら辺のところは点検をしながらやってまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議 長

ほかに……。

5 番

宮協議員

ちょっと確認しますけれども、定住促進事業でございますが、昨年度もいろいろ問題がありまして紛糾した経緯があるわけですがけれども、今年度、飯島町に光をそそぐの関係で、これが最後ということを希望するわけですがけれども、考えとして、これが最後というふうに言えるかどうか、御確認します。

副 町 長

今年が3年目で、要綱的にはここでおしまいということに、皆さんの御承認をいただかなければ次はないというふうに思っておりますけども、実際の検証を、3年分をこれからやる——3年分っていうか、2年半くらいになるんですけども、実施計画の中でやっていくことになると思います。

ただ、町民の関係の使われた方から、これから使う予定の方のお話を聞いてみますと、結構使っていらっしゃる方はいらっしゃるのかなというふうに思っておりますし、要望されている方もいらっしゃいます。

移住・定住の促進という観点からいきますと、今の新築なんかの200万円については、移住策としてはなからの線を来ているかなというふうに私は思っております。

ただし、リフォームの関係につきましては、ちょっと見直していかなければならんかなと思っております、この辺を含めまして、既に実施計画のあれは始まっておりますけども、その中で担当課と協議をしながら次年度に向けた計画を立てなければというふうに思っております。

ですので、ここで、じゃあ次は何もないよっていう話はちょっとできませんけども、検証をして、その中でやっていきたいというふうに思っております。

今年度の予算は、この間、提案を申しましたように、提案したとおりでございますけども、次年度以降につきましては、検証した中で、しっかりと見極めをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ほかに……。

8 番

堀内議員

41 ページにある5131の委託料の不動産鑑定評価ということで、これが本郷の教員住宅の取壊しなのか売却なのかっていうところの関連するものであるというふうにお聞きをさせていただきました。

決算認定の中でも、教員住宅っていうのは数多くある中で、住まわれている——利用されている方が半分ぐらいっていうことで、使用率はかなり悪い中で賃借料も払っているということで、ちょっと損が多いのかなというところもあります。

それで、教員については、もうそこに住むよりも一般の住宅に住んだほうがいいのかという話にもなっているので、もう教員が使うっていうのはなかなか難しい中で、やっぱりこれの利用推進をしっかりとしていくのか、もう古いところについては壊して返却したほ

うが賃借料も減るっていう観点もあるのと、取壊しをして新しい宅地として売価 y 句をするっていう処分もできるかと思いますので、しっかりそのあたりの方向性を見極めていっていただければと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

副 町 長 議員の御指摘のとおりでございます、借地の関係で借りているところは、もうかなり老朽化して現代に合わないところが結構ございます。そこにつきましては、一応、壊って更地にしてお返しをしようかなというふうに考えております。

 また、町の持っているもの、それから、この不動産鑑定で今出ているようなものは、地主さんもおられまして、建物と土地とセットでもうお返し願いたいみたいなことがございましてここに予算を盛ってあるわけでございますけども、専門家に見ていただいて、リフォームをかければほかに売れるような町の持っている部分もございますので、そういうものはちょっと両面で考えてやっていきたいと思いますし、老朽化したものにつきましては、もう除却をしていくと、それで、借地についてはできるだけお返しをしていくような方向で考えております。

議 長 ほかに……。

9 番
星野議員 同じページで 41 ページなんですが、地域おこし協力隊に対して伴走支援業務っていうのがありまして、この内容を聞きましたところ、やっぱり 3 年たった地域おこしの職員の皆さんに定住をしていただくように働きかける支援だということをお聞きしましたけれど、その点、続けていけるのかどうかっていうことをお聞きします。

副 町 長 伴走支援、今までの地域おこし協力隊は、伴走支援がなくて、担当課で 1 か月に 1 遍ぐらいヒアリングをしながらやってまいりました。それではやっぱり足りないものがあるだろうということで、今年度からは、やはり来ていただける方にできるだけ長くここに住んでいただくため、ここに定着していただくため、定着支援のサポートが地域おこし協力隊をやっているうちから必要だろうというふうに考えました。

 それで、企画で盛ってあります町おこしの関係につきましても、あの中にサポートが入っております。

 それで、今回、教育委員会におられる地域おこし協力隊につきましても定着を多分望んでおられることもございまして、そこを支援していくことが必要だろうということで予算づけをさせていただいたという経過がございますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかに……。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

 これで質疑を終わります。

 これから議案ごとに討論、採決を行います。

 初めに第 11 号議案 令和 6 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。

 初めに原案に反対討論はありませんか。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長
10 番
片桐議員

次に賛成討論はありますか。

賛成の立場から討論をさせていただきます。

全体にきめ細やかな、適正な箇所に補正をされているかなというところであります。

ただ、先ほどもありましたけれども、今回でいくと、支障木伐採の件、課を横断した部分という話があります。今後も、広い意味でいろんなところを適正に管理していくというところでは、縦割りではなく、横断的な管理が必要になろうかと思いますので、その辺に、今後、期待をしまして、賛成の討論とさせていただきます。

議長
6 番
浜田議員

ほかに……。

この予算に賛成する立場から討論いたします。

支障木の件については、非常にきめ細かく考えたということで理解いたしました。

それから、教育の現場についても、町長、それから教育長から、力強い、既に十分やっておるという話であったので、それも納得いたしました。

1 つだけ懸念しているのは、町有林の造林ですね。これは、県のほうからもいろんな支援があるんだろうというふうに思いますが、そもそも長野県自身が林業では大失敗している県であります。全国で 3 番目の人工林——北海道、岩手県に次ぐ人工林の規模を持ちながら、木材の産出ではもう下から何番目という、それで、しかも、その結果、バイオマス発電も大失敗に終わると、こういう県でありますので、県の施策に従うということについては十分な注意をいただきたいということです。

それから、そもそも今回の町有林整備事業は、どう見ても収益性、あるいは、この展開を見ても飯島町の今後のモデルにはなり得ない事業だというふうに思っておりますので、今後の展開については、そのあたり、町内に専門家もいらっしゃるわけですが、大学教授で。そのあたりの御意見も聞きながら十分に注意深く進めていただきたいということを求めて、賛成といたします。

議長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 11 号議案 令和 6 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

次に第 12 号議案 令和 6 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありますか。

議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
		次に原案に賛成討論はありませんか。
議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
		討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから第 12 号議案 令和 6 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決いたします。
		お諮りいたします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議	長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
		異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。
		次に第 13 号議案 令和 6 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。
		初めに原案に反対討論はありませんか。
議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
		次に原案に賛成討論はありませんか。
議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
		討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから第 13 号議案 令和 6 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。
		お諮りいたします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議	長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
		異議なしと認めます。したがって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。
		次に第 14 号議案 令和 6 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。
		初めに原案に反対討論はありませんか。
議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
		次に原案に賛成討論はありませんか。
議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
		討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから第 14 号議案 令和 6 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。
		お諮りいたします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議	長	異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。
		次に第 15 号議案 令和 6 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。
		初めに原案に反対討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に原案に賛成討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから第 15 号議案 令和 6 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。
		お諮りいたします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。
		次に第 16 号議案 令和 6 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。
		初めに原案に反対討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に原案に賛成討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから第 16 号議案 令和 6 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。
		お諮りいたします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。
		ここで休憩といたします。再開時刻を 10 時 50 分といたします。休憩。
休	憩	午前 10 時 34 分
再	開	午前 10 時 50 分
議	長	休憩を解き会議を再開いたします。
議	長	日程第 14 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。
		去る 9 月 2 日の本会議におきまして社会文教委員会へ審査を付託いたしました案件 1

		件について、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。 各請願、陳情等の審議につきましては、委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、討論、採決を行います。 これから委員長報告を求めます。 星野社会文教委員長。 〔星野社会文教委員長登壇〕
社会文教委員長		それでは陳情審査について御報告いたします。 9月10日、委員会を開催し、6陳情第6号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書、参考人として長野県労医療労働組合連合会書記次長伊壺一輝氏をお招きし、質疑を行いました。 問いとして「ベースアップを国に要求することで患者さん、利用者に負担はかからないのか」、答えとして「国の支援策で賃金を上げれば、患者さんや利用者にはかからない」、問いとして「公費で賃上げをするのに考えはあるのか」、答えとして「コロナのときのように補助金で出してほしい」。 討論に入りまして、医療関係者の処遇改善は望むが、このままだと単発で終わる可能性もある、また患者、利用者の負担となりがねないので趣旨採択にしてはどうかということで、当委員会で採決したところ、趣旨採択に賛成が4名でした。
議 長		以上です。 これから委員長の報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 星野委員長、自席にお戻りください。 〔星野社会文教委員長降壇〕
議 長		以上で請願、陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから討論、採決を行います。 6陳情第6号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について討論を行います。 本陳情についての委員会審査報告は趣旨採択です。 つきましては、今後の議事の進め方につきまして事務局長に説明をさせます。
事務局長	審議方法説明	
議 長		説明がありました。 お諮りいたします。 今後の議事運営については事務局長の説明のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	異議なしと認めます。 それでは討論を始めます。 初めに原案を採択することに賛成の方の討論はありませんか。
1 番 伊藤議員	陳情書に対する内容は何も問題にすることがありませんので、このとおりの採択を私は求めます。
議 長	次に原案を採択すること及び原案を趣旨採択することに反対の討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案を趣旨採択することに賛成の方の討論はありませんか。 原案に賛成の方。（「趣旨採択に賛成ですね」と呼ぶ者あり）違います、違います。 もう一度、原案に賛成の方です。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長 4 番 坂本議員	次に原案を趣旨採択することに賛成の方の御意見はありますか。 原案に対して趣旨採択に賛成の意見をします。 これは、非常に言っていることはよく分かる、この意見書は分かるんですけども、 総体的な中で、医療者と、それから介護者と、こういうふうに関方の立ち位置で言っ ておきまして、もう少し明確な形の中で意見書を上げたほうがいいかと思いましたが、 趣旨採択ということに賛成いたします。
議 長	それでは、再び原案を採択することに賛成の方の討論ありますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案を採択すること及び原案を趣旨採択することに反対の方の討論はありますか。 〔「何て言いましたか」と呼ぶ者あり〕再び原案を採択することに賛成の討論ありますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案を趣旨採択することに賛成の方の討論はありますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから 6 陳情第 6 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア 労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について採決いたします。 この採決を起立によって行います。 初めに本陳情を趣旨採択することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。（起立者着席） 起立多数です。したがって、6 陳情第 6 号は趣旨採択することに決定いたしました。
議 長	日程第 15 議員派遣についてを議題といたします。 お諮りいたします。

		会議規則第 124 条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件につきましては別紙のとおり議員派遣することに決定いたしました。
議	長	日程第 16 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。 会議規則第 72 条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。 お諮りいたします。 申出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長の申出のとおり継続調査といたします。 ここで暫時休憩といたします。
休	憩	午前 10 時 59 分
再	開	午前 11 時 01 分
議	長	会議を再開します。 ただいまお手元へお配りしたとおり、坂本紀子議員から議案が提出されました。 お諮りいたします。 本案を日程に追加し、追加日程第 1 として議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案 1 件を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。 追加日程第 1 発議第 13 号 医療・介護労働者の賃上げ支援の拡充を求める意見書を議題といたします。 事務局長の議案を朗読させます。
事務局長		議案朗読
議	長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 4 番 坂本紀子議員。 〔坂本議員登壇〕
4 番		
坂本議員		それでは医療・介護労働者の賃上げ支援の拡充を求める意見書の趣旨説明をいたします。 政府は、今年、診療報酬、介護報酬、障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した新設の

ベースアップ評価料や加算の盛り込みをしました。このベースアップ評価料は、初診・再診料、入院基本料等の引上げをし、その分を医療労働者の基本給に回すというもので、その分は税額控除ができるという内容のものになっております。

しかし、医療機関に対しての法的拘束力はなく、ベースアップ評価料を算定するかどうかということは経営者の任されております。

また、アップした分の1割は患者さんの負担増となるもので、そのために経営者はためらっているところもあります。

この制度の問題は、病院内勤務の職種により、つまり事務職と医者、それから看護師と異なった賃上げとなり、同じ職種、つまり事務職が、病院の中はいいんですけど、もう少し経営規模の小さいところに行ったら下がるという、非常にちょっと複雑な感じになっております。つまり、外来と入院の患者数に左右され、賃上げ対象者に十分な額を確保できるかどうかを経営側にとっては分かりにくい制度になっております。

医療労働者の賃上げ実現が継続して、または新しくできた制度が継続して行われるかどうかが不透明ということになっております。

それで、もう一つの介護現場に係る加算も、以前は3種類に分かれていまして、それを1つの加算という形態にしましたが、この内容も非常に専門的な知識がないと分かりにくい制度になっております。

これを一本化し、政府は介護労働者の賃上げをすることとしております。

しかし、これも調べましたが、制度変更が分かりにくい、また小規模事業者は人手が取れず対応ができない事業所もあり、抜本的な改善となっております。

現在の医療・介護現場では、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金であることから退職者が増加し、新しく職に就く人たちが減少するという事態が全国各地で起こっております。

記以下2点において国に意見書を提出いたしますので、多くの議員の賛同をお願いしたいと思います。

議長　これから提案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

〔坂本議員降壇〕

議長　これから討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

1 番

伊藤議員

議長

原案に反対の立場から討論——趣旨採択に反対の立場から……

趣旨採択じゃありません。意見書です。

1 番 伊藤議員	あ、意見書です。すみません。間違えました。 それに対する反対の立場で討論します。 この意見書はどこがどう変わっているのか、よくぱっと見て分からないということと、この問題は、確かに、今、現場において医療費の下がっていることは現実にあります。それで潰れていく事業所もあることは承知しております。それで、このままで行けば、もう医療——医療っていうか、介護関係は崩壊するぐらいの考えで私もおります。 でも、もう、もともと介護とか医療現場の賃金が8万円、一般企業に比べて低い、そもそもそこが問題であって——それで、最初の意見書のほうに記として「医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。」、この中に全て含まれているので、反対とします。
議 長 8 番 堀内議員	次に原案に賛成討論はありませんか。 賛成の立場から討論をさせていただきます。 昨今の流れとして、医療業界においては、処遇改善っていうのはかなり多く盛られてきていて、賃金格差を是正する動きがかなり見られている中ではあるんですけども、加算の項目っていうのはかなり煩雑化しており、業種によっては様々あり、自分にとってこれがメリットなのかデメリットなのかっていうのがジャッジできていない事業所っていうのは数多くあるのかなというふうに見受けられております。 その中で、こういう制度においてしっかり賃金を上げるという施策を効率的に実行していく中では抜本的な仕組みの改良を求めるっていうのが必要かなというふうに考えております。 また、それにより賃金上がることにより、職員がやりがいを持ってやれることによって職場の労働人口が維持できる、増えていくということにつながりますので、それが直結して住民につながってくるというふうに考えますので、この意見書については賛成の立場で討論をさせていただきました。
議 長	ほかに討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから発議第13号 医療・介護労働者の賃上げ支援の拡充を求める意見書を採決いたします。 この採決は起立によって行います。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。（起立者着席） 起立多数です。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

9月議会定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る9月2日から本日まで12日間の会期をもって開催されました9月議会定例会ですが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただきまして上程いたしました案件の全てを原案のとおり議決、承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

特に、今議会は、決算議会として令和5年度の各会計決算に対する審議とともに、令和6年度予算の補正案件など重要案件を審議いただきました。議案審議並びに一般質問などを通じていただきました御意見や御提案等につきましては、真摯に受け止め、今後の行財政運営に慎重かつ全力で取り組んでまいる所存でございます。

また、今議会では、大変お忙しい中、本多代表監査委員さんに御出席をいただきました。令和5年度の各会計決算審査並びに財政健全化審査等の結果につきまして御報告をいただき、誠にありがとうございました。

さて、9月に入っても残暑がまだまだ厳しく、日中の気温が30度近くになる日が続いております。それでも朝晩は涼しくなってきた、過ごしやすくなってきました。

町内の水田では稲刈りが順調に進み、また秋の味覚であります果樹類の収穫も始まっていますところでございます。

こうした中で、各地で熊が出没し、また人的被害も相次いでおります。9月9日には上伊那地方を含む県下5地区に熊出没警報が発令されました。町では、翌10日に対策会議を行いまして対策を取っているところでございます。10月14日までの間、町民の皆様の安全確保に努めてまいりたいと思います。

一方、また明日からは飯島地区での秋祭りを皮切りに各地区で毎週のように花火が揚げ、また小学校や保育園の運動会も計画され、いよいよ飯島町の秋を感じる季節となりました。

10月になりますといいちゃん産業祭りやいいちゃん文化祭、またいいちゃんウォーク、イルミネーションの点灯など、また11月には米俵マラソンなどのイベントが予定されています。これらのイベントを通じまして地域での秋を楽しんでいただければと思うところでございます。

さて、国の動きに目を向けますと、令和6年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」、いわゆる骨太の方針が閣議決定されたところでございます。

岸田内閣は、これまで、新しい資本主義を掲げ、成長と分配の好循環及び賃金と物価の好循環の実現に向け適切なマクロ経済運営を行うとともに、官民連携により賃上げや社会課題の解決を成長につなげる投資の促進に向けた取組などを進めてまいりました。こうした新しい資本主義の考え方は新たな経済ステージへの移行に当たっての基盤となるものであるとし、賃上げを起点とした所得と生産性の向上により新たな成長を生み出す好循環が実現するとしています。

あわせて、社会課題の解決と持続的な経済成長の実現に向け、官民が連携して投資を行うGX、またDX等の分野において長期的視点に立ち戦略的な投資を速やかに実行し、人財や資本等の資源を成長分野の集中投資することによって経済全体の生産性を高め、日本経済を成長型の新たな経済ステージへと移行させていくとしているところでございます。

これらを踏まえ、先般、政府の令和7年度の一般会計予算の概算要求額が117兆6,000億円余り、2年連続で過去最大を更新したことが報道されているところでございます。政府が掲げます防衛力強化で防衛費が増えたほか、高齢化に伴う社会保障費などの増加によるもの、このほか、現段階で金額は示されておられませんけれども物価高騰対策の費用など、実質的な要求額はさらに膨らむ見通しとされています。

こうした国の動向については、引き続き注視をしてまいりたいと思うところでございます。

町では、現在、令和7年度に向けました実施計画の策定を進めているところでございます。

町の将来像と基本構想を柱にしっかり据えて、職員一人一人が町の厳しい財政状況を自分事として捉え、限りある財源を最大限有効活用すべく、GX、DXの推進はもとより、官民連携による事務事業の推進や人への投資等を念頭に置いた事業の刷新、進化を図り、事業の必要性、緊急性、費用対効果、後年度負担等を考慮しながら、町にとってよりよい施策を進めてまいります。

一方で、私が町政を担いまして間もなく1年を迎えるところでございます。私が町長に就任して以降、誰一人取り残さないという思いを胸に、対話を重ねながら、つなぐ力で楽しく豊かに暮らせる町づくりの実現に向けて全力で取り組んでいるところでございます。引き続き、町民の皆様、また企業の皆様とのコミュニケーションを重ね、着実に取り組んでまいります。

今回お認めいただきました補正予算を含め、令和6年度後半に向けて予定された事業を遅滞なく進めてまいる所存でございます。

結びに当たり、議員各位におかれましては、時節柄、健康には十分御留意いただき、一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、9月議会定例会の閉会に当たりましての挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

議長
事務局長

以上をもって令和6年9月飯島町議会定例会を閉会といたします。
御起立をお願いします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）

閉会

午前11時21分

上記の議事録は事務局長 那須野一郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員